

第3期 薩摩川内市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年度 ▶ 令和6年度



令和2年3月



鹿児島県
薩摩川内市



社会福祉法人
薩摩川内市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の進行、生活環境の変化に伴う、地域のつながりの希薄化、家族や地域での支え合いの機能低下を背景に、社会的孤立、制度の狭間の課題や、地域に暮らす人々の抱える課題の複雑化、複合化が増大しています。

こうした社会状況の中で、市民や地域のみんなでつくり上げていく、ふれあい、支え合う地域社会のあり方がますます重要であり、地域共生社会の実現に向けた改革が求められています。

本市では、平成19年3月に「第1期薩摩川内市地域福祉計画」を、平成27年3月に「第2期薩摩川内市地域福祉計画」を策定し、計画的に地域福祉の推進に取り組んで参りましたが、このような状況を踏まえ、更なる地域福祉の充実を図るため、「第3期薩摩川内市地域福祉計画」を策定しました。

地域に暮らす人々の世代や分野を越えての支え合い機能の強化と公的支援との協働による地域課題解決を試みる体制づくり、包括的相談支援体制の構築、そして市民、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的に、積極的に役割を果たし、協働しながら地域社会全体での計画の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための17の国際目標であるSDGsにおける「すべての人に健康と福祉を」をはじめとし、市民一人ひとりが主役となって、より充実して快適に暮らせるよう、更なる発展への努力を続けて参ります。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました地域福祉推進委員会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

薩摩川内市長

岩切 秀雄



「薩摩川内市地域福祉活動計画」の策定にあたって

近年、少子高齢化、人口減少が急速に進み、社会保障制度の改革により医療、介護が病院・施設から地域・在宅へと変わる中、地域住民が「我が事」として参画しながら共に支えあうことがますます重要になっております。

こうした地域の多様な福祉課題や生活課題に取り組んでいくために、平成27年3月に「薩摩川内市地域福祉活動計画（第2期）」を策定し、様々な事業に取り組んできました。

活動計画の基本理念である“全ての市民が住み慣れた地域でお互い支え合い安心して暮らせるまちづくり”を具体的に進めるために、今回「薩摩川内市地域福祉計画（第3期）」と合わせて「薩摩川内市地域福祉活動計画（第3期）」を策定いたしました。

本計画は、市で策定した地域福祉計画を基に地域で暮らす誰もが生き生きと安心して日常生活を送ることができるように、地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、共に支え合い助けあう「地域共生社会」の実現を進めることを目的としています。

計画内容としては、薩摩川内市社会福祉協議会が今後5年間で推進していく事業ごとに取りまとめ、地域・関係団体・関係機関と連携して主体的に地域福祉活動を進めてまいります。

今後とも薩摩川内市社会福祉協議会活動に対しまして、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました地域の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会

会長 **今別府 哲矢**



もくじ

第1部 総論

第1章 計画の基本事項.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	7
4 計画策定の経緯.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	8
1 地域の現状.....	8
2 高齢者福祉の状況.....	11
3 障害者福祉の状況.....	12
4 児童福祉の状況.....	16
5 特別な支援を必要とする人の状況.....	17
6 アンケート調査からみえる現状.....	19
7 住民座談会からみえる現状.....	21
第3章 基本理念と基本目標.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	24
3 計画の体系.....	25

第2部 地域福祉計画

第1章 市民と行政の協働によるまちづくり.....	29
1 地域福祉活動の推進.....	29
2 コミュニティ活動等への支援.....	30
3 人権の尊重と男女共同参画の推進.....	31
4 包括的支援体制の整備.....	31
第2章 健康で生き生きと暮らせるまちづくり.....	32
1 健康づくりの推進.....	32
2 医療体制の充実.....	33
3 地域が支える高齢者福祉の充実.....	33
4 生きることの包括的な支援の推進.....	34
第3章 次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり.....	35
1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実.....	35
2 ひとり親家庭の自立の支援.....	36
3 障害者(児)福祉の充実.....	37
第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり.....	38
1 権利擁護の推進.....	38
2 福祉施設の機能の充実.....	38
3 福祉人材等の確保.....	38

4 避難行動要支援者への避難支援の充実.....	38
5 バリアフリー化の推進.....	39
6 生活困窮者の自立支援等の充実.....	39
7 犯罪をした人への社会復帰支援.....	39

第3部 地域福祉活動計画

第1章 自立支援を促すための取組み(個別支援).....	43
1 社会福祉協議会としての総合相談.....	43
2 支援が必要な人を資金的に支援する取組み.....	45
3 支援が必要な人の権利を擁護する取組み.....	48
4 包括的・継続的な生活を支援するための取組み.....	51
5 障害者(児)の自立を支援するための取組み.....	53
6 その他.....	57
第2章 相互扶助を促すための取組み(小地域支援).....	58
1 自立的支援活動を通じた相互扶助の実現を支える取組み.....	58
2 自主的・自立的活動を通じた相互扶助の実現を支える取組み.....	62
第3章 地域の主体的活動を実践する取組み(地域福祉活動).....	68
第4章 自立支援・相互扶助・地域活動を実践するために必要な基盤整備.....	74
第5章 災害時における取組み.....	78
第6章 福祉教育.....	80

第4部 推進体制の整備

第1章 推進体制の整備.....	87
1 関係機関・団体等相互の連携.....	87
2 それぞれの役割.....	88
3 策定後の推進と評価体制.....	88

資料編

薩摩川内市地域福祉推進委員会設置要綱.....	91
薩摩川内市地域福祉推進委員会委員名簿.....	93
アンケート調査結果概要.....	94
1 調査の目的.....	94
2 調査の方法.....	94
3 回収状況.....	94
4 本項を読むにあたっての留意点.....	94
5 調査結果.....	95
住民座談会結果概要.....	110
1 座談会一覧.....	110
2 座談会における話し合いのテーマ.....	110
用語解説.....	122

第1部

総論

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の更なる進行や、家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化、インターネット等の普及による生活環境の変化等に伴い地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア(育児と介護が同時進行している状態)、8050問題(80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題)のように地域社会に暮らす人々の抱える課題は多様化し、複雑さの度合いも増えています。そのため、公的サービスのみでは制度の狭間にいる人に十分な支援が届かないなど、従来の体制では対応が難しいケースもみられるようになりました。

こうした課題の解決に向け、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正(平成30年4月施行)が行われました。

この改正では、自治体における地域福祉(支援)計画の策定が「努力義務」とされるとともに、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備をすること、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築をすること、③地域福祉計画の充実をすることも盛り込まれました。

本市においては、平成27年3月に「第2期薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、市と薩摩川内市社会福祉協議会がともに連携を図りながら「地域福祉の推進」に取り組んできましたが、このような状況等を踏まえ、更なる地域福祉の充実を図るため、「第3期薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置づけ等

① 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定により市が策定する法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を示す計画です。

② 地域福祉活動計画

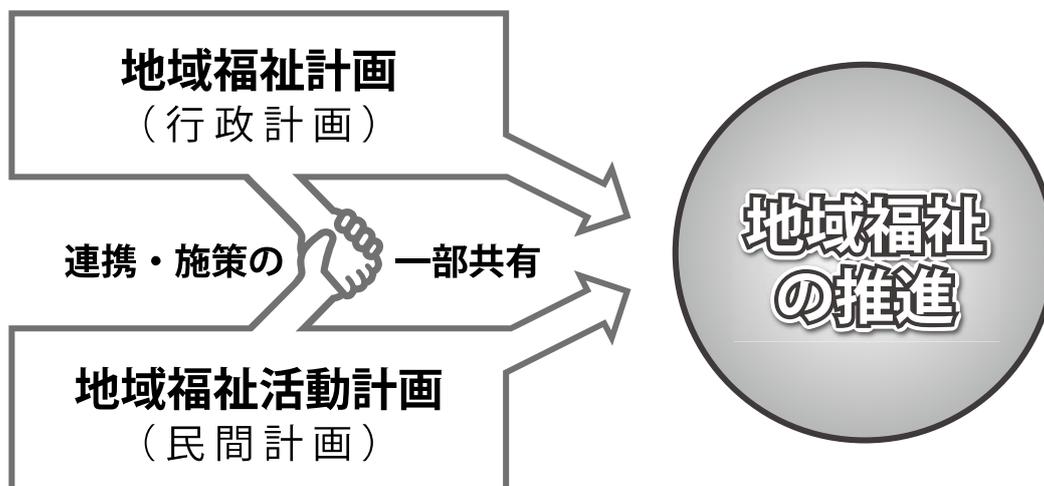
社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である薩摩川内市社会福祉協議会が策定する計画で、市民、ボランティア団体、福祉事業者などが相互に協力して地域福祉を推進していくための計画です。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、市の地域福祉を推進していく上で、同じ方向を目指し、相互に補完・連携していくことが重要であることから、一体的に策定します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根拠法	社会福祉法 第107条	なし (社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会が行う活動計画を策定するもの)
内容	地域福祉を推進するうえで基礎となる取組みの方向性を示す基本計画	社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
所管	薩摩川内市	薩摩川内市社会福祉協議会



(参考) 社会福祉法（平成 30 年 4 月改正）※条文より抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

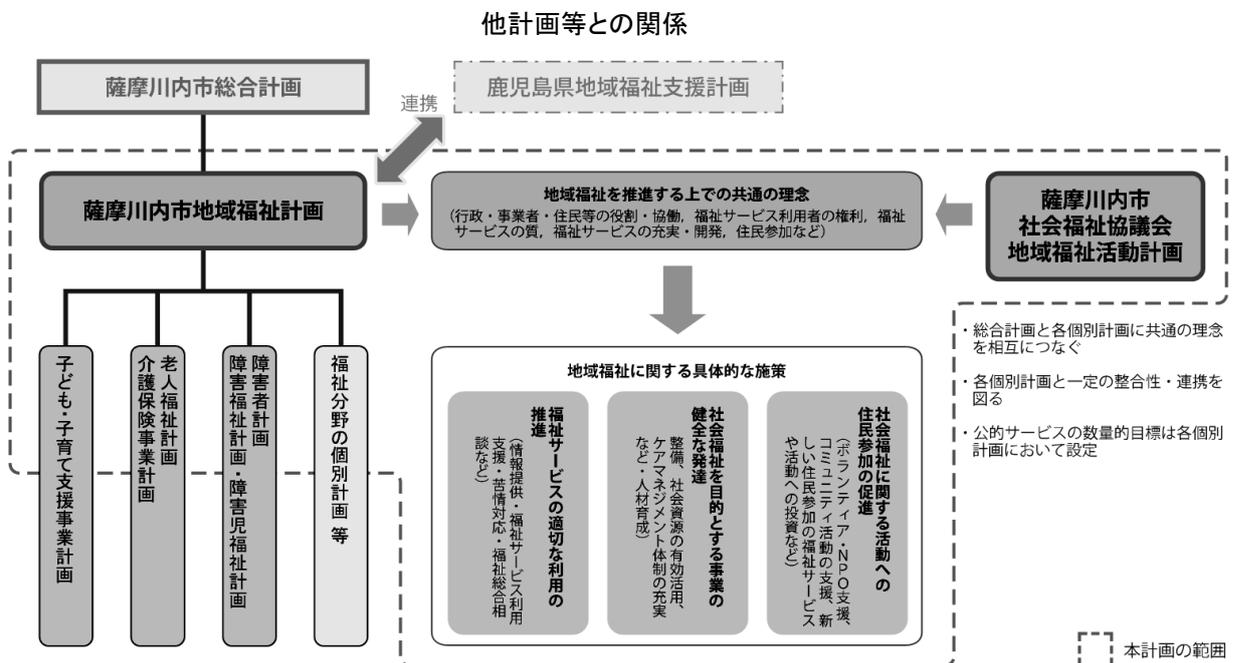
(2) 本市の各計画等との関係

① 薩摩川内市総合計画との関係

「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」を目指す薩摩川内市総合計画の下位計画とし、地域福祉の推進を図ります。

② 福祉分野の個別計画、関連する計画との関係

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する計画であり、各個別計画の上位計画として位置付けます。



3 計画の期間

計画期間は令和2年度(2020年度)を初年度として令和6年度(2024年度)までの5か年です。

地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価をし、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画策定の経緯

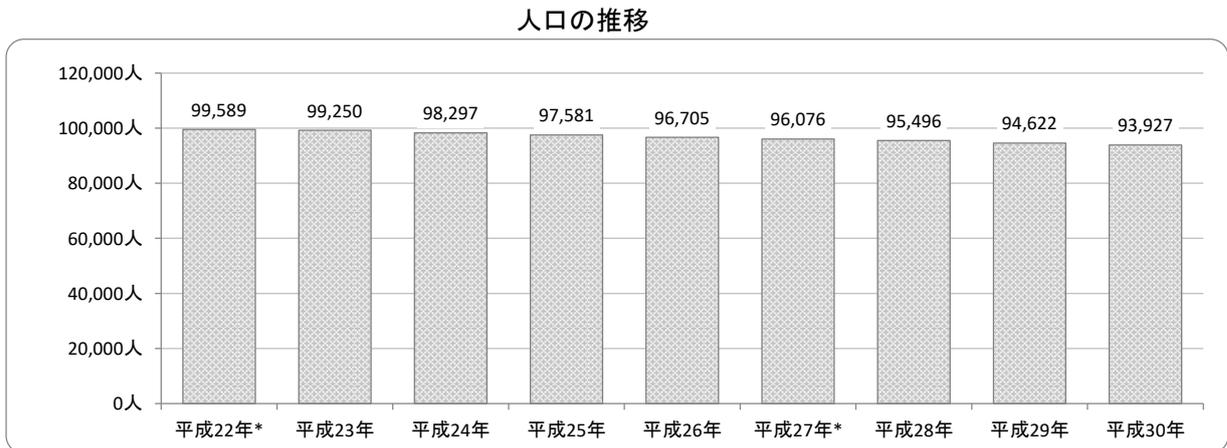
時期	内容
令和元年6月～7月	市民アンケート調査の実施
令和元年7月～9月	住民座談会の実施
令和元年9月17日(火)	市庁内協議
令和元年10月2日(水)	第1回地域福祉推進委員会 (計画案協議)
令和元年11月8日(金)	第2回地域福祉推進委員会 (計画案協議)
令和元年12月16日(月) ～令和2年1月17日(金)	パブリックコメントの実施
令和2年1月31日(金)	第3回地域福祉推進委員会 (計画の承認)

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域の現状

(1) 人口の推移

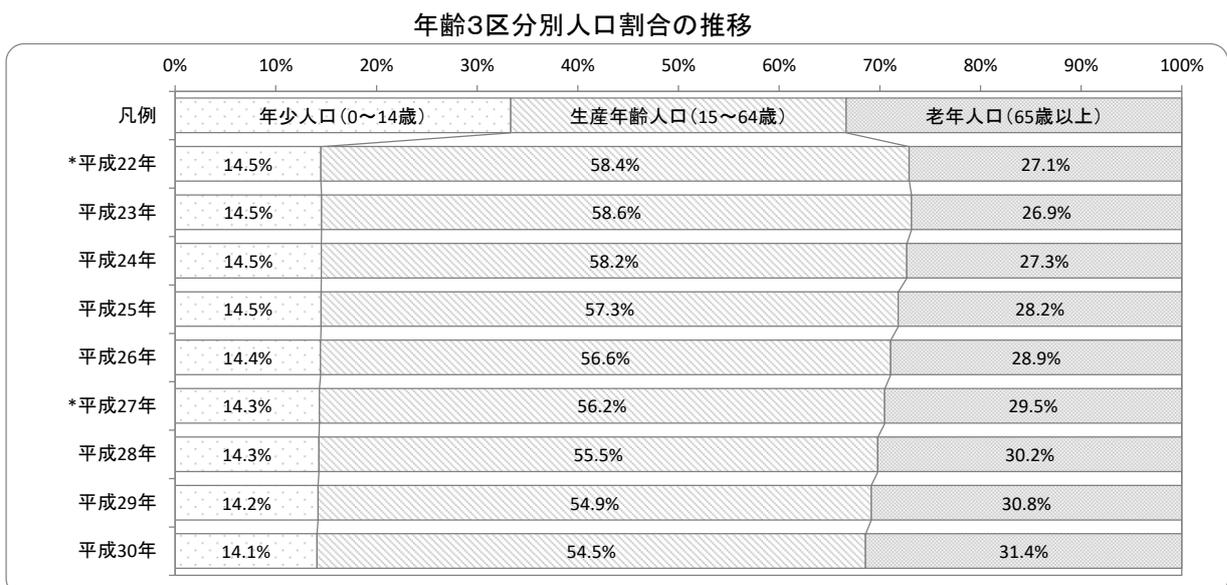
本市の人口は、減少傾向にあり、平成30年10月1日時点で93,927人となっています。



[資料]国勢調査・鹿児島県人口移動調査(推計人口)年報(各年10月1日現在) *印は国勢調査年度

年齢3区分別人口の割合をみると、平成30年10月1日時点で年少人口(15歳未満)が14.1%、生産年齢人口(15歳～64歳)が54.5%、老年人口(65歳以上)が31.4%となっています。

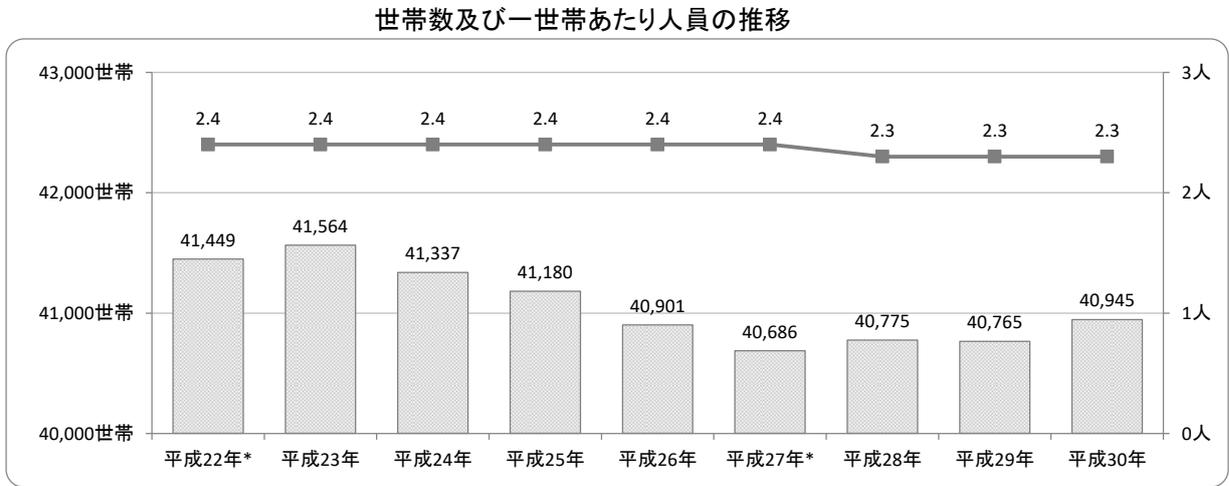
それぞれの推移は、年少人口割合及び生産年齢人口割合は年々低下しているのに対し、老年人口割合は上昇しており、少子高齢化が進行しています。



[資料]国勢調査・鹿児島県人口移動調査(推計人口)年報(各年10月1日現在) *印は国勢調査年度

(2) 世帯数の推移

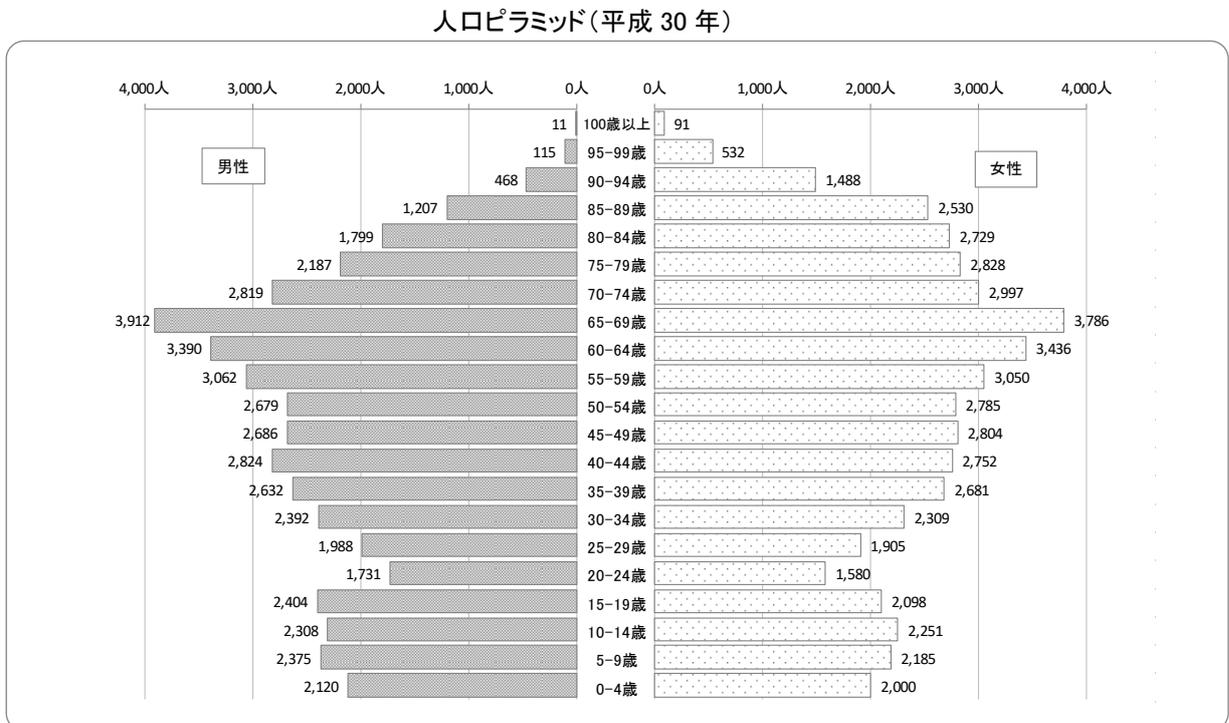
本市の世帯数は、平成28年以降増加傾向にあります。一方世帯あたりの人員は減少傾向にあり、単身世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。



[資料]統計さつませんだい(各年 10月1日現在) *印は国勢調査年度

(3) 人口ピラミッド

平成30年10月1日時点の人口ピラミッドをみると、全体では、いわゆる団塊の世代を中心とした階層の人口が多くなっている一方で、20歳代の人口が少なくなっています。

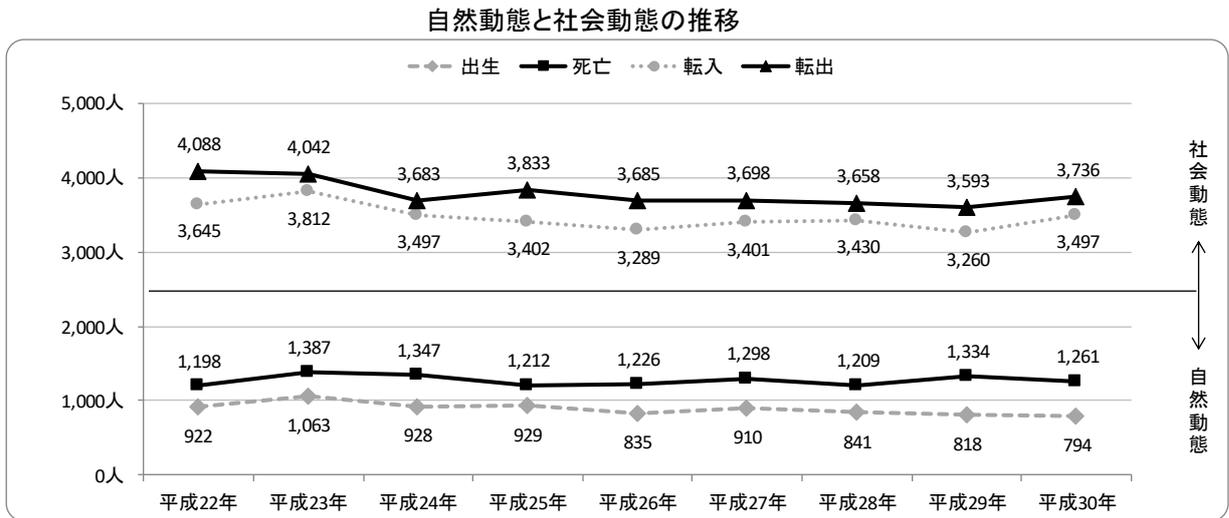


[資料]鹿児島県の推計人口(平成30年) ※年齢不詳は按分して掲載している

(4) 自然動態と社会動態

平成22年から平成30年までの自然動態と社会動態をみると、出生及び死亡による自然動態は、平成22年以降死亡が出生を上回って推移しており、平成30年では467人の自然減となっています。

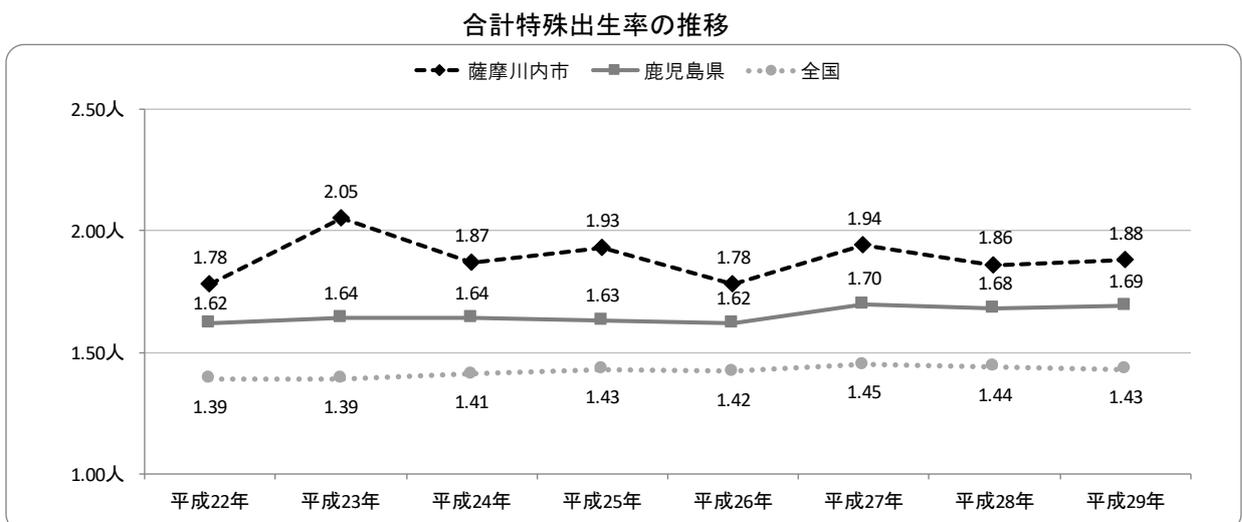
同様に転入・転出による社会動態についても転出が転入を上回っており、平成30年では239人の社会減となっています。



[資料]統計さつませない(各年 10月1日現在)

(5) 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計した合計特殊出生率は、国及び県よりも高い数値で推移しています。

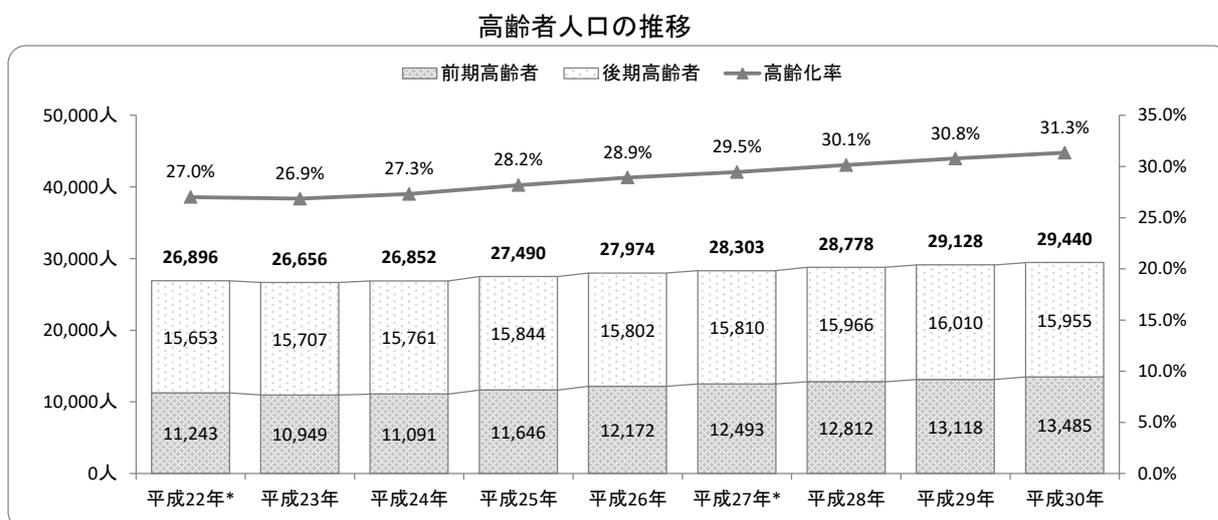


[資料]統計さつませない(各年 10月1日現在)

2 高齢者福祉の状況

(1) 高齢者人口の状況

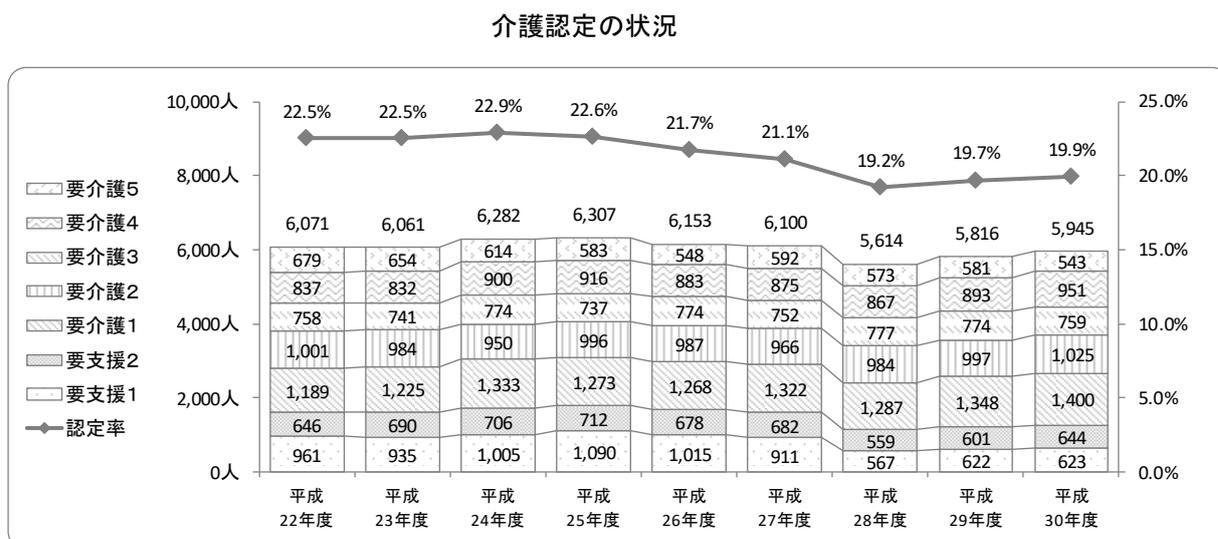
総人口が減少を続ける中、高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は上昇傾向にあります。なお、平成28年には高齢化率が30%を超えています。



[資料]国勢調査・鹿児島県人口移動調査(推計人口)年報(各年10月1日現在) *印は国勢調査年度

(2) 介護認定の状況

介護認定の状況を見ると、平成27年に6,000人を割り込み、平成29年以降は横ばいで推移しています。平成28年度から、介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし、サービス事業対象者へと移行したことや介護予防による効果等が要因の一つと考えられます。



[資料]老人福祉計画・第7期介護保険事業計画、介護保険事業状況報告(月報)(各年度3月末現在)

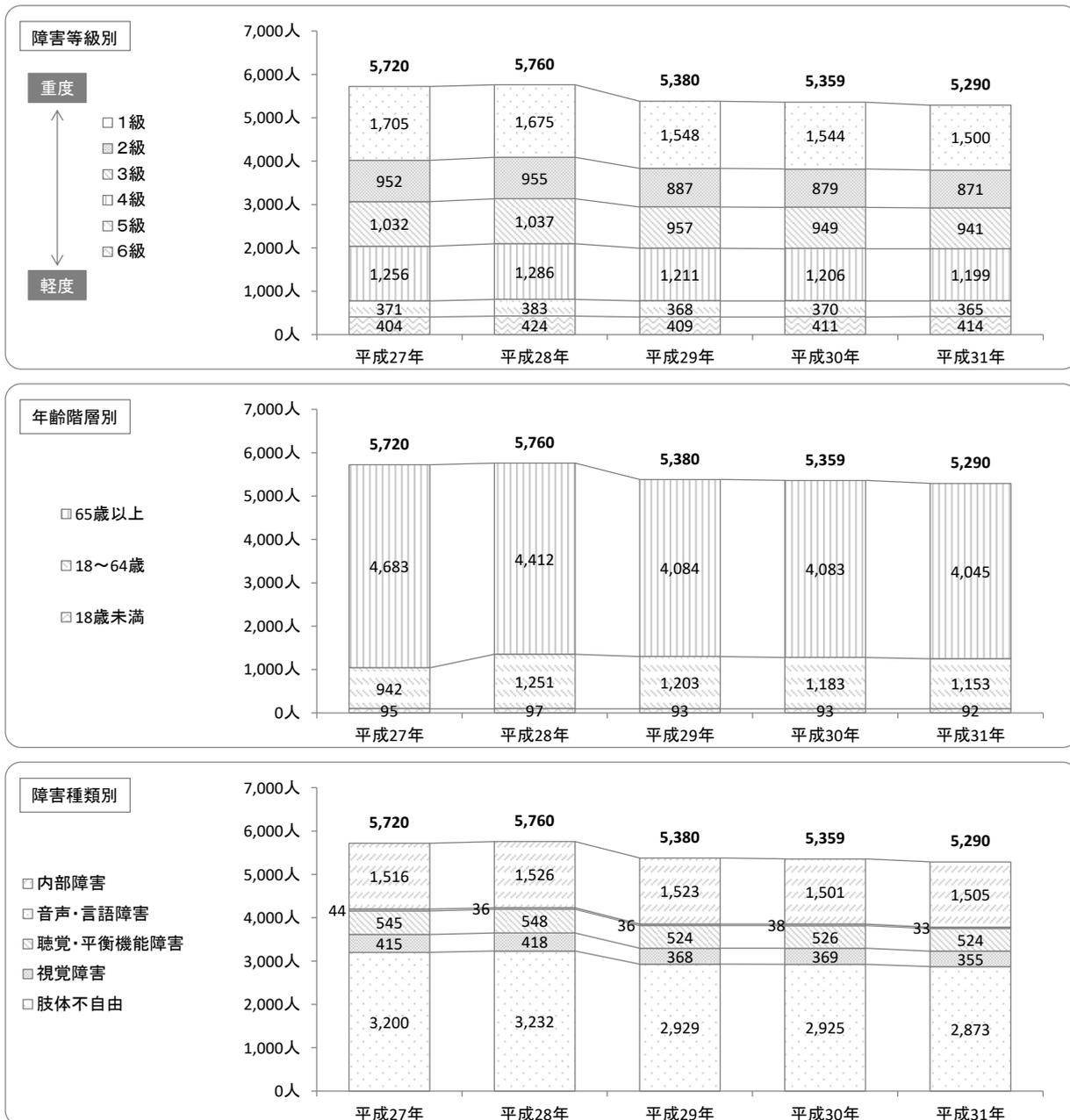
3 障害者福祉の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者の状況を見ると、やや減少傾向にあります。

障害等級別にみると1級や4級の割合が高く、年齢階層別にみると65歳以上が全体の7割以上を占めています。また障害種類別にみると、肢体不自由が過半数を占めています。

身体障害者の状況



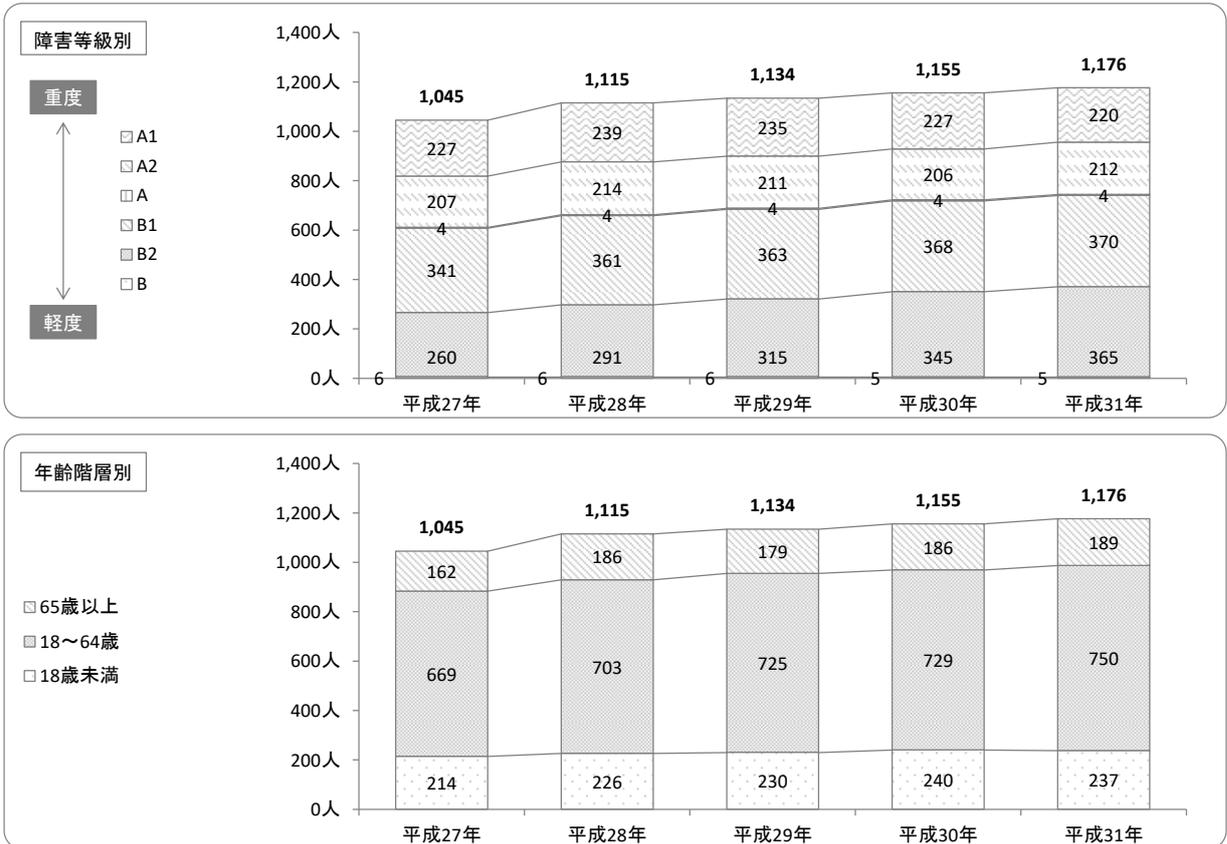
[資料]障害・社会福祉課(各年4月1日現在)

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者の状況を見ると、年々増加傾向にあります。

障害等級別にみると、比較的軽度であるB1やB2が過半数を占め、平成27年から平成31年の5年間で約22%増加しています。また、年齢階層別にみると、18歳～64歳が全体の6割以上を占めています。

知的障害者の状況



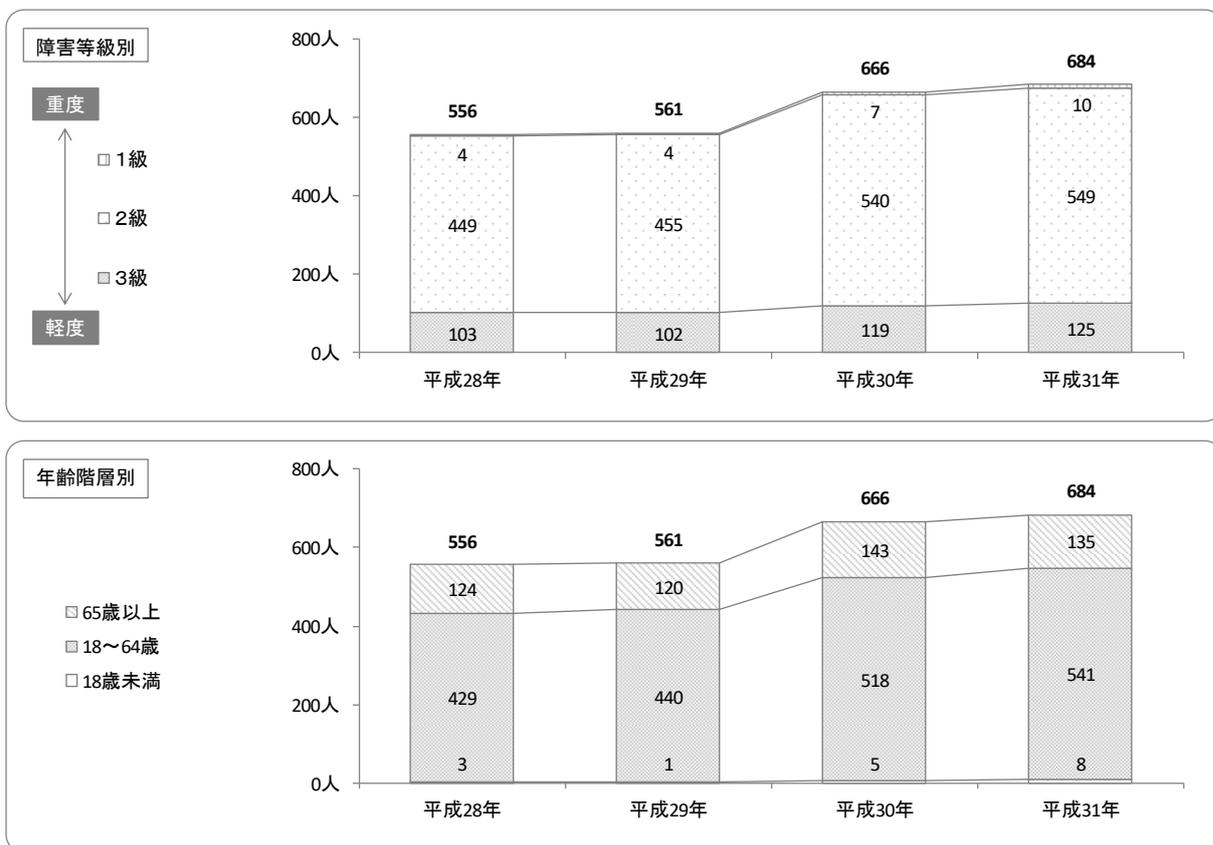
[資料]障害・社会福祉課(各年4月1日現在)

(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、年々増加傾向にあります。

障害等級別にみると1級から3級でそれぞれ増加しており、平成28年から平成31年の4年間で約23%増加しています。また、年齢階層別にみると、18歳～64歳が全体の約8割を占めています。

精神障害者の状況



[資料]障害・社会福祉課(各年4月1日現在)

(4) 悩みや相談ごと

現在、障害者が抱える悩みや相談ごとについては、「特にない」とする割合が最も高いものの、「自分の健康や治療のこと」や、「生活費等、経済的なこと」等の割合が高くなっています。

現在悩んでいること

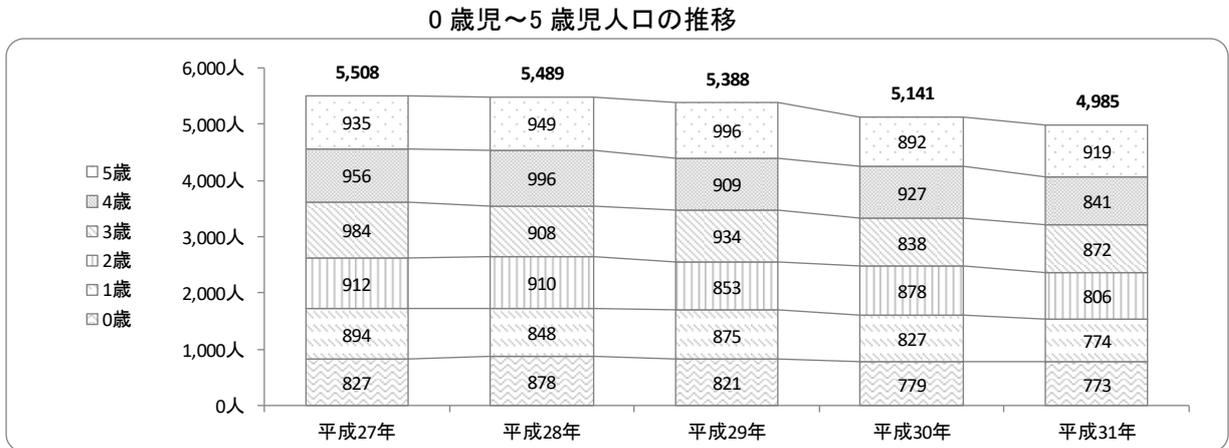
問19 悩んでいること(属性別)	身体障害		知的障害		精神障害		自立支援医療		難病		発達障害		高次脳機能障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
サンプル数	633		120		86		85		95		43		42	
自分の健康や治療のこと	209	33.0%	36	30.0%	41	47.7%	44	51.8%	38	40.0%	17	39.5%	23	54.8%
生活費等、経済的なこと	170	26.9%	28	23.3%	40	46.5%	42	49.4%	35	36.8%	14	32.6%	25	59.5%
介助や介護のこと	82	13.0%	18	15.0%	10	11.6%	15	17.6%	13	13.7%	8	18.6%	21	50.0%
家事(炊事・洗濯・掃除)のこと	64	10.1%	13	10.8%	21	24.4%	23	27.1%	16	16.8%	10	23.3%	11	26.2%
住まいのこと	58	9.2%	11	9.2%	12	14.0%	14	16.5%	12	12.6%	5	11.6%	10	23.8%
外出や移動のこと	99	15.6%	23	19.2%	15	17.4%	25	29.4%	26	27.4%	12	27.9%	17	40.5%
学校生活や進路のこと	8	1.3%	6	5.0%	4	4.7%	3	3.5%	0	0.0%	1	2.3%	1	2.4%
結婚や育児のこと	19	3.0%	8	6.7%	4	4.7%	4	4.7%	3	3.2%	2	4.7%	3	7.1%
家族や地域での人間関係のこと	44	7.0%	17	14.2%	22	25.6%	25	29.4%	9	9.5%	9	20.9%	9	21.4%
親等の亡き後のこと	82	13.0%	39	32.5%	25	29.1%	28	32.9%	12	12.6%	17	39.5%	13	31.0%
その他	17	2.7%	2	1.7%	5	5.8%	5	5.9%	7	7.4%	2	4.7%	0	0.0%
特にない	266	42.0%	43	35.8%	19	22.1%	12	14.1%	25	26.3%	12	27.9%	6	14.3%

[資料]第3期薩摩川内市障害者計画(平成31年3月)

4 児童福祉の状況

(1) 就学前児童数の状況

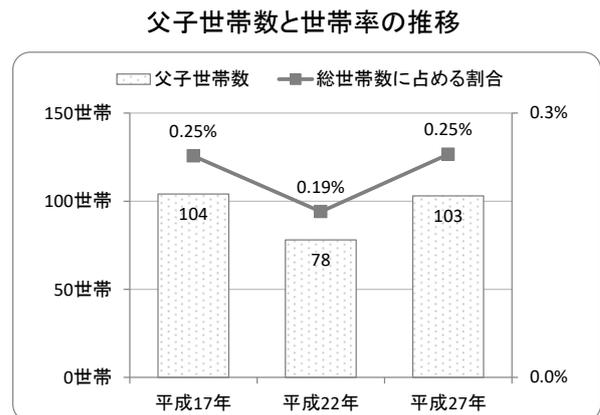
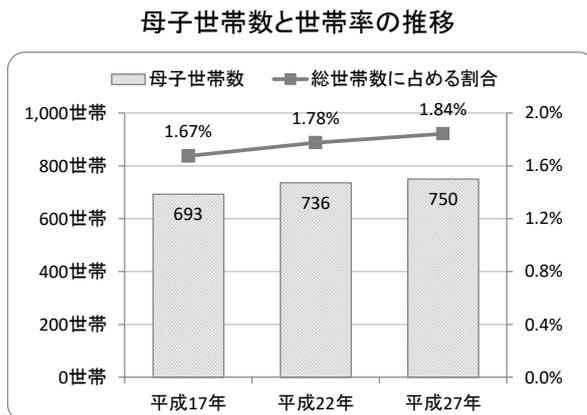
就学前児童数は、年々減少傾向にあります。平成27年度から平成31年度にかけては 523 人(9.5%)の減少となっています。



[資料]住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) ひとり親(母子・父子)世帯の状況

母子家庭及び父子家庭の状況を見ると、平成22年度から平成27年度にかけてともに増加しています。同様に、本市の総世帯数に占めるそれぞれの世帯率も平成22年度から平成27年度にかけてともに上昇しています。



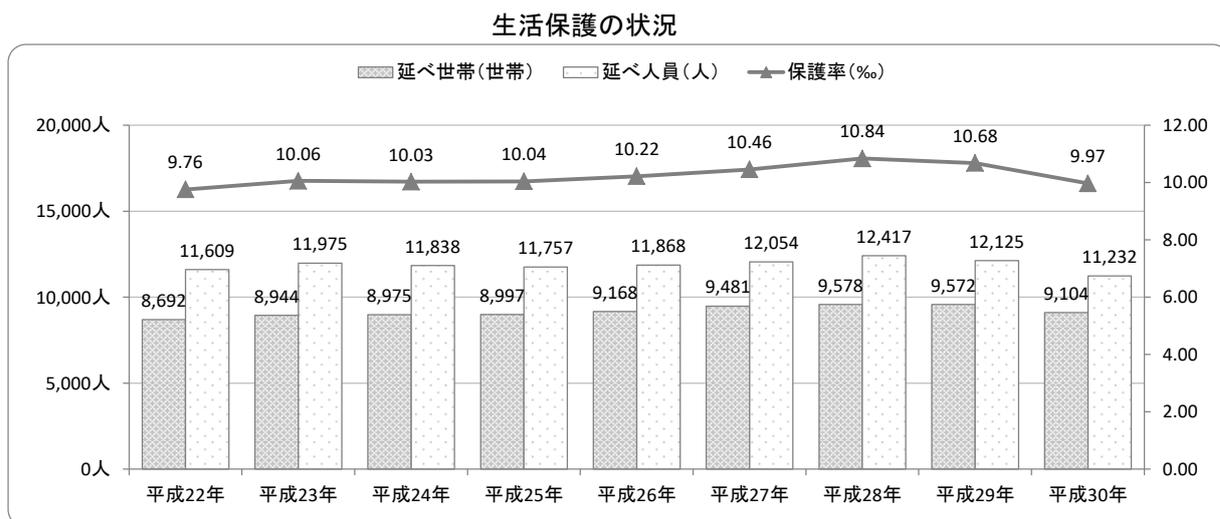
[資料]国勢調査(各年10月1日現在)

5 特別な支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護（被保護世帯数、被保護人員及び保護率の推移）

本市における生活保護法による被保護世帯数・人員は、平成30年現在で9,104世帯・11,232人で保護率は9.97パーミルです。

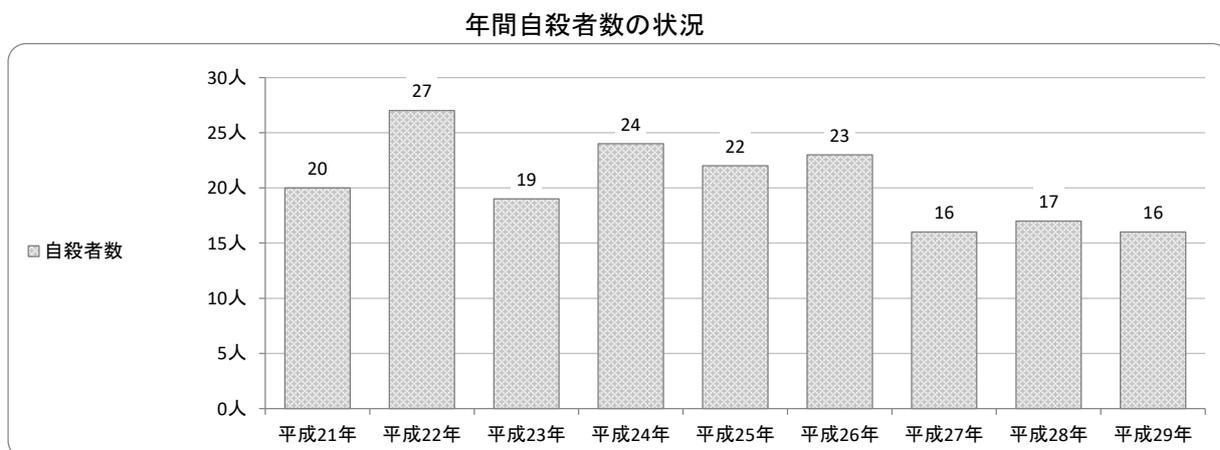
保護率は平成28年までゆるやかな上昇傾向で推移していましたが、平成29年以降は下降傾向にあります。



[資料]統計さつませない ※保護率の単位は千分率(%o:パーミル)

(2) 自殺

年間自殺者数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。しかしながら、いまだに年間20人近くが自殺により命を落としています。

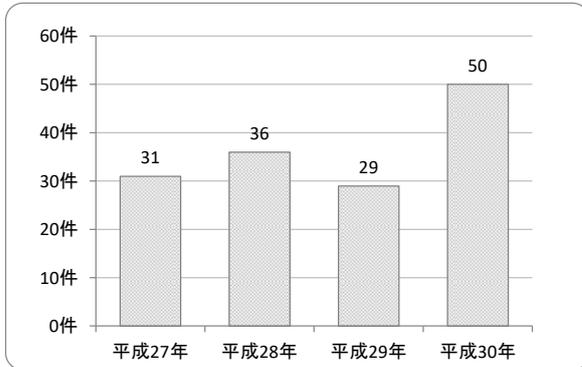


[資料]薩摩川内市自殺対策計画(地域自殺実態プロフィール)

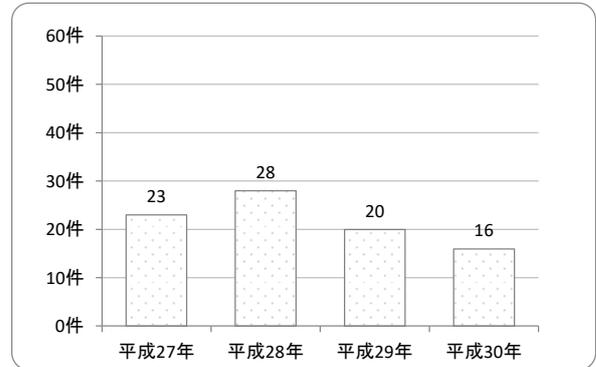
(3) 虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）

各種虐待の相談・通報件数の推移をみると、児童虐待は増加傾向、高齢者虐待は減少傾向、障害者虐待は横ばい傾向にあります。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力、いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス)については、各年20件前後で推移しています。

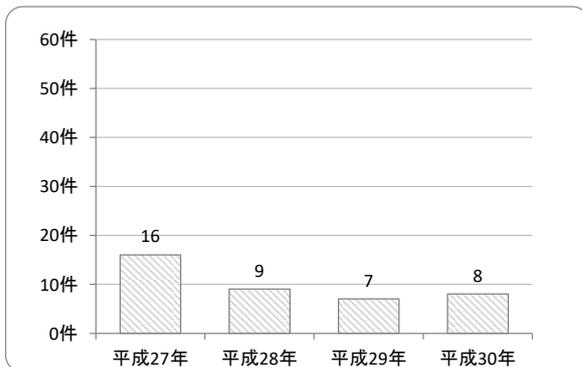
児童虐待相談・通報件数



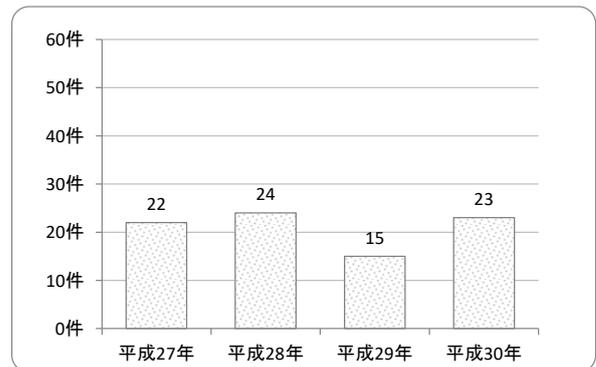
高齢者虐待相談・通報件数



障害者虐待相談・通報件数



DVに関する相談・通報件数

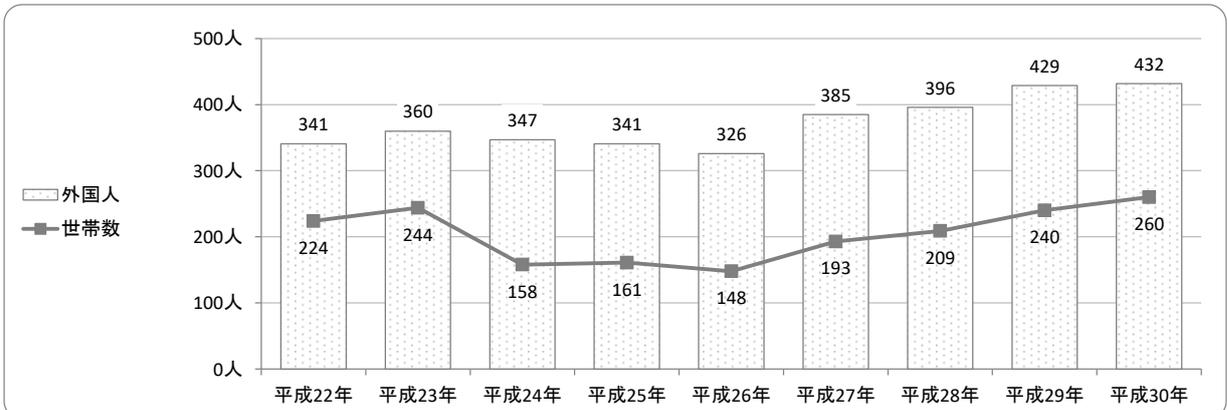


[資料]障害社会福祉課(各年3月31日現在)

(4) 外国人

本市に居住する外国人人口及び世帯数は、平成23年以降ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成27年度以降は増加傾向にあります。

外国人の状況



[資料]統計さつまさんだい

6 アンケート調査からみえる現状

アンケート調査の概要

調査地域	薩摩川内市全域
調査対象	薩摩川内市に住所を有する 20 歳以上の市民
調査期間	令和元年6月～7月
調査件数	7,000 件
回収結果	2,923 件（回収率:41.8%）

※アンケート調査結果概要は資料編に掲載しています。

(1) 外出について

- ① 全体の8割が2～3日に1回は外出しているが、残りの2割は1週間に1回以下の外出頻度である。
- ② 外出が大変であるとの回答は、全体の 1 割であり、女性の割合が高く、65 歳以上の高齢者が5割を超えている。外出に関する支援があった場合でも、積極的に出かけたいとの回答は、大変だと感じている人の5割弱であった。出かけない理由については、体力的な問題や支援者に対して迷惑をかけたくないといったものが挙げられている。

(2) 日常生活の不安について

- ① 日常生活における不安は、自身の健康面や介護、生活を送る上での経済面といった意見が多かった。
- ② 日常的に相談したり助けを求めたりできる家族や親族が「いない」とする割合は1割未満であるものの少なからず存在していることがわかる。また、同様に友人の場合、家族や親族と比較して割合は高くなり、2割が「いない」と回答している。
- ③ 日本語版 LubbenSocial Network Scale 短縮版(LSNS-6)に基づく社会的孤立状態についての分析も行った、女性よりも男性の割合が高く、75 歳以上や 40 歳～64 歳の4割以上が社会的孤立状態にあると考えられる。

(3) 地域との関わりについて

- ① 居住する地域への愛着を持っているとの回答が8割を越え、近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好であるとの回答が6割となった一方で、若者や中高年の人が暮らしやすい環境や、高齢者や障害のある人にとって暮らしやすい都市環境が充実していないとする回答がそれぞれ6割程となっている。
- ② 同様に普段の近所づきあいについては全体の9割以上が何らかの付き合いがあると回答しているものの、地域のつながりという点では全体の5割がこれまでと比較して弱体化していると考えている。
- ③ 暮らしの中での必要な助けを求める相手については、家族・親族・友人といった割合が高い中、「近所の人」という回答も3割にのぼっている。
- ④ 日常生活における手助けの需要と供給については、安否確認や声掛け、買い物等の外出支援、災害時の手助けといった項目でバランスがとれている一方で、ちょっとした修理・修繕や、高齢者の介護等で需要が供給を上回っている。

(4) 災害に対する備えについて

- ① 災害発生に向けた非常持出し用品等の準備状況については、8割ができていないと回答していて、その7割が65歳以上の高齢者である。
- ② 避難場所の認知状況については、全体の2割が避難場所を知らないと回答していて、その5割が65歳以上の高齢者である。
- ③ 災害発生時に緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難できるかについては、8割が避難できるとする一方で、1割が判断や避難ができないと回答しており、65歳以上の高齢者が7割を占めている。また、判断や避難ができないとした回答のうち、近隣に助けてくれる人がいない割合は5割弱となった。このうち、女性で、65歳以上の高齢者がそれぞれ7割を占める結果となった。

(5) 地域活動について

- ① 自治会や子供会、PTAなどの地域活動に対する参加状況をみると、参加中もしくは参加経験があるとする回答が9割、未経験が1割となった。参加経験のある活動としては「地区コミュニティ・自治会の活動」が9割であり、参加していない理由については、個人の体調や時間的制約の他、機会がなかったり、参加方法がわからなかったりするなどの意見もあった。
- ② 今後必要な地域活動については、「高齢者を支援する活動」や「住みやすい地域にする活動」、「地域を元気にする活動」などが多く挙げられている。また、地域における助け合い・支え合いの活動を活発化していくためには、地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRすること、活動の資金的な支援が必要であるとの意見が多かった。

(6) 社会貢献について

- ① ボランティア活動への参加経験は、5割弱が参加したことがないと回答した。参加していない理由は、仕事や学校などの都合や体力的な問題、活動に関する情報がないことなどとなっている。また、参加経験のある人が考える活動について困ったことや苦勞した点は、共に活動する人材の確保や、活動の継続実施などが挙げられた。

7 住民座談会からみえる現状

各中学校区にて現在取り組んでいることや5年後、10年後の地域の在り方等について多くの意見が出されました。意見の内容から6つのカテゴリーに分けて情報を整理します。

(1) ネットワークや情報共有の必要性について

- 隣近所との繋がりが助け合いが必要。遠くの家族、親戚よりも近くの住民がとても大事。田舎は暗黙のネットワークがきちんと構築されている。自然の繋がりがネットワークが絶対に必要である。
- 地域でも、毎日見守りを行うことは難しい。生活圏域だけではなく、今回のような中学校区での広いネットワークも必要。今後は民間事業所(新聞等配達の人など)も声かけし、巻き込んでいく必要がある。
- 自治会長、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー、生活支援コーディネーター、高齢者学級間での情報交換の場がある。それぞれの活動が点と点の支援になってしまわないよう、常に横の連携を意識し、情報共有とネットワークづくりの場が地域にとって実はとても大切である。
- これからは、行政や社協にだけ頼るのではなく、さらには専門職だけではできないこともあるので、地域と専門職、行政や社協が連携した地域づくりが大事である。
- 支え合いマップ作りを学び活用、地域の情報の共有を図る必要がある。
- 地域において見守り活動や地域支援活動を行っているメンバーで「情報共有の場」が必要である。また、住民を巻き込んだ「地域での見守りや支え合い」について取り組む必要がある。

(2) 担い手不足について

- 地域活動の担い手も減少しており、婦人会などがなくなったところもある。
- 民生委員・児童委員の活動内容を知らない人が多いと思う。大変そうというのだけ伝わって、なり手がいない。
- 以前はゴミ出しをヘルパーが実施していたが、ヘルパー事業所の閉鎖や人材不足で要望に応えられていないこともある。また、ヘルパーを使いたい方が、待機状態の方もいる。

(3) 男性の居場所づくりについて

- サロンは活発になってきているが、男性の参加者が少ない。趣味の活動がなくなったら家に閉じこもる方が多くなった。男性の目線に立った内容(ものづくりなどの形が残るような活動や特技、経験を活かした活動、男性限定の集まり)など工夫が必要である。

(4) 若い世帯との繋がりがりや交流について

- 若い世帯とのつながりが薄いですが、これから5年10年先の地域を担ってもらうためにも若い世帯を巻き込んでいく必要がある。今後は、座談会や地域活動への参加を呼びかけたい。
- 学校や地域行事を通して子どもとの関わりはあるが、親世代との繋がりが持てない。親世代とも顔見知りになるきっかけづくりが必要である。

(5) 隣近所の助け合いや支え合いについて

- 現状のつながりを絶やさないようにいき、現状のつながりをより深めていく必要がある。
- 昔に比べて向こう三軒両隣がなくなってきた現代、地域の輪やいかに向こう三軒両隣が必要であると再確認できた。地域に戻って何かできないか考えてみる必要がある。
- 隣近所同士の気配り目配りが必要。自治会長や民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザーは、地域の隅々まで把握し、支援することはできないので、「遠くの親戚より近くの他人」というように地域が一丸となって支え合う体制づくりが必要である。
- 孤立者をつくらない取組みは必要。常日頃からの関係づくり。特に訪問を拒否する人などに対して、放っておくのではなく誰かが関わるようにする。その方が変わるきっかけづくりを誰かがおこなっていく必要がある。
- 災害時の対応が必要な人に対して、事前に把握し対応策を考えておく必要がある。
- 自治会長や民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー、専門職などは月に数回訪問する程度。介護保険などのサービスも毎日とは限らないので、安心、安全な生活は地域との連携が必要である。
- 自治会活動にまったく出てこられない方がいる。そのような方に対してどこまで踏み込んでいいのか分からず困ることもある。
- 自治会未加入者がおり、地域との繋がりがなく、生活実態が分からず困っている。情報伝達についても気になる。
- ゴミ出しについて、自治会未加入者世帯は、捨てることができない。時間が決まっていてヘルパーを頼めない。結局ケアマネがゴミ捨てをしている現状がある。
- 個人情報に過敏になりすぎている傾向がある。正しく理解できれば、話し合いの場はもっと有意義になる。
- 地域で見守りや支援について話し合いをする際に個人情報の問題で引っかかることがある。個人情報の問題から必要な人に必要な情報が入ってこず、肝心な場面で話が止まってしまうことがあるので何か良い方法を考えたい。

(6) 移動困難者や車の運転について

- 買い物がしたい、買い物をしてほしいというニーズが多い。将来の自分に置き換えても今から移動販売などの対応を考えていく必要がある。
- 外出の機会が少ない人の理由の一つに「移動が困難」がある。公共交通機関も活用しづらいとの声を聞き、個人的に送迎したい気持ちはあるが万が一の事故が不安である。
- 高齢者による車の事故や危険運転から免許返納を考える方もいるが、返納すると生活が維持できない地域や住民もいる。今後のことも考え何か策を考える必要がある。
- 運転免許がなくなったら困る地域なので、試験的にディーラーの車を地区コミに2年間おき、移動支援を試みようと考えている。

第3章 基本理念と基本目標

計画の基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、これからの地域福祉のまちづくりの方向性を示すものです。また、基本目標は、地域福祉推進のキーワードとなるもので、具体的な施策の方向性を示すものです。

本計画では、基本理念、基本目標を次のとおり定めます。

1 基本理念

基本理念

全ての市民が
住み慣れた地域で お互い支え合い
安心して健やかに暮らせる
まちづくり



今後も少子高齢化・核家族化等の進行が予想され、市民や地域のみんなでつくりあげていく、ふれあい、支え合う地域社会のあり方がますます重要になってきていることから、本計画の基本理念はこれまでの計画基本理念を踏襲し、誰もが安心して暮らせる地域福祉の構築を目指します。

2 基本目標

計画の基本目標は、基本理念の実現を目指し、薩摩川内市が地域住民や社会福祉協議会、事業者と連携して地域福祉を推進していくために、施策展開の基本方向として設定するものです。

4つの基本目標

市民と行政の協働によるまちづくり

地域に暮らす人々が共に助け合い、支え合いながら、支援や児童の健全育成などに積極的に取り組み、複合的な課題に対応する包括的な体制づくりを進めることで、思いやりのある地域社会づくりを目指します。

健康で生き生きと暮らせるまちづくり

少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが『自分の健康は自分で守る』との意識を持ちながら、心身ともに健やかに暮らせる地域社会を目指します。

次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり

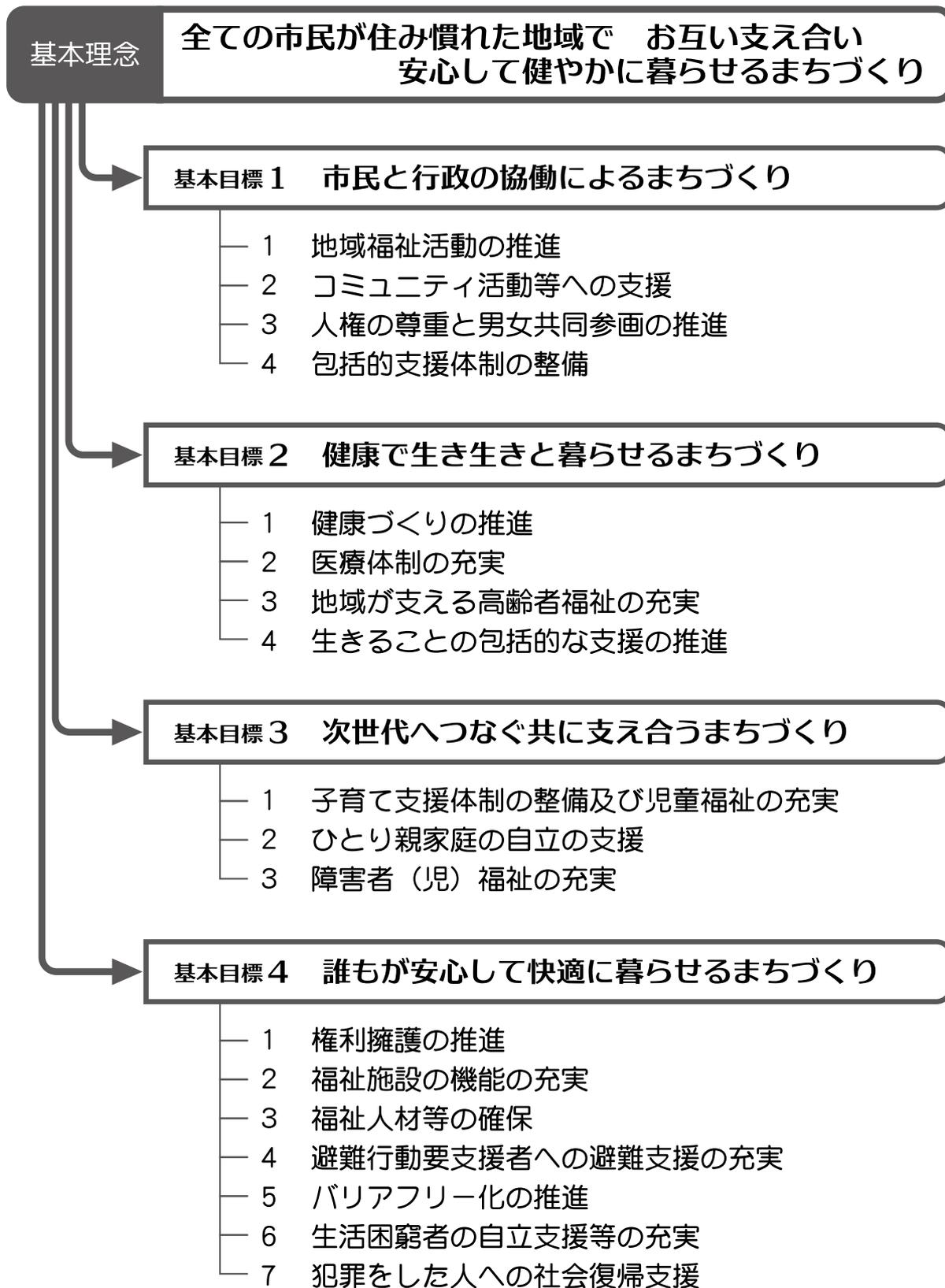
子どもの育ちと子育てを社会全体で支援し、また障害のある方などが安心して暮らし、積極的に社会に参画できるなど、全ての市民がお互いを尊重し、共に暮らせる優しい地域社会を目指します。

誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

全ての市民が地域の中で、安全・快適に暮らすことができるよう、生活課題を総合的に解決できる環境づくりに取り組みます。

3 計画の体系

施策の体系



第2部 地域福祉計画

第1章 市民と行政の協働によるまちづくり

近年、これまでの制度やサービスでは十分に対応できない問題やケースが増えてきています。

地域住民が抱えるさまざまな生活課題や福祉ニーズを少しでも解決していくためには、どこにどのような問題があるのかを発見し、誰がどのように対応していくのかということを決め、取り組んでいく仕組みづくりが重要です。

そのためには、何よりも地域住民一人ひとりがお互いに理解し合い、自分が住む地域のさまざまな問題に関心を持ち、その解決に向けて考えていく姿勢が大切です。

今後は、こうした生活課題や福祉ニーズをとらえ、解決していくための人材育成や発掘、地域に眠っている社会資源としての人材を最大限に活用するための取り組みが必要です。

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉の活動の強化

地域に住む人々が共に助け合い、支え合うことができるよう学習機会の充実に努め、社会的弱者を地域で支援する意識の浸透を図ります。

また、高齢者クラブなどの活性化を図るとともに、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー等の連携を強化し、地域における福祉活動を支える体制づくりを促進します。

(2) 社会福祉協議会等の機能の充実

地域福祉を積極的に推進していくため、その中心的役割を果たす社会福祉協議会など関係機関の機能の充実に努め、地域社会における福祉ネットワークづくりを目指します。

(3) ボランティア意識の高揚

地域におけるボランティアの輪を広げていくため、市民一人ひとりが能力や個性を生かし、主体的にボランティア活動等に参加できるよう、関係機関と連携を図り、広報やセミナーの開催などあらゆる機会を通じて、連帯と相互扶助の精神、ボランティア意識の高揚に努めます。

(4) ボランティア活動の支援及び人材の育成

市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、市が市民活動災害補償保険に加入し、保険制度の面から種々のボランティア活動を支援するとともに、関係機関と連携して、企業・団体に対するボランティア休暇制度の普及・啓発に努めます。

また、市民が共に助け合い、支え合う地域社会システムの構築の一環として、NPO 法人、ボランティア団体等の活動支援や人材確保・育成のため、その拠点となるよう、コンベンションセンター内に(仮称)市民活動センターを設置します。

(5) 地域の見守り体制の充実

民生委員・児童委員や自治会長を中心とした地域の見守り体制の充実を図ります。

独居高齢者等の孤独死や、消費者被害の防止、児童の健全育成のため、民間事業所や関係機関との協力による高齢者や児童等の見守り活動を行い、支援の拡充を図ります。

2 コミュニティ活動等への支援

(1) コミュニティ意識の醸成

世代や性別の枠にとらわれない地域住民の交流を促進するとともに、地域が一体となって取り組むことのできる地域活動の創出を図り、コミュニティ意識の醸成及び地域の一体感の高揚を図ります。

また、地域における相互扶助意識の啓発により、青少年や高齢者、障害者にやさしい地域社会の形成を促進します。

(2) コミュニティ組織の強化と人材育成

自治会や地区コミュニティ協議会等の組織の自主的活動を尊重しながら、その運営を側面から支援するとともに、これらの組織への加入の促進に努めます。

また、自治会や地区コミュニティ協議会、各種団体等の活動を通じて、コミュニティを担う人材の育成を図ります。

(3) コミュニティ活動における市民参画の促進

市民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動への参画を促進するため、市の広報紙やホームページ、市民活動情報サイトなどの広報媒体を用いて各地区のコミュニティ活動に関する情報を迅速に、かつ、分かりやすく市民に伝えるとともに、講演会やセミナーの開催により意識の啓発等を図ります。



3 人権の尊重と男女共同参画の推進

(1) 人権の尊重と相談体制の充実

子ども、高齢者、女性、障害者等に関する人権問題や、インターネット社会における新たな人権侵害への対応、また LGBT の方が生活しやすい環境整備など、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があります。

また、人権や男女共同参画について正しい理解をするなど、社会全体での意識改革につなげるため、啓発・広報活動を積極的に推進するとともに相談体制の充実を図ります。

(2) 家庭生活と職業生活、地域活動との調和

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、健康や趣味、学習といった個人的領域だけでなく、仕事、ボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能とし、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して生活していく上で重要です。このため、仕事と生活の調和を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場、地域などにおいてこれらの調和を支援する気運の醸成等を図るための広報活動や情報提供を行います。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動が、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが不可欠です。

このことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進します。

4 包括的支援体制の整備

(1) 市の相談支援体制の構築

社会問題化している虐待やひきこもり、生活困窮などの相談業務を一元化することで情報共有や取組みの強化を図ります。

また、個人の世帯が抱える複合的な課題の的確な把握や支援のため、専門の相談員の配置や職員の資質向上に努め、各分野が横断的に連携し対応する体制や多機関とのネットワークの構築を推進します。

(2) 地域と連携した支援体制の充実

虐待やDVなど、重大な人権侵犯事件になり得る案件については、課題が多様化し、複雑さや解決の困難さの度合いが増しているため、相談窓口を核として、国・県・関係機関や地域全体と連携した見守りや相談支援体制の充実に努めます。

第2章 健康で生き生きと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが自分の年代に合わせた健康課題を認識し、それに対処していくことや、生涯を通じた健康づくりが大切になってきます。

健康は個人の問題ですが、一人では解決できない要因が絡み合っています。そこで、地域活動の一環として地域で暮らす一人ひとりがともに支え合いながら健康増進を図り、家族や地域の仲間や組織(学校・職場・地域等)と一緒に問題に取り組んでいくことが必要です。

市民の誰もが、住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持って暮らせるよう、健康づくりと福祉分野の連携を強化し、総合的に施策を推進します。

1 健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた市民全体の健康づくり

病気の発生予防対策にとどまらず、生きがいづくり、人とのふれあいの促進、自分らしい生き方の発見等、元気を増やす健康づくりを目指し、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という主体的な健康づくりの意識を持てるよう、それぞれのライフステージや生活の場に応じて、きめ細かな健康づくりを展開していきます。

(2) 生活習慣病の予防と早期発見

がん検診や特定健診の受診勧奨を行い、がんや生活習慣病の早期発見に努めるとともに、生活習慣の改善支援に取り組み、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めます。

(3) 健康づくり推進体制及び社会環境整備の充実

市民の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉・教育・職域など、健康づくりに関係のある各機関の相互の連携を強化するとともに、地域住民と一体となって健康づくりに取り組む各地域のリーダーの育成・支援に努めます。

また、楽しみながら健康づくりや社会貢献する個人を地域で支える介護予防元気度アップ事業など、市民全体の健康づくりにつながる「ヘルスプロモーションに基づく健康づくりの取組」の拡大・充実に努めます。



2 医療体制の充実

(1) 医療体制の整備

市民の身近なところで地域医療を担う“かかりつけ医”の定着と在宅医療を促進します。

在宅当番・夜間当番病院の維持、休日の医師及び看護師等の確保、救急医療に関する情報提供など、安心して医療を受けられるよう、医療機関と行政が連携し、救急医療体制を堅持します。

甕島地域の医療体制については、診療施設の効率的配置及び充実に図り、医師・看護師の負担を軽減することによる安定的な医療体制の確保に努めます。

(2) 人材の確保

内外の高等教育機関をはじめとする関係機関との連携を深めながら、各地域の実情に合わせて、医療従事者の確保に努めます。

(3) 在宅医療の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・福祉・介護の関係者機関による多職種での在宅療養の連携を推進して、「在宅医療支援センター」及び「在宅歯科医療推進室」等の活動を支援し、包括的な在宅医療・介護の提供を目指します。

3 地域が支える高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加のための環境づくり

健康・体力の維持増進や予防に向けた主体的に生きがいを感じながら地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

また、生涯学習や高齢者クラブ、シルバー人材センター等の活動内容を紹介するなど、雇用を含めた社会参加に対する意識の啓発に努めます。

(2) 地域における支え合いの推進

ボランティア等により提供される住民主体の支援を創出するなど、支援が必要な高齢者等を身近な地域で支える体制づくりを促進するとともに、他職種協働による個別事案、地域課題の解決を図ります。

(3) 地域包括ケアシステムの強化

身近な地域において誰もが相談しやすい環境を整え、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターなど課題解決に取り組む体制づくりを推進し、高齢者やその家族を取り巻く様々な相談や潜在的ニーズ、地域の課題に対して行政機関と連携を密にし、適切な支援を行うとともに必要な専門機関とつながる体制の充実に努めます。

4 生きることの包括的な支援の推進

誰も自殺に追い込まれることのない一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切に、生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

(1) 正しい知識の普及啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機であり、その多くが防ぐことが出来る社会的な問題であることから、社会全体の自殺リスクの低下とともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢での生きる支援を推進します。

また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるため、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、自殺を考える人の存在に気づき、思いに寄り添い、必要に応じて関係機関や医療につなぎ、見守るという自殺対策における一人ひとりの役割等について広報活動、教育活動等の取組みを推進します。

(2) 人材の確保と支援体制の充実

自殺対策に係る人材の確保や資質の向上を図るため、幅広い分野で自殺対策の教育や研修等を行います。

ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、その役割を担う人材を養成するほか、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因が複雑に関係しており、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、包括的な支援体制づくりを推進します。



第3章 次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり

子どもが安心して育まれるとともに、子どもたち一人ひとりが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していく必要があります。

地域でともに暮らす全ての市民が安心して暮らせる優しい社会を、次の世代を担う子ども達に伝える環境整備を推進します。

1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

(1) 母子保健体制の充実

妊産婦や乳幼児の健康の増進に向けて、保健指導、健康相談、妊婦・乳幼児健康診査の実施など、母子保健事業の充実を図ります。

(2) 各地域の育児支援体制等の整備

健全な子どもの育成のために地域で取り組んでいる子育てサークル、子育てサロン等、地域子育て支援センターの充実に努めるとともに、主任児童委員の活動を促進するなど、子育てを地域ぐるみで支援していくネットワークの形成を進めます。

(3) 子育ての負担・不安の軽減

育児の負担や不安の軽減のための訪問指導や育児相談の実施など、育児支援に努めます。また、子育てに要する経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費助成制度など、経済的支援を進めます。

(4) 多様な保育サービスの提供

引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園等保育施設の効率的な設置や、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、子育て支援センター事業などの各種保育サービスの充実・強化に取り組めます。

また、保護者が昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。



（５）児童の健全な育成を図る体制の構築

本市要保護児童対策地域協議会を中心に、県児童相談所と連携を図りながら、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携・協力体制を強化し、児童虐待、いじめ等により心に問題を持つ子どもの早期発見・早期対応に努めます。

また、地域や事業所などとの連携もより一層強化し、迅速に対応できる見守り体制の構築を推進します。

（６）子育て相談体制の充実

子どもを安心して育てられる環境を作るため、現在の相談体制や地域による見守りの取組みを継続するとともに関係機関との連携強化に努めます。

また、子育て世代包括支援センター機能の充実を図り、妊娠期から子育てまで切れ目のない相談支援を実施します。



2 ひとり親家庭の自立の支援

（１）相談・指導体制の充実

ひとり親家庭のそれぞれが置かれた状況を的確に把握し、さまざまな悩みにきめ細かに対処するため、関係機関や民生委員・児童委員等との連携の強化、多様な相談・指導体制の充実を図るとともに、諸制度の情報提供に努めます。

（２）生活の安定の確保に向けた支援

子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多い、ひとり親家庭などに対し、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等助成制度の継続及び自立・就業に向けた総合的な支援を図るとともに、保育所等におけるひとり親家庭の優先的な入所など、関係機関等との連携を図りながら、それぞれの家庭の実情に合わせた支援策を講じます。

（３）就業機会の確保

ひとり親家庭に対する事業者の理解を促進するとともに、公共職業安定所等との連携の下に、それぞれの職業適性、就業経験等に応じた適切な助言を行う就業相談、就業情報の提供等を行い、就業機会の拡大と雇用条件の改善を図ります。

3 障害者（児）福祉の充実

（１）障害者福祉に関する意識の啓発

障害を理由とする差別の解消を推進するため、地域で取り組む障害者との交流により、障害者に対する理解を深め、障害者への協力を促進するとともに、あらゆる機会を通じて障害者や障害者福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

また、生涯を通じ、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるため学校教育における良好な環境づくりに取り組みます。

（２）在宅福祉サービス等の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、居宅介護、短期入所、地域生活支援事業など、多様なニーズに応じた障害者の在宅福祉サービスの周知を図るとともに、必要なサービスを適切に提供するための人材育成と確保を促進するなど、質と量の両面からの充実を図ります。

また、障害者基幹相談支援センターを中核として、相談支援機関との連携強化を図り、地域で暮らせる環境づくりを行います。

（３）早期療育体制の充実

保健所、医療機関など関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見に努めるとともに、障害児の早期療育・訓練等の充実を図ります。

また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、幼稚園、保育所等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実に努めます。

（４）地域活動への参加促進

障害者の社会参加を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実を図ります。

（５）雇用環境の整備、職業相談の充実

障害者が、その能力に応じた職業に従事できるよう、多様な就業機会の確保に努めるとともに、個々の障害のある人の特性に配慮した相談・訓練・紹介等の充実を図ります。



第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

地域には、さまざまな理由で支援を必要としている人が暮らしています。そうした人のニーズを的確に把握し、社会全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

地域の中で、安心して快適に暮らせるために、福祉分野と生活関連分野全般にわたり連携を図りながら、生活課題を総合的に解決することができる体制を整えます。

1 権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護ネットワークの構築を図ります。

2 福祉施設の機能の充実

施設での福祉サービスは、障害者や高齢者が在宅で生活することが困難な場合に生活の場の確保や生活訓練、機能訓練等を行うためであり、今後も継続して障害者や高齢者の家庭の状況等に応じたニーズを把握するとともに、自己選択と自己決定の尊重の下、個々の状況に対応したサービス提供の充実を図ります。

3 福祉人材等の確保

福祉サービスの維持と質の向上を図るため、人材の確保や育成に努めます。

また、社会福祉協議会やNPO法人等が行う人材育成の取組みに対する支援や、新たな地域の担い手が生まれるような環境づくりに努めます。

4 避難行動要支援者への避難支援の充実

避難行動要支援者避難支援等制度に基づき、地域への情報提供と支援体制構築をサポートし、災害時に自ら避難することが困難で避難支援が必要な在宅の高齢者や障害者等を近隣住民などが連携し、日ごろから見守りや声かけを行い、災害時やその恐れがある時に、地域全体で支援する体制を整備します。

また、福祉避難所の指定等により避難行動要支援者の避難生活への備えを進めます。



5 バリアフリー化の推進

高齢者や障害者など誰もが、地域で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加できるやさしいまちにするため、物と、心のバリアフリー化を推進します。

公共建築物はもちろんのこと民間の建築物についても事業者の理解と協力を得ながら全ての市民が安心して生活するためのユニバーサルデザイン化や情報アクセシビリティの向上などを推進します。

6 生活困窮者の自立支援等の充実

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進し、地域社会の一員として社会参加ができるようにするため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の構築を図ります。また、子どもの教育、医療、食で格差のない社会を目指し、子どもの生活支援対策を推進し、こども食堂等の取組みを総合的に支援します。

傷病等で自立した生活が困難な人に対しては、その状況に応じ必要な援助を行います。

7 犯罪をした人への社会復帰支援

保健、医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、県・地域生活定着支援センターや関係機関と連携し、社会復帰に必要な支援の体制整備に努めるなど、再犯防止のための取組みを推進します。



第3部 地域福祉活動計画

第1章 自立支援を促すための取組み（個別支援）

地域の課題は複雑化、多様化する中、本市社会福祉協議会では地域に住む一人ひとりが尊厳のある人生を送り、その人らしく豊かで幸せに暮らせる支援として市役所や各関係機関と連携し、以下のような「自立支援を促すための取組み」を行います。

1 社会福祉協議会としての総合相談

▷社会福祉協議会としての総合相談

高齢化の加速度的な進行、社会的孤立や生活困窮など新たな課題の発生の中で、「だれもが住み慣れた場所で暮らし続けられる地域づくり」や、「制度・サービスのはざまの問題への対応」にむけた地域のフォーマル・インフォーマルの力の結集による取組みの必要性が、さまざまな分野から提起されるようになりました。

このような時代だからこそ、地域にある生活課題からその地域に必要な支援を住民・関係者とともに作りあげていく社協の役割は重要度を増していると言えます。

これまでも、社協は地域支援、ボランティアセンター事業や在宅福祉サービスなどの日常の業務、関係機関・団体との連絡会、地域福祉活動計画など、さまざまな場面で受け止めた住民の声をもとに、当事者活動やボランティアグループの組織化、身近な地域での住民相互の助け合い活動などの支援・推進や、新たなサービスの開発等をすすめてきました。

こうした実績をふまえて、個別の生活問題を地域で支え、問題が深刻化する前に早期の解決、予防活動に取り組むことのできる地域をつくっていくために、あらためて「社協の総合相談」として本市社協では以下の6点を実践します。

- (1) 担当業務を超えた課題をつなぐ、場・人・しかけ
- (2) 記録と共有
- (3) 相談の力量
- (4) ケースの積み上げ
- (5) 地域の資源、担い手づくり（“入口”と“出口”をつくる）
- (6) 地域の規模に応じた圏域の設定と、圏域ごとのしくみ

(1) 担当業務を超えた課題をつなぐ、場・人・しかけ

①「場」

- ア 社協がもっている様々な事業（相談窓口）に寄せられた相談をまず、社協内で共有し業務へ反映させる場づくり。
- イ 専門職と地域住民を交えてのケース会議の場づくり。
固定化、定例化しない随時、柔軟なケース会議の場づくり。

②「人」

- ア 社協内外のセクションを超えた課題をつなぎあわせ、課題解決の方策を指示する役割を担う必要があることから、社協業務をひととおり経験したキャリアの長い職員を社協内のスーパーバイザー的人材として育成する。

③「しかけ」

- ア 社協内の全職員が「総合相談」の意味を理解し、それぞれの窓口で受けた相談が次につながっていく「しかけ」を行う。

※地区担当制：業務に関係なく全職員が担当地区をもち、地区支援の役割を担うなど、複数部署の職員がペアを組んで支援にあたる仕組みを構築する。

(2)記録と共有

- ① 窓口で相談を受けた際に、その窓口で対応できない問題に対し、記録を共有しケース会議やスーパーバイザー等による助言へとつなげる。
- ② 記録を共有することで職員は記録のポイント、そして面接時に聞きとるべきポイントを学び、自分が対応していない相談ケースについても対応の疑似体験となり、職員の相談能力の向上へつなげる。

(3)相談の力量

- ① 対人援助研修やケース会議での経験等により職員の相談能力の向上を図る。

(4)ケースの積み上げ

- ① 多様な問題をかかえるケースに対応し、社協内だけでの対応には限界がある前提のもと経験を積み上げていくことで、
 - ア 個々のケース対応をとおして社協内並びに関係機関とのネットワークの構築を図る。
 - イ 個々の職員が相談に応じる際の大切な参考資料となり、職員の相談のスキルアップを図る。
 - ウ 有効な支援策となった機関・人・制度などの資源情報の把握や、必要な資源開発へつなげる。

(5)地域の資源、担い手づくり（“入口”と“出口”をつくる）

- ① 社協のすすめる総合相談は、住民活動への支援等のパイプを生かした、多くのアンテナによる生活問題の発見（＝相談の「入口」）と、制度外の問題にも対応できるインフォーマル資源の創出（＝解決の「出口」）であることから、この「入口」と「出口」について職員の意識化を図る。

※総合相談が十分に機能するには、職員の相談の力量だけでなく、この「入口」と「出口」が的確に用意されているかが大変重要となる。

(6) 地域の規模に応じた圏域の設定と、圏域ごとのしくみ

- ① 職員数にも限りがあり、本市の生活問題を社協がすべて対応することは不可能であることから、市内に圏域を設定し、その圏域ごとに担い手やネットワークをつくることで、市内全域をカバーできるしくみが構築できる。

2 支援が必要な人を資金的に支援する取組み

▷資金の貸付事業

社会福祉協議会が行う資金の貸付事業とは、緊急つなぎ資金と生活福祉資金の二つです。

資金貸付(経済的支援)と相談支援はセットになっていて、お金を貸すだけでなく生活を立て直すため関係機関等の相談援助を受けながら地域で安定した生活ができるようになることを目的としています。

(1) 緊急つなぎ資金貸付事業

現状と課題

緊急つなぎ資金貸付事業は、一時的な生活困窮に陥った世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、生活意欲の助長と安定した生活を送れるようになることを目的としています。

貸付原資は100%市社会福祉協議会の財源で、貸付額は一世帯に30,000円を限度とし、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等で申請により資金の貸付けが妥当である認められるものに対して必要な額を貸付けます。また生活保護申請中の世帯で保護費支給までの間の生活費が不足する世帯も貸付けの対象としています。

年度別貸付額・貸付件数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸 付 額	2,846 千円	3,239 千円	2,655 千円	2,704 千円	3,087 千円
貸 付 件 数	112 件	130 件	107 件	113 件	130 件

年度別に見ると多少の増減はあるものの一定数の貸付金の需要があることから、生活困窮に陥った世帯にとっては必要な事業であることが伺えます。しかしながら、貸付金であるため当然、償還の義務が発生しますのでその世帯の収支の状況によっては償還が滞るリスクを抱えます。

(2) 生活福祉資金貸付事業

現状と課題

生活福祉資金貸付制度は昭和30年度にできた制度で、民生委員の「世帯更生運動」を背景に、国が予算を計上し「世帯更生資金貸付制度」として創設されました。

平成2年の制度改正において、在宅福祉という観点から現在の名称の「生活福祉資金貸付制度」へ変更されました。平成21年10月に厳しい雇用情勢に対応するため制度の抜本的な見

直しが行われ、より利用しやすい第二のセーフティネットとしての機能強化の視点から資金の種類・再編や総合福祉資金の創設、貸付要件・貸付利率の緩和が行われました。その後も平成27年の「生活困窮者自立支援法」の施行などの社会情勢や災害等に対応し制度の見直しや特例貸付けの実施などを行い現在に到っています。

なお、事業の実施主体は鹿児島県社会福祉協議会であり市社会福祉協議会は受付相談窓口となります。

① 事業を利用できる世帯

ア	市民税が非課税・均等割課税程度の低所得世帯(生活福祉資金借入収入基準による)失業等により所得が減少し、上記の状態と同等であると認められる世帯も含む。
イ	身体障害者、知的障害者又は精神障害者の手帳の交付を受けている方、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方がいる世帯。
ウ	日常生活上療養または常時介護を要する65才以上の高齢者がいる世帯(生活福祉資金借入収入基準による)

② 資金の種類・使途・貸付限度額

4つの種類に分けられており、使途は限定されています。総合支援資金、緊急小口資金については、原則として自立相談支援事業等の利用を貸付要件とすることになっています。

資金名	資金種別	資金の使途	貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	失業等により生活困窮となった世帯の就職活動・生活に必要な費用	単身 15万円以内 2人以上 20万円以内
	住宅入居費	上記世帯の住宅の賃貸契約に必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	上記世帯の生活再建に必要な一時的な費用	60万円以内
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要な費用(13種類)	資金の用途に応じて上限額を設定
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持に必要な費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	高等学校、専修学校、大学等に就学するために必要な費用	就学する学校により月額上限額設定
	就学支度費	高等学校、専修学校、大学等の入学に際して必要な費用	特に必要な場合上限額の1.5倍まで貸付可能
不動産担保型生活資金	低所得者向け	高齢者世帯の生活費 (現在居住しており、一定額以上の資産評価のある不動産を担保に貸付契約を締結)	月額 30万円以内
	要保護世帯向け	福祉事務所が資産の保有条件を除き保護が必要と認める世帯が対象	福祉事務所が提示する額の範囲内

(3) 貸付実績

ここ5年間の貸付実績によると、年度毎に変動はありますがそれぞれの世帯の状況に合わせた貸付の需要があり、本貸付事業が生活困窮者支援のツールとして必要な事業であるといえます。一方で、借受人の多くは経済的なニーズや複合的な生活課題を抱えており、貸付後の生活状況の変化により償還計画どおりに償還できず滞納に陥る世帯もみられます。

資金の種類		年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		合計	
		件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
総合支援資金	生活支援費 住宅入居費 一時生活支援費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉資金														
	福祉費	6	846	8	5,904	11	2,186	5	948	13	1,656	43	11,540		
	緊急小口資金	12	840	2	160	7	670	4	394	4	380	29	2,444		
教育支援資金	教育支援費 就学支度費	4	4,101	6	1,909	8	10,493	4	4,066	2	1,433	24	22,002		
不動産担保型 生活資金	一般世帯向け 要保護世帯向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		22	5,787	16	7,973	26	13,349	13	5,408	19	3,469	96	35,986		

※単位 … 件数: 件、貸付額: 千円

今後の方針

- ☞ 社協における相談支援事業として、地域の方々に支援する視点を持って地域の支援機関、行政と連携し、貸付の可否ではなく課題解決に向けての経済的ニーズに応える事業を実施します。
- ☞ 地域の方々に最も近い存在であり社協の重要な協力者である民生委員と緊密な連携のもとに借受世帯や困り事を抱えた方々の支援をしていきます。
- ☞ 生活困窮者自立支援事業との連携により、生活困窮者の自立に向けた生活基盤の建て直しを支援します。
- ☞ 滞納に陥った世帯に対しては一面的な償還指導ではなく、新たな課題の発生とらえ借受世帯の自立に向けてあらためて支援していきます。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業説明会の開催	事業説明会の開催	事業説明会の開催	事業説明会の開催	事業説明会の開催	事業説明会の開催
担当職員のスキルアップ	事業・及び相談支援の研修	事業・及び相談支援の研修	事業・及び相談支援の研修	事業・及び相談支援の研修	事業・及び相談支援の研修

協力団体・機関等 民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援事業、市障害社会福祉課 福祉事務所、地域包括支援センター、各相談支援機関

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 困りごと(経済的なこと以外でも)があったら、民生委員・児童委員や社協に相談してみましょう。
- 地域の中で気になる方への見守り、声掛けをしましょう。

社協のできること

- 貸付や償還の相談
- 緊急つなぎ資金の貸付
- 生活福祉資金借入の申請等の支援
- 関係機関との連携・協働

3 支援が必要な人の権利を擁護する取組み

▷権利擁護センター事業

権利擁護センター事業は、平成27年1月に設立された薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センターにおいて、①日常生活自立支援事業、②法人後見事業、③成年後見制度普及啓発事業の3つの事業を実施しています。個別の支援から幅広い普及啓発活動まで、「その人らしい」生き方の実現に向け、権利擁護体制の構築に取り組んでいます。

それぞれの事業において、年々増える多様な相談に対して、地域のネットワークを活用しながら、どのようにかわり続けていけるのかを考えていかななくてはなりません。

(1) 日常生活自立支援事業

現状と課題

日常生活自立支援事業とは、福祉サービスが措置から契約へと移行するなかで、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用手続き及びサービス料のお支払い、その他日常的な金銭管理などについて支援するために設けられました。

本市においては、「福祉サービス利用支援事業」という鹿児島県社会福祉協議会から市社会福祉協議会が委託を受け、相談及び支援業務を行っています。平成30年度末時点で鹿児島県全体の利用者数1,183名のうち、本市の利用者数は104名です。

また、新規相談において、金銭管理課題を抱えた方がそのほとんどとなっています。加えて、複合的な課題を抱えた方も多く、支援者に求められるスキルも年々高まっています。一方で限られた財政基盤の中での実施は、人員確保も難しく、契約までに一定の時間を要するなど事業の質の維持・確保が大変困難な状況です。

今後の方針

- ④ 判断能力が不十分な方に対して、「その人らしい」生き方の実現に向けた、支援、取組みを行います。
- ④ 福祉関係機関や医療機関、各種団体と連携を図り、課題解決に向けた協力関係を構築していきます。

(2) 法人後見事業

現状と課題

成年後見制度は、障害の有無にかかわらず、家庭や地域社会で暮らせる社会にしようというノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守るために始まりました。

市社会福祉協議会は、法人として成年後見人等に就任する法人後見事業を始め、これまでに18件を受任してきました。平成30年度からは、市民後見人養成講座修了生も法人後見事業の実務を担っています。

成年後見制度については、申立件数が増加している事からも今後更に需要が高まる事が予想されます。まずは、法人後見業務に携わる支援者の確保及び育成が求められます。また、本市における成年後見制度の実態等も見えてはきていません。

今後の方針

- ④ 判断能力が不十分な方に対して、「その人らしい」生き方の実現に向け、身上保護を重視した支援のあり方検討及び実施していきます。
- ④ 法人後見事業の支援者の育成を行います。
- ④ 成年後見制度における相談体制をはじめとした、各関係機関との連携を図ります。

(3) 成年後見制度普及啓発事業

現状と課題

本市において、平成23年度から「市民後見推進事業」の一環として市民後見人養成講座の開催を始めました。平成27年度からは市社会福祉協議会で「総合的な福祉力をもった市民の養成」を目的に加え、市民後見人養成講座を開催しています。平成30年度末までに96名の方が講座を修了しています。しかし、養成講座を修了しても市民後見人としての活動場面は開けておらず、活躍の機会が限られており、その後の体制づくりが課題となっています。

その他、権利擁護の普及啓発を目的にした「権利擁護セミナー」を年1～2回開催しており、様々な社会課題をテーマとして取り上げています。

今後の方針

- ④ 市民後見人養成講座の開催、市民後見人の育成と並行し、活動機会の拡大を図ります。
- ④ 様々な社会課題をテーマとした研修会等を開催し、権利擁護を考えるきっかけづくりに努めます。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
権利擁護支援の質の向上	支援体制評価 研修会年3回	関係機関連携強化 研修会年3回	関係機関連携強化 研修会年3回	支援体制評価 研修会年3回	研修会年3回
意思決定支援の普及啓発	研修年1回 勉強会年1回	研修年1回 勉強会年1回	勉強会年2回 意思決定支援事例検討会議	勉強会年2回 意思決定支援事例検討会議	勉強会年2回 意思決定支援事例検討会議
法人後見支援員の養成	研修企画	養成研修年1回	養成研修年1回 スキルアップ研修年1回	養成研修年1回 スキルアップ研修年1回	養成研修年1回 スキルアップ研修年1回
市民後見人養成講座の開催	評価・見直し	年1回開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催
権利擁護セミナーの開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催

協力団体・機関等 県内外の教育・法律・医療・保健・福祉の関係者及び関係団体、民生委員・児童委員協議会、自治会や地区コミュニティ協議会、裁判所、市や県をはじめとする各行政機関

■ みんなで取り組んでみましょう

権利擁護と聞くととても難しい事のように感じるかもしれません。しかし、その根っこの部分は「どのような時も自分らしく生きたい」という口にせずとも誰もが胸に秘めている思いから始まっています。利用者自身が良く知る地域で、安心して「自分らしく」暮らすことを一緒に支えてみませんか。

みんなのできること

- 自分自身のこれからの生き方を考える（人生設計、終活）
- 見守りや声かけ（近くの高齢者・障害者）
- ボランティア活動
- 市民後見人養成講座受講及び各種研修会への参加

社協がお手伝いできること

- 権利擁護や成年後見制度における相談窓口
- 出前講座等を通じた成年後見制度や権利擁護の普及・啓発活動



4 包括的・継続的な生活を支援するための取組み

▷介護保険事業の経営 ※指定管理を除く

現状と課題

市社会福祉協議会が自主事業として実施している介護保険事業は、訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業(以下、「事業」という。)の3つの事業であり、介護が必要な高齢者が心身の状況や生活環境等に応じてサービスを選択し、出来る限り自立し、本人の望む日常生活が送れることを目指しています。事業の実施地域である甌島地域で、事業者は市社会福祉協議会のみであるため、公共性が高く、責任も重くなっており、以下4点の課題について取り組む必要があります。

1点目は、サービス提供体制を再構築です。令和2年度中に予定されている藺牟田瀬戸架橋の完成により、事業所の統廃合など、事業実施体制の検討が必要です。悪天候時、島内の道路事情により通行できない状況もあり、サービス提供場所、従事職員の居住地等を勘案する必要があります。

2点目は、責任ある事業を持続させていくために、健全経営体制を確立することです。そのためには、処遇改善加算等、介護報酬の増加への取組み、経費節減等の支出見直し等、公共性ある事業として持続していくために保険者等との協議が重要です。

3点目は、実施地域において事業者が市社会福祉協議会のみであり、競争がない中でも、本土地域との格差がないようにサービスの質の向上のため、職員研修システムを確立していく必要があります。

4点目は、事業従事職員の安定的な確保です。ハローワーク等での募集に限界がある中で、新たな人材確保への取組みを検討していく必要があります。

今後の方針

- ① 効率的かつ住民にとって実益的であるために、サービス提供体制の再構築を検討します。
- ② 住民生活に直結する大切な事業として、継続していくために、持続可能な経営体制を構築します。
- ③ 競争の原理がない中においても、住民が出来る限り自立して自分らしく生活できいくために、サービスの質の向上、研修教育システムを確立します。
- ④ 住民生活に直結する大切な事業として、継続していくために事業従事職員の安定的な確保に取り組めます。

年次計画

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
サービス提供体制の再構築	定期協議の開催 (各責任者での協議)	定期協議の継続 開催(各責任者での 協議)	定期協議の継続 開催(各責任者での 協議)	定期協議の継続 開催(各責任者での 協議)	定期協議の継続 開催(各責任者での 協議)
持続可能な経営体制の構築	経営診断の実施 (各責任者での協議) 処遇改善等へ取 入れ検討、実施	経営診断の継続 実施 (各責任者での協議) 処遇改善等へ取 入れ検討、実施	経営診断の継続 実施 (各責任者での協議) 処遇改善等へ取 入れ検討、実施	経営診断の継続 実施 (各責任者での協議) 処遇改善等へ取 入れ検討、実施	経営診断の継続 実施 (各責任者での協議) 処遇改善等へ取 入れ検討、実施
サービスの質の向上、研修 教育システムの確立	研修教育システ ム作成のための 協議の実施	研修教育システ ム作成のための 協議の実施	研修教育システ ムの実施、修正	研修教育システ ムの実施、修正	研修教育システ ムの実施、修正
事業従事職員の安定的な 確保	従事者確保に向 けての取組みにつ いて検討協議 外国人労働者の 検討調査の実施	従事者確保に向 けての取組みにつ いて検討継続協議 外国人労働者の 検討調査の実施	従事者確保に向 けての取組みにつ いて検討継続協議 外国人労働者の 検討調査の実施	従事者確保に向 けての取組みにつ いて検討継続協議 外国人労働者の 検討調査の実施	従事者確保に向 けての取組みにつ いて検討継続協議 外国人労働者の 検討調査の実施

▷福祉有償運送事業

現状と課題

福祉有償運送事業とは、介護を必要とする高齢者や障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・買い物・レジャーなどを目的に有償で送迎サービスを行なうことにより、地域で安心して暮らせるとともに生活の質を向上することを目的として実施している事業です。

介護を必要とする高齢者や障害者などは、様々な理由により外出が簡単にできない等、買い物や通院といった日常生活に支障を来たすケースが少なからずあります。更に、低所得者にとっては一般的なタクシー等の料金は高額であり利用しづらいといった特有の事情もあります。そういった方々にとって、福祉有償運送事業の低料金や利便性は、下甌地域の住民にとって必要不可欠な福祉サービスです。

また、福祉有償運送事業の登録人数や利用人数は近年減少傾向にあります。要因としては、人口の減少や高齢化の進展のほか、現在利用に際してチェックリストを活用し本当に福祉有償運送事業が必要な利用者から優先的にサービス利用が行なわれるよう仕組みづくりをしたため、介護を必要とする高齢者や障害者などの増加が抑えられ、同時に、利用者の登録の要件を細かく定めたため登録が抑制された結果、福祉有償運送事業の利用者が減少している等が推察できます。

課題としては、福祉有償運送事業のサービスが住民によく知られていない、また、福祉有償運送事業を運営する人材の確保が難しく、担当職員の高齢化が進んでいる、さらに、福祉有償運送事業単独では高齢者の生活のニーズに十分に対応できない等が挙げられます。

今後の方針

- ④ 福祉有償運送事業は、下甌地域における介護を必要とする高齢者や障害者などの生活支援に不可欠なサービスであることを地域住民に周知するよう努めます。
- ④ 有償車両の運転従事者が高齢化傾向にあり、今後の事業実施に不安があるため、求人活動を行う等して、人材の確保を進めます。
- ④ 現在、本市が取組んでいる「まるごとささえ愛事業」等、地域のインフォーマルな共助の仕組みづくりが行なわれているため、これらの事業を活用して、介護を必要とする高齢者や障害者などの交通手段を補完する新たな地域福祉サービスを構築できないか検討していきます。

年次計画

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
広報・周知	広報紙による求人活動及びサービス内容の周知	広報紙による求人活動及びサービス内容の周知	広報紙による求人活動及びサービス内容の周知	広報紙による求人活動及びサービス内容の周知	広報紙による求人活動及びサービス内容の周知
他事業所との意見交換		他競合事業所との意見交換会開催			
サービス内容の検討・充実	サービス検討会の実施(年1回)	サービス検討会の実施(年1回)	サービス検討会の実施(年1回)	サービス検討会の実施(年1回)	サービス検討会の実施(年1回)

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 近所の要介護者や体の不自由な方に、市社会福祉協議会が福祉有償運送事業をしていることを教えてください。
- お住まいの地域で形成されている3層協議体や2層協議体(地域課題について話し合う会)に参加して、地域を良くするにはどうすればよいか意見を述べましょう。

5 障害者(児)の自立を支援するための取組み

▷子ども発達支援センターつくし園

現状と課題

子ども発達支援センターとは、児童の特性や個性を理解し暮らしの主人公として、健やかな心と元気な体を育て保護者が安心して、子育てに取り組んでいけるよう支援します。

また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士や発達相談員の専門家と連携して療育効果を高め関係機関とのネットワーク化を図り、適切な療育訓練が受けられる環境づくりを進めます。

療育については、主に未就学の発達障害のある児童又は、その可能性のある児童に対し、遊びを通して個々の発達段階に応じた療育訓練を行い、日常生活を営むうえで必要な、身体機能、手指の操作性、言語・認識、社会性の発達を支援する取組みを行います。

現在、つくし園は児童発達支援事業としてセンター(定員40名)と事業施設(定員10名)、保育所等訪問支援の3事業で児童発達支援を行っています。

センターと事業施設に関しては、利用者の受け入れ枠に限りがあり、待機者がいるのが現状です。送迎に関しては、本市が広域である関係で、送迎時間が長くなり児童の身体面に負担がかかっている面もあります。

今後の方針

- 本市に在住する発達障害のある児童又は、その可能性のある児童に療育が受けられるよう、関係機関と連携しながら適切に児童発達支援が提供できる環境を整えます。また、研修の充実を図り職員の専門性を向上させます。
- 各関係機関との情報共有、地域住民への広報活動・幼稚園・保育所との連携を図り、早期発見・早期療育に努め、地域支援を図ります。
- ペアレント・プログラムを実施し、保護者支援の充実を目指します。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
関係機関との連携情報共有	1回 随時	1回 随時	1回 随時	1回 随時	1回 随時
通園事業連絡会	2回	2回	2回	2回	2回
発達支援システムグループ会議	12回	12回	12回	12回	12回
職員研修	7回	7回	7回	7回	7回
ペアレント・プログラム	1回	1回	1回	1回	1回

協力団体・機関等 保育所、幼稚園、認定こども園、障害・社会福祉課、地区担当保健師、特定相談支援事業所

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 子育てに関する相談を園や幼稚園・保育所・担当の保健師など教育や行政機関に相談することができます。

子ども発達支援センターつくし園ができること

- 児童発達支援を推進するために個別支援計画を作成し、関係機関及び保護者と連携を図り、児童の課題について支援します。

▷ 保育所等訪問支援事業

現状と課題

保育所等訪問支援事業とは、集団での生活や適応に専門的支援が必要である児童に対し、保護者が本市に利用申請をして行われる「児童福祉法」に基づくサービスです。

保育所等訪問支援は、子ども本人への「直接支援」を行うことを必須とする事業です。また、スタッフへの「間接支援」を行い、環境整備や関わり方などの活動の組み立てなどを教示したりします。

保護者に対しては、支援内容に加え、訪問先での子どもの姿及び周りの子どもやスタッフの関わりの様子を丁寧に伝え、積極的にかつ柔軟に報告します。

訪問先は、本市内の保育園・幼稚園・認定こども園・小学校等を対象としています。「個別支援計画」を作成し、保護者や訪問先のスタッフと課題や支援内容について情報共有しています。

地域の中で、保護者が児童を安心して集団の場に通わせ、スタッフと共に児童の育ちを見守ることができる関係を構築していくことがねらいです。

保育所等訪問支援事業における訪問先及び利用人数(令和元年9月20現在)

訪問先	幼稚園	保育所	認定こども園	小学校	合計
園・学校数	3園	6園	8園	4校	21園・校
利用人数	5人	13人	14人	7人	39人

現在、樋脇・入来・東郷・鹿島地区を含め39名の利用児童がいます。以前より発達に関する認知度があがっていることから、訪問支援を希望する保護者が増えている一方で、相談支援員不足が課題です。

■ 保育所等訪問支援事業について

- 子どもへの「直接支援」、スタッフへの「間接支援」と「保護者支援」の充実・強化を図ります。
- 個別支援計画作成
- サービスの提供
- 園や学校、保護者との連絡・連携



今後の方針

- ✎ 保育所等訪問支援事業を行っている他事業所とも連携をとりながら(つくし園以外に市外を含め2事業所)、このサービスを必要としている家庭と園・学校に連携を取ります。
- ✎ 地域ブロックごとに訪問支援員を設置し、保育所等訪問支援の充実を目指します。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所間の連絡	1回	1回	1回	1回	1回
家庭・園への連絡	1回/月 随時	1回/月 随時	1回/月 随時	1回/月 随時	1回/月 随時
学校への連絡	1回/学期 随時	1回/学期 随時	1回/学期 随時	1回/学期 随時	1回/学期 随時
チーム会議(職員間)	1回	1回	1回	1回	1回

協力団体・機関等 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、地区担当保健師

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなでできること

- 子育てに関する相談を園や学校・地区担当の保健師など教育や行政機関に相談することができます。

保育所等訪問事業ができること

- 児童にとって最善の環境設定や関わり方をスタッフ自身や訪問先機関が自律的に考えていけるよう協働支援、後方支援をします。

▷ 特定相談支援事業所

現状と課題

相談支援事業所とは、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業所です。

「相談支援事業所トマト」は、相談支援専門員2名を配置し、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づき適切な相談援助及び事業所の運営を図っています。

障害者(児)が福祉サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画の作成、利用事業所の提案、専門的な相談窓口及び社会資源の活用に努めています。また、障害者自立支援協議会における子ども部会(重症児支援グループみらい、発達支援システムグループ、障害児等支援グループ等)に参加し、社会資源の開発及び地域課題の抽出や取組みを検討しています。

事業所の課題として、同法人が児童発達支援を運営している関係で担当件数の9割以上は児童であるが、児童分野における専門的なアドバイスができる人材を常に確保することが難しい現状があります。

地域の課題としては、重症児の方が利用できる短期入所施設が少なく、利用する場合は他市町村の事業所を利用していること、放課後等デイサービスが少なく、受け入れが可能であっても、事業所が送迎が難しく利用出来ない場合（東郷、入来、祁答院、樋脇地域の小学校及びその他の川内地域の小学校）があること、児童発達支援の施設が少なく、多くの児童が市外まで通っていたり、東郷、入来、祁答院、樋脇地域への送迎が施設側で難しく、利用が制限及び出来ないケースがあること等が挙げられます。

今後の方針

- 今後発達障害及び児童分野の研修等への参加を積極的に行い、専門的見地から相談業務が出来るよう相談支援専門員の質の向上を図ります。又、児童分野のみならず障害者福祉（身体、知的、精神）の相談にも力を入れ、障害者（児）の相談窓口として総合的に対応出来るようにしていく予定です。

■特定相談支援事業所について

- サービス等利用計画の作成
- モニタリング
- 担当者会議
- 障害者自立支援協議会（子ども部会）への参加

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
関係機関との連携情報共有	1回/月 随時	1回/月 随時	1回/月 随時	1回/月 随時	1回/月 随時
鹿児島県相談支援ネットワーク会議	2回	2回	2回	2回	2回
発達支援システムグループ会議	12回	12回	12回	12回	12回
障害児等支援グループ会議	4回	4回	4回	4回	4回
重症児支援グループみらい会議	4回	4回	4回	4回	4回

協力団体・機関等 障害・社会福祉課、福祉関係団体

■みんなで取り組んでみましょう

みんなでできること

- 障害福祉サービス、児童福祉サービスの相談を行政機関、障害者基幹センター、相談支援事業所等に相談できます。

特定相談支援事業所ができること

- 障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
- 障害者（児）福祉サービスにおける地域の課題を抽出し社会資源の開発に努めます。

6 その他

本市社会福祉協議会では、その他に「自立支援を促す取組みとして」以下のような事業を受託しています。

No.	事業名	事業概要
1	薩摩川内市生活困窮者自立相談支援事業 【受託元：薩摩川内市】	生活困窮者自立支援法に基づく事業で、生活保護に至る前の、経済的に困窮し、最低限度の生活を営むことができなくなるおそれのある個人及び世帯(以下「生活困窮者」という。)からの相談に包括的に対応しながら、生活困窮者が抱える課題を継続的に評価・分析し、自立に向けたプランの作成や支援サービス提供のための関係機関との調整等を図り、生活困窮者の自立を支援する取組みに努めます。
2	薩摩川内市生活困窮者就労準備支援事業 【受託元：薩摩川内市】	生活困窮者からの相談に包括的に対応しながら、生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、職場体験等による自立訓練や地域活動への参加による日常・社会生活訓練等を行い、生活習慣確立のための指導を通し自立を支援する取組みに努めます。
3	薩摩川内市生活困窮者家計改善支援事業 【受託元：薩摩川内市】	生活困窮者からの相談に包括的に対応しながら、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者とともに家計の状況を明らかにしながら生活再生に向けた意欲を引き出し、家計の視点から情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計管理能力を高め、早期の生活再生による自立を支援する取組みに努めます。
4	薩摩川内市生活困窮者学習支援事業 【受託元：薩摩川内市】	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供や進路相談等を実施することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことに努めます。
5	薩摩川内市高齢者訪問給食サービス事業 ※下甌支所のみ 【受託元：薩摩川内市】	在宅の虚弱な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い、当該高齢者等の食生活の改善を図るとともに、当該高齢者等の安否の確認を行うことで在宅生活の助長と自立の支援に努めます。
6	薩摩川内市地域包括支援センター運営事業 【受託元：薩摩川内市】	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関としての役割を果たすため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。 また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関でもあることから、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着したワンストップの総合相談拠点としての役割に努めます。

第2章 相互扶助を促すための取組み（小地域支援）

本市社会福祉協議会では、地域の高齢者、障害(児)者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を市役所や各関係機関と連携し、以下のような「相互扶助を促すための取組み」を行います。

1 自立的支援活動を通じた相互扶助の実現を支える取組み

▷ふれあいボランティア事業

現状と課題

ふれあいボランティア事業とは、ボランティア活動をしている、またはこれからボランティア活動を始め子どもたちに“ふれあいボランティアカード“(以下「ボランティアカード」という。)を配布し、活動に応じてポイント(スタンプ)を付与することで、次世代を担う子どもたちにボランティアを始める「きっかけづくり」と、活動を継続させるための「定着」や「やりがい」など福祉の心を育み、みんなで支えあう心豊かな住みよい地域づくりにつなげることを目的とし活動しています。

課題としては、学校外の取組み(地域の行事や施設訪問等、子ども会そして市社会福祉協議会が案内したボランティア活動)であるため、保護者や関係機関との連携、活動先へ情報共有、周知が十分でないポイントまでたどり着かないといったことや、中学生・高校生となるとポイントに対して関心が薄い、カードを紛失してしまうことなどが挙げられます。

そこで、今後はボランティア活動の意義について学び、やりがいを感じられる仕組みづくりや地域全体でボランティア活動を実践する体制づくりの構築を目指します。

今後の方針

- ④ 今後、ますますボランティア活動が社会的に評価されていく傾向にあります。保護者や学校関係者、地域の方々に向けて、この事業の効果やボランティア活動に参加した児童生徒の声を冊子などにまとめ、見える化・可視化していくことで、地域全体でボランティアに取り組む児童生徒を支える体制づくりを推進します。
- ④ アンケート調査や住民座談会の結果、地域のつながりがこれまでと比較して弱体化している現状や地域活動への参加方法がわからないなどの意見があることから、地区コミや民生委員・児童委員にニーズ調査を行い、児童生徒が地域で活躍できる活動を掘り起こします。
- ④ ボランティア活動認定証を授与した児童生徒に対して、ニーズ調査を行い児童生徒が主体的にボランティア活動に取り組める環境を整備していきます。
- ④ モデル地区を選定し、地区コミ関係者や民生委員・児童委員、その他関係者による子どもボランティア隊(仮称)を組織し連携を強化することで小中高校生の頃から地域とつながる仕組みづくりを推進します。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ニーズ調査	ボランティア活動 認定証授与者 地区コミ 1 地区民児協1	ボランティア活動 認定証授与者 地区コミ 2 地区民児協2	ボランティア活動 認定証授与者 地区コミ 3 地区民児協3	ボランティア活動 認定証授与者 地区コミ 4 地区民児協4	ボランティア活動 認定証授与者 地区コミ 5 地区民児協5
広報・啓発	社協だより、 ポスター 冊子(年1回) データ配信	社協だより、 ポスター 冊子(年1回) データ配信	社協だより、 ポスター 冊子(年1回) データ配信 ※事例発表 (市社会福祉大会)	社協だより、 ポスター 冊子(年1回) データ配信	社協だより、 ポスター 冊子(年1回) データ配信
モデル地区		1地区	2地区 (3地区)	3地区 (6地区)	4地区 (10地区)
チーム会議(社協職員)	2回	2回	2回	2回	2回
子どもボランティア隊 (社協職員・関係者)		2回	4回	6回	8回

協力団体・機関等 学校、地区コミ、民生委員・児童委員等

■ みんなで取り組んでみましょう

保護者・地域・各種団体ができること

- 低学年に対して、カードの管理や活動の呼びかけ。
- ボランティア活動を通して世代間交流の場づくり。
- 地区コミや各種関係者、団体への周知。



▷サマーボランティア

現状と課題

サマーボランティアとは、幅広い世代のボランティア活動への参加を促進するため、7月及び8月を「サマーボランティア月間」と定め、ノーマライゼーションやボランティア活動への理解と関心を深める機会としています。社会人や学生(薩摩川内市在住者、及び通学している方。)を対象に福祉施設や各種ボランティア体験活動を展開しています。

課題としては、学生の経験を深化させ、学びに定着していくための振り返りの支援強化や、受け入れ事業所の拡充と理解を深める研修が必要でないかと考えます。

今回実施したアンケートや座談会からも、「若い世代の力の必要性」や「一緒に地域を盛りあげていきたい」等、共に活動したいという声が上がられていることから、サービスラーニングへ参加し活動の良さ(活動の自主性)に気づき、学びを深めていく活動の展開を目指します。

今後の方針

- 📎 サマーボランティアを体験した中学校単位で、生徒の振り返りをする場をつくります。
- 📎 受け入れ事業所側に対して、活動内容の理解と必要性の研修を行い、スキルアップと事業所の拡充を図ります。
- 📎 サービスラーニングを導入したボランティア協力校と連携し、気づき、学びを深めていく活動の展開を目指します。

年次計画

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
振り返りの場と学習の場	1回	1回	1回	1回	1回
ボランティア受け入れ事業研修	1回	1回	1回	1回	1回
福祉教育の場	準備	準備	準備	サービスラーニングへ協力・参加	サービスラーニングへ協力・参加



▷ ボランティア協力校

現状と課題

ボランティア協力校(以下「協力校」という。)は、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、児童・生徒を通じ家庭及び地域社会における福祉意識の啓発を図ることを目的として行われています。

薩摩川内市では、平成31年4月現在で、小学校25校、中学校10校、義務教育学校1校、高等学校3校の計39校が協力校として登録され様々な活動をおこなっております。

今までの取組みとして、学校内で行なわれる活動が多く、地域の方々が必要と感じている具体的な地域福祉の実践につながるような活動まで推進できていない現状にあります。

今回実施したアンケートや座談会の結果からも、「若い世代の力の必要性」や「一緒に地域を盛り上げていきたい」等、共に活動したいという声が上がられています。

地域福祉に子ども達の力が求められていることから、今後は福祉の価値を子ども達や地域の方々と一緒に考えていくことができるような福祉教育プログラムを転換していくことを目指していきます。

今後の方針

- 福祉教育に関する講座や体験学習等を実施していきます。
- 学校との連携を図り、実際に地域に出向き、住民とのつながりづくりや地域の現状について学ぶ機会をつくっていきます。(地域を基盤とした福祉教育の実践を行っていきます)
- 現在実施している活動内容の把握や今後の活動に向けてアンケート調査を行っていきます。
- 協力校間で取組み内容についての情報交換や今後の活動につなげていくために意見交換会、研修会を開催していきます。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福祉学習会	6回	7回	8回	9回	10回
協力校へのアンケート(全校)	1回	1回	1回	1回	1回
研修(活動の紹介等)・協力校間の意見交換会	1回	1回	1回	1回	1回
サービスラーニング	準備	準備	1校	1校(2校)	1校(3校)

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 子ども達の参加できる場所づくり。(世代間交流)
- 一緒に活動し取り組むことで、学びの場を広める。
- 協力校と連携を図りながらの地域福祉活動の実践。

2 自主的・自立的活動を通じた相互扶助の実現を支える取組み

▷ふれあい・いきいきサロンの支援・推進等

現状と課題

ふれあい・いきいきサロン(以下、サロン)とは、主に住民同士が自主運営する「集いの場」であり、地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加による孤立感の解消を目的として行われています。

活動内容は、茶話会や地域交流・世代間交流、レクリエーション、健康づくり教室など参加者が自由な発想で企画し、公民館等身近な公共施設のほか、会員宅、野外(青空サロン)など参加者が集まりやすい場所と時間帯で実施しています。

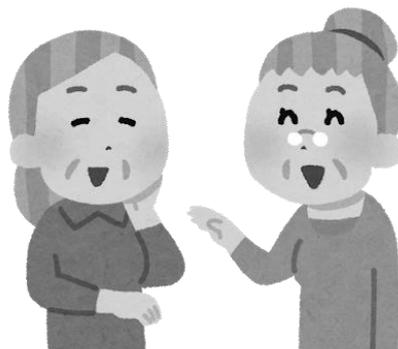
市社会福祉協議会は、小地域ネットワークづくりの核となるサロン活動を支援・推進することで、地域福祉の向上を図っており、平成31年4月現在で、296のサロンが登録しています。

しかしながら、これ以外の類似の活動については正確な把握がなされておらず、地域によっては「集いの場」の偏在も考えられます。参加者の高齢化による健康状態に合わせた活動内容の工夫、男性の社会参加が少ないこと、共に活動していく次代の人的財産確保など、多くのサロンが共通の課題を持ちながら活動しています。また、今回のアンケートでは、災害発生時に「一人で避難できない」「避難するとき、近所に頼める人がいない」との回答が多く、気になる結果でした。

これからのサロン活動には、これまで以上に「支える人」「支えられる人」が明確には区別されない『お互い様』の関係が求められます。その緩やかさが、一人ひとりに出番と居場所を創出し、豊かな包摂力となります。その力を活かした、安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

今後の方針

- ⑤ 引き続き、地域が行うサロンの立ち上げや初期活動、及び運営について具体的な助言・支援を行います。
- ⑤ 各地区でサロン連絡会を開催し、運営に関する情報提供・提案のほか、サロン間の交流の場とすると同時に、課題解決に向けて情報・意見交換する場とします。
- ⑤ サロンをはじめとする地域の会合等の機会に、サロン活動の目的や現状について広報・啓発し、地域全体での理解、見守りやささえあいを促進します。
- ⑤ 各地域の3層協議体と協働で、「集いの場」について情報収集し、地図上に可視化、情報共有した後、偏在の解消等必要な働きかけをします。



年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
サロン連絡会 (13会場/71回)	①情報提供 ②材料提供 ③レクレーション講習 ④意見交換会 (13会場×2回)	①～④ ニーズ調査、意見 交換会の結果を 元に見直し・充実 を図る	①～④ ニーズ調査、意見 交換会の結果を 元に見直し・充実 を図る	①～④ 意見交換会の結 果を元に見直し・ 充実を図る	①～④ 意見交換会の結 果を元に見直し・ 充実を図る
広報・啓発	・サロン ・地区コミ ・各種会合 ・社協だより ・データ配信	・サロン ・地区コミ ・各種会合 ・社協だより ・データ配信	・サロン ・地区コミ ・各種会合 ・社協だより ・データ配信	・サロン ・地区コミ ・各種会合 ・社協だより ・データ配信	・サロン ・地区コミ ・各種会合 ・社協だより ・データ配信
ニーズ調査 (活動状況/周知状況/その他)	アンケート実施 (前期) サロン:150 地区コミ:24	アンケート実施 (後期) サロン:150 地区コミ:24			
「集いの場」 (登録サロン/類似の活動)	登録サロンの情 報整理	情報収集 アンケート 48地区コミ	情報を地図上に 可視化 48地区	3層協議体で情報 共有や協議 48地区	偏在の解消につい てサロン立ち上げ等 具体的な働きかけ

協力団体・機関等 地区コミュニティ協議会、自治会、民生委員・児童委員協議会、健やか支援アドバイザー

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

○ サロンは、地域住民が自主的に取り組む

- 地域に溶け込んだ、自然な「集いの場」の中で、寂しさや不安が解消され、生きがいや楽しみが生まれ、さらには認知症予防や生活に関わるちょっとしたささえ合いにも繋がります。

○ 一人ひとりの個性や特技を活かして参加者の興味の持てる活動を行う

- 個々の個性や特技を活かす活動の中で、「できること」「できないこと」の交換(本当の支え合い)を実践する場であるサロンは『地域の宝物』です。その価値を共有し、楽しみながら工夫して継続します。

○ 日頃から、地域住民同士、また関係機関・団体とのつながりを深める

- 日頃からの声掛けやつながりが、災害時の支え合い、地域で災害を乗り越える力になります。



📷 ふれあいいきいきサロン

▷子育てサロン

現状と課題

子育てサロン(以下、サロン)は、子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域で子育てする力を高め、孤立しがちな子育て世帯と地域住民とのつながりづくりを目的に行っています。

親同士の情報交換や相談のできる場、また就学前の同年代の子どもが交流する場としての役割を担い、必要に応じ関係機関と情報共有を行いながら実施しています。

近年の子育て世帯をとりまく環境の変化に伴い、参加者からは多様化するニーズへの対応が求められ、また地域では、つながりの希薄化に伴う孤立世帯への支援の強化やその体制づくりが必要とされています。

今後も保健師や関係機関、療育施設等との連携や協力を得ながら、時代背景や地域、子育て世帯の実情に応じた開催を目指します。

今後の方針

- 📎 子育て世帯のニーズを関係機関と協力、調査し、プログラム内容の開発・検討を行います。
- 📎 サロンの担当職員及びボランティアの連絡会を行い、また関係機関にも相談しながら研修等でスキルアップを行います。
- 📎 広報・啓発について、関係機関にも協力を得ながら、日中に家庭で子どもを預かっている祖父母や、母親だけでなく父親の参加についても積極的に働きかけます。
- 📎 地域住民に対してもふれあい・いきいきサロンや高齢者クラブ等と世代間交流を行い、現在の子育て環境や世帯への理解者を増やす工夫をします。
- 📎 現在子育てサロン参加者や子育ての経験者へも、サロンの支援者となるよう声掛け、働きかけをします。

年次計画

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯へのニーズ調査(年1回)	サロン参加者 検診時等に保健師 を通じて 在宅の子育て世帯 へ民生委員・児童 委員、母子推進員 を通じて	サロン参加者 検診時等に保健師 を通じて 在宅の子育て世帯 へ民生委員・児童 委員、母子推進員 を通じて	サロン参加者 検診時等に保健師 を通じて 在宅の子育て世帯 へ民生委員・児童 委員、母子推進員 を通じて	サロン参加者 検診時等に保健師 を通じて 在宅の子育て世帯 へ民生委員・児童 委員、母子推進員 を通じて	サロン参加者 検診時等に保健師 を通じて 在宅の子育て世帯 へ民生委員・児童 委員、母子推進員 を通じて
内容の検討・充実	協力機関との協 力体制づくり 担当者職員連絡 会(1回) 地域資源との交 流(各サロン1回)	協力機関との協 力体制づくり 担当者職員・ボ ランティア連絡会 (1回) 地域資源との交 流(各サロン1回)	協力機関との協 力体制づくり 担当者職員・ボ ランティア連絡会 (1回) 地域資源との交 流(各サロン1回)	協力機関との協 力体制づくり 担当者職員・ボ ランティア連絡会 (1回) 地域資源との交 流(各サロン1回)	協力機関との協 力体制づくり 担当者職員・ボ ランティア連絡会 (1回) 地域資源との交 流(各サロン1回)
広報・啓発	①社協便り掲載 ②データ配信 ③乳幼児健診等 でのチラシ配布 ④母子推進員・民 生委員訪問時 のチラシ配布 ⑤事業所へポスタ ー掲示	①～⑤ イクボス宣言 事業へ 働きかけ	①～⑤ イクボス宣言 事業へ チラシ配布	①～⑤ イクボス宣言 事業へ チラシ配布	①～⑤ イクボス宣言 事業へ チラシ配布
担当者職員及びボランティア 連絡会・研修会	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
支援者への働きかけ	募集チラシ サロン開催チラシ での募集	募集チラシ サロン開催チラシ での募集	募集チラシ サロン開催チラシ での募集	募集チラシ サロン開催チラシ での募集	募集チラシ サロン開催チラシ での募集

協力団体・機関等 民生委員・児童委員協議会、地区担当保健師、母子推進員、療育施設、高齢者クラブ、ふれあい・いきいきサロン

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなでできること

- 地域での顔の見える関係づくりのための子育て世帯への声掛け。
- 日頃から、子育てを取り巻く環境や悩み事に関して共感的に関心を持つ。



📷 子育てサロン



▷障がい者サロン

現状と課題

障がい者サロン(以下、サロン)は、障害者の方々が活動する場を広く求め、共にレクリエーションや文化的活動を行うことにより、利用者同士がお互いに支え合い、生きがいや楽しさを感じ、生活に潤いを持つことを目的に開催しています。同時に、介護者である親族の負担軽減も図っています。

活動内容は、保健師による健康チェックや普段の生活についての相談に始まり、楽しみながら運動や季節の行事、制作などの文化的活動、遠足や買い物研修による交流などを、親族、関係機関とも連携・サポートをもらいながら実施しています。

市社会福祉協議会では、障害者にやさしい共生社会の形成を促進するために、サロンと地域をつなげます。参加者は自分を受け入れ支えてくれる地域がある事を感じ、あわせて親族は、地域が見守り、理解することにより、障害者の孤立や将来に対する不安軽減へと繋げていきます。

今後も、サロンでは参加者を主体とする地域とのつながりづくり、障害者の居場所づくりを目指します。

今後の方針

- 📎 地域の方へ「障害」や、障害者への理解を深め接する機会をつくります。
- 📎 担当民生委員・児童委員のサロン参加や、サロンで地域の行事へ参加し、交流を行い地域とのつながりづくりを行います。
- 📎 参加者や親族からのニーズ調査、関係機関とも連携しながら、自己肯定感をもてる活動内容を検討・実行していきます。
- 📎 参加者や親族からの相談、気になることなどを、保健師や基幹相談支援センターなどの関係機関へ繋ぎネットワークを作ります。
- 📎 親族のサポートへの支援を行い、その負担を軽減するようサロンへのバス送迎・介助を行い、必要に応じ親族と直接連絡、相談を行います。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新規対象者の掘り起こし	基幹相談支援センターと連携	基幹相談支援センターと連携	基幹相談支援センターと連携	基幹相談支援センターと連携	基幹相談支援センターと連携
地域とのつながりづくり	担当民生員のサロン参加 地域への障害に関する出前講座(1回)	担当民生員のサロン参加 地域への障害に関する出前講座(1回) 地域資源との交流(1カ所)	担当民生員のサロン参加 地域への障害に関する出前講座(1回) 地域資源との交流(1カ所)	担当民生員のサロン参加 地域への障害に関する出前講座(1回) 地域資源との交流(1カ所)	担当民生員のサロン参加 地域への障害に関する出前講座(1回) 地域資源との交流(1カ所)
内容の検討	参加者より希望調査(1回) 関係機関と相談・調整	参加者・親族より希望調査(1回) 関係機関と相談・調整	参加者・親族より希望調査(1回) 関係機関と相談・調整	参加者・親族より希望調査(1回) 関係機関と相談・調整	参加者・親族より希望調査(1回) 関係機関と相談・調整

協力団体・機関等 民生委員・児童委員協議会、地区担当保健師、基幹相談支援センター、自治会、高齢者クラブ、ふれあい・いきいきサロン

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 障害に対する理解を深め、参加者の個性とふれあう。
- 在宅で、閉じこもりがちな対象者を、市社会福祉協議会や保健師へつなぎ、サロンへ誘う。
- サロンへ支援者として参加、サポートする。
- 地域の行事や、ふれあいいきいきサロンなどへの参加をすすめ地域住民との交流を深める。



📷 障がい者サロン

第3章 地域の主体的活動を実践する取組み（地域福祉活動）

本市社会福祉協議会では、地域の住民同士が、自分たちの生活する地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関などと連携・協働しながら解決に向けて一緒に考え、実行できるよう、以下のような「地域の主体的活動を実践する取組み」を行います。

▷地域福祉活動推進事業

現状と課題

地域福祉活動推進事業とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちをはじめとした様々な活動主体が支え合い、協働して進めていく、地域づくりの取組みを推進することを目的とした事業です。

少子・高齢化、人口減少、核家族化が進行し、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、地域の相互扶助機能の低下の課題はもとより、申請主義による必要な支援に結び付かない、制度に当てはまらない狭間に該当する困難者等の多くが、経済的困窮や社会的孤立等となっている課題など地域福祉における福祉ニーズは多様化、顕在化しています。

今回実施したアンケート結果や座談会の結果からみても、地域のつながりが弱体化していることが見受けられ、今後必要な地域活動について、地域住民同士や各種団体等とのネットワーク構築や情報共有、集いや居場所づくり、自治会単位の向こう三軒両隣での助け合いや支え合いの必要性について多くの意見が挙げられています。

市社会福祉協議会としても地域課題の抽出やネットワーク構築、地域住民による支え合いや助け合いといった住民主体の仕組みづくりに向けて、研修会や協議体の開催、地域ケア会議等を実施していますが、地域によって取組みに差があり、市社会福祉協議会が中心となって全地域で推進できていない現状にあります。

今後の方針

これらの課題に対し、地域の福祉課題を明らかにしていき、あらゆる福祉課題に対応するために地域組織や関係団体、ボランティア、専門援助機関など様々な関係機関とのネットワーク構築を強化していき、地域住民による支え合いや助け合いといった住民主体の仕組みづくりの構築を目指します。

- ④ 地域の福祉課題を抽出すること、様々な関係機関とのネットワークを構築していくこと、住民主体の具体的な取組みに繋げていくことを目的に協議体を計画的に開催します
- ④ 専門職と地域住民間で顔の見える、相談しやすい関係性を構築するため専門職、地域住民との合同研修会を開催します
- ④ 地域住民による支え合いや助け合いの必要性や重要性についての理解を広げていくため全地区コミュニティ協議会を対象に計画的な学習会を開催します
- ④ 地域生活課題の把握と「個と地域の一体的支援」を実施していくため積極的に地域ケア会議を開催します
- ④ 個別支援ワーカーとしてのスキルアップを図るため、ファシリテーション研修、スーパーバイザー研修、事例検討会などの内部研修を計画的に実施していきます

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第2層協議体(中学校区)	2回/11カ所 (22回)	2回/11カ所 (44回)	2回/11カ所 (66回)	2回/11カ所 (88回)	2回/11カ所 (100回)
第3層協議体(小学校区)	48ヶ所	48ヶ所	48ヶ所	48ヶ所	48ヶ所
福祉学習会	1回/10コミ (10回)	1回/20コミ (30回)	1回/30コミ (60回)	1回/40コミ (100回)	1回/48コミ (148回)
専門職・地域住民間の研修会(市全域)	2回	2回	2回	2回	2回
地域ケア会議	2回/担当者 10名(20回)	2回/担当者 10名(40回)	2回/担当者 10名(60回)	2回/担当者 10名(80回)	2回/担当者 10名(100回)
内部研修	2回	2回	2回	2回	2回
地域づくりフォーラム	1回	1回	1回	1回	1回

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 座談会や協議体の開催、参加
- 地域づくりに向けて必要な研修会や学習会の開催、参加
- 地域ケア会議や専門職との研修会等への参加

地域の施設、企業、各種団体ができること

- 座談会や協議体への参加
- 地域ケア会議や専門職との研修会等への参加

▷ ボランティアセンター

現状と課題

ボランティアセンターとは、ボランティア活動の啓発、推進を図ることを目的に、施設や自治会、地域の方の依頼を受け、ボランティア登録のある団体や個人へマッチング(調整)を行なっています。

東日本大震災以降、ボランティアや市民活動に対する国民の意識や活動参加意欲が高まり、活動内容も多様化してきています。また、生活困窮者支援や介護保険改正などの新たな制度や昨今頻発する災害時の被災者支援に対し、ボランティア・市民活動が担う役割への期待も高まっています。

平常時・災害時を問わず、ボランティア・市民活動がもつ力を十分に発揮していくためには、多様な関係機関が協働しながらボランティア・市民活動を支援していくことが必要です。

しかし、住民座談会やアンケート調査の結果をみると、ボランティア活動への参加経験は5割弱しかない現状です。参加しない理由としては、仕事や学校などの都合や体力的な問題や活動に関する情報がないことが挙げられていました。

このことから、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための活動やボランティアに関する情報を広く市民に発信していくことを目指していきます。

今後の方針

- 📎 なぜボランティア活動が必要なのか、なぜボランティア活動をするのかなど、アンケート調査や交流会を開催し、双方の理解を深める活動を展開します。
- 📎 ボランティア活動の魅力や必要性、ボランティア保険加入の案内、個人・団体のボランティア登録に関する情報が、広く市民に届けられる仕組みを構築します。
- 📎 時代のニーズに沿ったボランティア活動が展開できるように、研修会や講座を開催しボランティア活動への理解を深めます。

年次計画

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
アンケート調査	福祉施設 ボランティア団体			福祉施設 ボランティア団体 (モデル地区)	
ボランティア講座	1回 本・支所	1回 本・支所	1回 本・支所	1回 本・支所	1回 本・支所
チーム会議(職員)	1回	1回	1回	1回	1回
施設等ボランティア関係職員研修会		1ヶ所 モデル地区	2ヶ所 モデル地区	3ヶ所 モデル地区	1回 本・支所
ボランティアと専門職との交流会		1ヶ所 モデル地区	2ヶ所 モデル地区	3ヶ所 モデル地区	1回 本・支所
ボランティア連絡協議会		1ヶ所 モデル地区	2ヶ所 モデル地区	3ヶ所 モデル地区	1回 本・支所
広報・啓発	社協だより データ配信	社協だより データ配信	社協だより データ配信	社協だより データ配信 事例発表 (福祉大会)	社協だより データ配信

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- ボランティア講習会の参加で知識を深める
- ボランティア登録及び参加

地域の施設、企業、各種団体ができること

- ボランティア受け入れ側としての体制をつくる
研修開催
- ボランティアとの交流の場づくり
- アンケート調査への協力

▷ 収集ボランティア

現状と課題

収集ボランティアとは、切手、プルタブ、ベルマーク、ペットボトルのふた等を集め、世界中の方々に、必要な形となり届けられる活動であり、これを通じ福祉の心を育み、支え合い助け合いを学ぶ事を目的とした事業です。

今回の座談会の声やアンケートの結果に、5割弱の方が「ボランティア活動に参加したことがない」と回答され、参加しない理由については「仕事や学校などの都合や体力的な問題」をあげられていました。

しかし、この活動は子どもから高齢者まで誰もが参加できるもっとも身近なボランティアです。福祉を知り、支援を始めるきっかけづくりにもなっています。「活動に関する情報がない」等の意見があるように、活動の場を求める意見も多くあげられていますので、より沢山の方に参加して頂けるよう広く広報・啓発する事が今後の課題となっています。

上記の事から、広報誌、地域の集まり等で収集ボランティアについての情報を正しく発信し、伝えていく事を目指します。

■ 収集の種類（市社会福祉協議会が取り扱う種類）

- 使用済み切手 ○ 書き損じハガキ ○ プルタブ ○ ペットボトルのふた ○ ベルマーク
- インクカートリッジ ○ ランドセル

今後の方針

- ④ 収集されている種類・正しい集め方等、収集活動の正しい知識を学ぶ出前講座を開催します。
- ④ 社協だよりや広報誌、各地域で発行されている文書等で収集箇所についての情報を発信します。
- ④ 社会貢献の一環として福祉施設や事業所等に向けて、収集窓口の設置を社協だより等で公募し、地域に根付いた活動になるよう支援します。

年次計画

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出前講座・福祉教育	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
広報・啓発	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター
収集窓口開設 (累計)	1ヶ所	1ヶ所 (2ヶ所)	1ヶ所 (3ヶ所)	1ヶ所 (4ヶ所)	1ヶ所 (5ヶ所)

協力団体・機関等 各種団体、企業、学校、事業所、施設

▷赤い羽根共同募金配分金事業

現状と課題

共同募金は数ある募金活動の中で唯一、社会福祉法に明記されている募金活動です。厚生労働大臣の告示により毎年10月1日から12月31日の期間中、全国各地で行われています。

赤い羽根共同募金配分金事業とは、共同募金で集められた募金を財源に市社会福祉協議会が地域の実情に合わせ地域福祉向上のために様々な事業を実施しています。(下表参照)

市社会福祉協議会では長年に渡り、下記の事業を展開してきましたが、住民座談会やアンケート調査の結果にあるように、「男性の居場所作り」や「若い世代との交流」、「移動困難者への支援」など新たな地域課題が顕在化しています。

これらの課題を地域住民と共に解決していくために、共同募金配分金を活用しながら時代のニーズに沿った助け合いの仕組みづくりをこれから展開し募金をしていただいた方々の想いに応えていくことを目指します。

赤い羽根共同募金配分金事業（平成31年度現在）

	事業名	実施地区	期間
1	ふれあいいきいきサロン事業	市内全域	通年
2	安心・安全福祉のまちづくり支援事業	市内全域	通年
3	災害援助費事業	市内全域	通年
4	行路困窮者移送費給付事業	市内全域	通年
5	社協活動広報事業	市内全域	通年
6	100歳到達者記念写真贈呈事業	市内全域	通年
7	ボランティア協力校助成事業	市内全域	通年
8	福祉合同スポーツ大会	樋脇・入来・東郷・祁答院	単年
9	子育てサロン事業	川内・樋脇・東郷・祁答院	通年
10	絵本で子育て支援事業	樋脇・東郷	単年
11	世代間交流事業	樋脇・東郷	単年
12	シニア男性料理教室	川内	通年
13	心配ごと相談所事業	川内	通年
14	在宅介護者の集い	入来	単年
15	障がい者社会参加促進事業	東郷	通年
16	チャリティグラウンドゴルフ大会	東郷	単年



今後の方針

深刻化する社会的な孤立、生活困窮、児童虐待への対応や認知症高齢者の生活支援等の新たな社会課題の解決のために、地域住民による支え合いや助け合いといった住民主体の仕組みづくりと共同募金配分金を活用した事業との連動性のある事業を展開していきます。

また、市社会福祉協議会と市共同募金委員会とが連携を深め、地域課題解決のための先駆的な実践を地域住民と共に考え資金面から継続的に支援します。

- ④ 共同募金配分金事業について、職員によるチーム会議を実施し、振り返りを行いながら目的や目標あり方、評価基準を共有しながら検討します。
- ④ 共同募金委員会と連携した職員研修会を開催し、職員のスキルアップと意識改革を図ります。
- ④ 協議体で出された意見や地域福祉活動計画のアンケート調査結果を基に、住民主体の仕組みづくりと共同募金配分金事業が連動する仕組みを構築します。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
チーム会議	2回	2回	2回	2回	2回
職員研修会	1回	1回 総務課 事業仕分け	1回	1回	1回
広報・啓発	社協だより データ配信	社協だより データ配信	社協だより データ配信	社協だより データ配信	社協だより データ配信
第2層協議体	22回 (2回/11ヶ所)	22回 (2回/11ヶ所)	22回 (2回/11ヶ所)	22回 (2回/11ヶ所)	22回 (2回/11ヶ所)

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなでできること

- 共同募金運動への正しい理解と参加
- 共同募金配分金を活用した事業への理解
- 住民同士での呼びかけや周知活動

地域の施設、企業、各種団体ができること

- 共同募金運動への正しい理解と参加
- 共同募金配分金を活用した事業への理解
- 住民同士での呼びかけや周知活動



第4章 自立支援・相互扶助・地域活動を実践するために必要な基盤整備

本市社会福祉協議会が自立支援・相互扶助・地域活動を実践するためには、法人の基盤整備がもっとも重要であると考えます。

時代の移り変わりとともに地域ニーズも変化し、それに伴い市社会福祉協議会が取り組む事業も必然的に変容することが予測されます。

今後も時代と共に、速いスピードで福祉ニーズも変化することが予測されることから、市社会福祉協議会においては、急速に変化しながらも多様化する福祉ニーズに対し柔軟かつ早急に対応できる組織の基盤体制を以下の2つを柱として整備します。

▷薩摩川内市社会福祉協議会の基盤整備

現状と課題

かつて高齢者福祉を中心とした在宅福祉サービスの多くは、社会福祉協議会が地域の福祉ニーズに即して先進的に開発してきたものであり、社会福祉協議会事業の大きな柱でした。しかし民間の介護保険サービスの広がりと共に、高齢者福祉にとどまらない幅広い分野に対応する社会福祉協議会や、制度の狭間の課題に切り込む社会福祉協議会、地域共生社会の基盤整備に取り組む社会福祉協議会へと役割が移行しています。

市社会福祉協議会においても、時代と地域の実情に応じた社会福祉協議会を目指してまいりましたが、組織運営方針の見直し、昔ながらの社会福祉協議会の体質からの脱却、長年継続実施されてきた高齢者福祉分野を中心とした社会福祉協議会事業や委託事業の仕分けが充分進められてこなかった経緯があります。

以上のことから、現代社会に必要とされている社会福祉協議会の姿を追求すると共に、ニーズに即したサービスの提供が円滑に行えるよう職員一人ひとりが資質向上に努め、企画・立案能力を向上させる必要があります。

さらには令和2年度からの4年間で市社会福祉協議会の基盤整備を行い、5年後の発展・強化計画が実現可能かつ具体性を伴う内容となり、更に充実した計画となるよう取り組んでいきます。

今後の方針

- ④ 各課の連携を強化し、組織内部の検討チームを編成します。検討チームでは会議を定期的実施し、組織運営方針や職員の行動指針に関する事、各種事業に関する事等を協議していきます。
- ④ 事業推進にあたっては人材の確保と共に職員一人ひとりが常に自己評価を行うとともに、事業の進捗状況を把握し、市民の皆さまの満足度の高いサービス提供を目指していきます。

- 幅広い福祉分野や世相、時代のニーズ、地域の実情に対応できる社会福祉協議会を目指し、次の5項目について検討と見直しを行います。

項目	内容
①基本理念の周知及び組織運営方針の再検討と周知	市社会福祉協議会の基本理念について職員間での周知浸透を図ります。また、目指すべき市社会福祉協議会に向けての組織運営方針や職員の行動指針を明確にし、共有することで、組織と個々の役割意識を高めるとともに、資質向上を目指します。
②役員会機能の強化	課支所長の連携の強化や協議内容の充実化に加え、地域福祉委員会や理事会、評議員会において市社会福祉協議会の役割や機能、事業の充実化についても積極的に協議できる体制を目指します。
③組織体質の改善	長年市社会福祉協議会に受け継がれてきた組織のあり方や考え方、手法などについて他部所間連携のもと協議を行い、継続すべき事項については発展強化させ、見直すべき事項については解決策を検討し、職員間で共有していきます。
④実施事業の仕分け	現行の事業や補助金の配分先が地域ニーズに即したものであるかの見直しを行い、薩摩川内市の福祉ニーズに即したサービスの提供を目指します。また、一定の分野にとどまらない横断的な支援体制を確立していきます。
⑤業務の簡素化と効率化	現在不統一であるデータの管理方法・導入しているシステム・様式などの見直しに加え、業務委託の必要性などの検討を行うことで、組織としての効率化を図ると共に残余時間を活用しての更なる組織改善と生産性の向上を図ります。

年次計画

具体的な取組		年次計画				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検討チームの編成とチーム会議の実施	①基本理念の周知及び組織運営方針の再検討と周知 (チーム会議回数)	視察	調査 課題抽出 (6回/年)	見直し (6回/年)	周知	発展強化計画の完成
	②役員会機能の強化 (チーム会議回数)	課支所長会機能の強化 (6回/年)	地域福祉委員会機能の強化 (6回/年)	理事会機能の強化 (6回/年)	評議員会機能の強化 (6回/年)	
	③組織体質の改善 (チーム会議回数)	課題の抽出 (6回/年)	改善策検討 (6回/年)	見直し	職員研修	
	④実施事業の仕分け (チーム会議回数)	予算の見直し		委託事業の見直し		
業務の簡素化と効率化 (総務課)	データ整理と管理の見直し	現システムの見直し	新システム・業務委託の検討	システム・様式の統一		

▷薩摩川内市社会福祉協議会の発展・強化

現状と課題

社会福祉協議会の発展・強化計画は、使命、経営理念、事業展開の考え方を踏まえながら、目標の実現を図るために組織・経営・事業等に関する具体的な取組みや重点課題を示した中期的な計画です。

市社会福祉協議会においても、平成28年に“第1次薩摩川内市社会福祉協議会発展強化計画(H28年度～H32年度)”を策定しましたが、年次計画が明確化されておらず、具体的な実践に結びついていないという問題がありました。また、組織・職員間での周知が図れておらず、発展・強化計画を意識した組織の運営や基盤整備が十分に行えていない状況でした。

更には、相互に作用し機能することが求められている、第2期薩摩川内市社会福祉協議会地域福祉活動計画(H27年度～H31年度)との計画期間にもずれが生じており、地域福祉活動計画にそった実践活動との連携が図れていない経緯があります。

今後の方針

- ④ 市社会福祉協議会の組織・意識改革を図ると共に、戦略的事業展開を目指した“第2次薩摩川内市社会福祉協議会発展・強化計画”を整備します。また、計画期間を地域福祉活動計画と連動するよう調整し、双方の計画の相互作用による更なる社会福祉協議会機能の充実を目指します。
- ④ 市社会福祉協議会の発展・強化計画では「人材の確保」、「人材の育成」、「迅速かつ適切な職員の配置」、「職員評価システムの構築」など人事に関することや、「会員・会費の拡充」、「自主財源の拡充」、「コスト意識の醸成とコスト削減の徹底」など財源に関すること、「法人の情報公開」、「情報の共有化とコミュニケーションの促進」など情報の発信と共有に関すること、「会館環境の整備と利用促進」など会館管理に関すること等について検討し、市社会福祉協議会の円滑な事業実施を推進していく為の事項を盛り込んでいきます。
- ④ 地域福祉の課題分析や調査に十分な時間を費やすとともに、第3期の地域福祉活動計画の評価を参考としながら、更に地域の実情に即した内容となるような第4期地域福祉計画・活動計画の策定を目指していきます。

年次計画

(発展・強化スケジュール)

5ヶ年後の第2次発展・強化計画策定に向け、協議、調査、視察などを実施します。またそれらを通じ、課題の整理、計画に必要な基礎資料の収集、解決策の検討などを行っていきます。

5ヶ年後の第4期地域福祉計画・活動計画の更なる発展・強化に向け、第3期地域福祉計画・活動計画の単年度評価を実施します。加えて定期的な協議や調査に十分な期間を設け、残された課題・新ニーズの把握・解決策等の検討を定期的に行っていきます。

発展・強化スケジュール

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第2次発展・強化計画の策定 (チーム会議回数)	先進地視察	担当課内協議 (発展・強化を図るべき項目、計画の活用方法等の検討)	調査 (項目ごとに現状の把握と課題の抽出) (6回/年)	計画作成 (12回/年)	第4期地域福祉活動計画との調整 (12回/年)
第4期地域福祉計画活動計画の策定	第3期計画の年度評価 (解決策・残された課題の抽出)	第3期計画の年度評価 (解決策・残された課題の抽出)	第3期計画の年度評価 (解決策・残された課題の抽出)	第3期計画の年度評価 (解決策・残された課題の抽出)	第3期計画の年度評価 (解決策・残された課題の抽出)
	アンケート調査・住民座談会等を適時実施 (新ニーズの把握・解決策の検討)			計画作成	第2次発展強化計画との調整

検討チーム会議回数

具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①基本理念・方針及び経営理念・方針の再検討と周知	—	6回	6回	—	—
②役員会機能の強化	6回	6回	6回	6回	—
③組織体質の改善	6回	6回	—	—	—
④実施事業の仕分け	6回	6回	6回	6回	—
第2次発展・強化計画の策定	—	—	6回	12回	12回
合 計	18回	24回	24回	24回	12回

— 参 考 —

■ 検討チーム会議数(算出根拠)

令和2年【18回】:9ヶ月間(7月～3月)×2回=18回

※9ヶ月間=チーム立上げ期間(4月～6月)を除く月数

令和3年【24回】:年間(4月～3月)×2回=24回

令和4年【24回】:年間(4月～3月)×2回=24回

令和5年【24回】:年間(4月～3月)×2回=24回

令和6年【6回】:6ヶ月間(4月～9月)×2回=12回

※6ヶ月間=計画の調製・製本等期間(10月～3月)を除く月

第5章 災害時における取組み

災害時の被災者支援に関するボランティア活動は、阪神淡路大震災以降、不可欠なものとして広く認識され、その後、日本各地で起こった災害においても、被災者や被災地の復興支援に重要な役割を果たしました。

本市においてもいつ起こるか分からない災害に対し、平常時から市役所や関係機関と連携を図り、「災害ボランティアセンターが円滑に運営できるための取組み」を行います。

▷薩摩川内市災害ボランティアセンター

現状と課題

薩摩川内市災害ボランティアセンター(以下、「市災害ボラセン」という。)とは、市内外で発生した大規模災害等において、薩摩川内市や鹿児島県社会福祉協議会、北薩地区社会福祉協議会連絡協議会、ボランティアや関係団体等と協働し、災害時のボランティアの活動を組織的かつ効果的に進めるために被災地に設置される拠点のことです。

もともと日本は、世界的にみても災害多発国であり、本市においても震災や豪雨、台風等によって甚大な被害をもたらす自然災害は他人ごとではありません。

そこで、市災害ボラセンでは、福祉救援ボランティアマニュアルを作成し、いつ起こるか分からない災害に速やかな対応ができるよう、体制の確立を図っています。

しかしながら、災害ボランティアセンターを実際に運営できる社協職員や連携を図っている関係団体が少ないことから、今後、社協職員と関係団体との合同災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の開催し、平常時から災害に備え、災害時には円滑な活動へ繋がる人的・組織的体制の構築を図ります。

今後の方針

- ☞ 社協職員や関係団体と合同で災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行います。
- ☞ 関係団体との協力・連携体制の強化に向け、広報、啓発活動を行います。
- ☞ NPO法人やボランティア団体をはじめ、各種関係団体による災害ボランティアネットワークを組織し、定期的に顔を合わせる機会(定期会議)をつくり、災害時における支援活動を迅速かつ効果的に展開します。

年次計画

具体的な取組	年次計画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
災害ボランティアセンター設置訓練	5回/年 ・北薩地区社協連協による設置訓練 ・社協自主訓練 ・樋脇・東郷地域合同1 ・入来・祁答院地域合同1 ・上甕地域1	5回/年 ・市総合防災訓練 ・北薩地区社協連協による設置訓練 ・社協自主訓練 ・川内地域1 ・下甕地域1	6回/年 ・川内川水防訓練(下流域) ・北薩地区社協連協による設置訓練 ・社協自主訓練 ・樋脇・東郷地域合同1 ・入来・祁答院地域合同1 ・上甕地域1	5回/年 ・市総合防災訓練 ・北薩地区社協連協による設置訓練 ・社協自主訓練 ・川内地域1 ・下甕地域1	5回/年 ・北薩地区社協連協による設置訓練 ・社協自主訓練 ・樋脇・東郷地域合同1 ・入来・祁答院地域合同1 ・上甕地域1
協力・連携体制の強化に向けた取組み	・社協だよりやデータ配信による広報 ・各種団体の研修会等での広報 ・出前講座の実施	・社協だよりやデータ配信による広報 ・各種団体の研修会等での広報 ・出前講座の実施	・社協だよりやデータ配信による広報 ・各種団体の研修会等での広報 ・出前講座の実施	・社協だよりやデータ配信による広報 ・各種団体の研修会等での広報 ・出前講座の実施	・社協だよりやデータ配信による広報 ・各種団体の研修会等での広報 ・出前講座の実施
災害ボランティアネットワーク会議	1回/年 川内地域	2回/年 川内地域 上甕地域	3回/年 川内地域 樋脇・東郷地域 上甕地域	4回/年 川内地域 入来・祁答院地域 上甕地域 下甕地域	5回/年 川内地域 樋脇・東郷地域 入来・祁答院地域 上甕地域 下甕地域

協力団体・機関等

薩摩川内市民生委員・児童委員連絡協議会、薩摩川内市川内赤十字奉仕団、NPO 法人きらり、川内青年会議所、鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部、市ボランティアセンター登録ボランティア(個人及び団体)

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 災害ボランティア設置訓練への参加
- 自治会やサロン等での出前講座の実施(非常炊き出し訓練等)

地域の施設、企業、各種団体ができること

- 災害ボランティア設置訓練への参加
- 災害ボランティアネットワークへの参加
- 出前講座や災害ボランティアセンターについての研修会の実施



第6章 福祉教育

これまで社会福祉協議会で実施した福祉教育の大半は、高齢者の疑似体験やアイマスク体験など、高齢者や視覚障害者の気持ちを学ぶことよりも、単に身体的な不自由さの体験に焦点化し、福祉教育として推進してきた経緯があります。

今後の福祉教育は、子どもたちや地域の方々と「個」への尊重や違いなどを一緒に考え、共に福祉の価値を深めながら、「地域福祉に理解のある人材育成のための取組み」を行います。

▷ 各種講座

現状と課題

各種講座では、計画策定の趣旨(P3)にもあるように時代の変化によるニーズの多様化が予想されており、そのためにも、対応できる地域を目指して現状の把握と、今後の活動の仕組みづくりとして、必要な講座を開催しています。内容については、講座の参加者や住民座談会の声、そしてアンケート等で地域の実情を反映し実施しています。

今後さらに、地域住民の一人ひとりが他人事を「我が事」として身近に感じ、共に協力していく活動が求められています。

人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる仕組みづくりができるような講座の展開を目指します。

今後の方針

- ④ 地域住民の声(アンケートや座談会での意見等)を把握し、必要な講座の開催をしていきます。
- ④ 地域住民、専門職、各種企業や団体のネットワーク構築を図ると共に、幅広い分野への周知に向けて取り組んでいきます。
- ④ 地域で活躍するマンパワー(人手)の確保と地域における支援体制の拡充を図ります。
- ④ 社会情勢の変化に伴い、新設される制度や制度改正、地域の新たな課題に対して調査や研究を行なうことを継続していきます。



具体的な取組	年 次 計 画				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者部門講座	1回以上	フォローアップ (含む) 2回以上	フォローアップ (含む) 2回以上	フォローアップ (含む) 3回以上	フォローアップ (含む) 4回以上
子ども部門講座					
障害者部門講座					
地域づくり部門講座					
広報・啓発	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター	社協だより 地域各種広報誌 データ配信 各集まりで配布 ポスター
地域づくり協力人(隊)※の 育成(養成)	5人	10人 (団体1)	15人 (団体1)	20人 (団体1)	25人 (団体1)
※各種講座を通して、地域づくりの 活動をしていく個人や団体					
協力組織	企業、団体、 法人等協力 体制づくり	1組織 年1回	継続 年1回	継続 年1回	継続 年1回
担当職員研修	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなでできること

- 積極的に講座に参加し、情報を集める。
- 講座を通して仲間づくり。
- 地域で必要な取組みを地域の仲間、社協、各種団体と共有する。

地域の施設、企業、各種団体ができること

- 地域貢献の一環として、住民を巻き込んだ取組み。(活動紹介と住民の声をきく)
- 他職種連携して、情報共有と協働する。



▷社会福祉・ボランティアフェア

現状と課題

社会福祉・ボランティアフェア(以下「フェア」という。)とは年に1度、社会福祉協議会と高齢者クラブ連合会が主催し、福祉活動の普及と充実を目的として開催している大会です。

フェアを通して、永年にわたり社会福祉・ボランティア活動に功績のあった方々を表彰することで、地域に対しての問題意識を高め、福祉活動の普及と充実を図っています。また、誰もが社会との「つながり」を感じながら安心して生活できる地域づくりを目指し、地域住民、関係者、関係機関、福祉団体等が一堂に会し、相互の連携を深めるきっかけづくりの場としての役割も担っています。

本市においても、少子高齢化の急速な進行とともに、高齢者や障害者の自立と社会参加、家庭機能の変化や子育て支援など、社会福祉に関わる課題やニーズはますます多様化し、増え続けています。

このような中、住民座談会の結果からも見えるように地域住民や専門職からは「つながりやネットワークは今後、特に重要」とその必要性を強く感じている一方、それを構築する場がないことから、「つながりの場づくり」は社協にとって急務であり、地域福祉を推進していく上で必要不可欠なものであると考えます。

そこで、現在のフェアを目的別に2つに分けて開催し、それぞれが効果的で現実的な催しが実施される仕組みづくりを目指します。

今後の方針

- 📎 現在のフェアを目的別に2つに分けて開催するための検討チームを職員で編成し、今後の方針や振り返り作業を毎年行います。
- 📎 あわせて、既存のフェア実行委員会を基盤とした新たな実行委員会をそれぞれ組織し、より効果的で現実的な催しが実施される仕組みづくりを目指します。

①社会福祉・ボランティア活動に功績のあった方々を表彰する催し	②「つながりの場づくり」を目的とする催し
仮称： 薩摩川内市社会福祉大会	仮称： 幸せの博覧会
目的： これまでの流れを引き継ぎながら、地域に対しての問題意識を高め、福祉活動の普及と充実を図ります	目的： これまでのフェアの特色を活かしながら、多種多様な個人、団体と協働することを念頭に開催の時期や場所、運営についても協働で考え動く仕組みを構築します。
作業： ・ 今後の方針や振り返り作業のための社協職員による検討チームの編成 ・ 社会福祉・ボランティアフェア実行委員会を基盤とした実行委員の編成	作業： ・ 今後の方針や振り返り作業のための社協職員による検討チームの編成 ・ 社会福祉・ボランティアフェア実行委員会を基盤とした実行委員の編成
対象エリア： 市内全域	対象エリア： 市内全域及び各中学校区

年次計画

具体的な取組		年次計画				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福祉大会	準備のための検討チーム会議の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回
	実行委員会	2回	2回	2回	2回	2回
幸せの博覧会	準備のための検討チーム会議の開催回数	5回	5回	5回	5回	5回
	実行委員会	2回	2回	2回	2回	2回
	開催回数 (累計実施回数)	1回/1カ所※ (1回/1)	1回/2カ所 (2回/3カ所)	1回/4カ所 (3回/7カ所)	1回/6カ所 (4回/13カ所)	1回/7カ所 (5回/20カ所)

※箇所数は、同じ内容の博覧会を各中学校校区で開催することを意味します。

■ みんなで取り組んでみましょう

みんなのできること

- 催しへの参加(一般参加・ボランティアスタッフとしての参加等)
- 近隣住民や知人、友人への参加の呼びかけ

地域の施設、企業、各種団体ができること

- 催しへの参加(展示、販売等での参加・ボランティアスタッフとしての参加等)
- ポスターの掲示やチラシの設置協力
- スタンプラリーや抽選会等への景品の提供



平成31年度 薩摩川内市 社会福祉・ボランティアフェア

～皆様のご来場をお待ちしております～

講演：「みんなで創ろう助け合い社会」
～安心して暮らせる地域づくりを目指して～

「住み慣れたこの地域で、いつまでもいきいきと生活したい」誰もが願っています。一人ひとりが地域とつながり、支え合いがある暮らしを実現するために、一緒に考えてみましょう。

講演者 薩摩川内市社会福祉協議会 副会長 山崎 洋子 氏
講演 10月35日～12月00日

当日券 420円、当日券B 380円、当日券C 340円

入場料 無料

受付時間 9時～17時

会場 薩摩川内市社会福祉協議会 薩摩川内市高崎クラブ連合会

お問い合わせ 0998(29)5538

📷 社会福祉・ボランティアフェアポスター

第4部 推進体制の整備

第1章 推進体制の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あたたかな絆やふれあいを大切にしたまちづくり、地域でのきめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかしながら、今日の複雑化した社会環境の中で、地域ではさまざまな生活課題や困難な問題を抱える人たちが増えており、もはや行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、市民、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取組みを進めることが必要です。

1 関係機関・団体等相互の連携

地域福祉計画は、市が責任を持って推進していく行政計画である一方、具体的な計画の推進にあたっては、市民、事業者、社会福祉協議会との役割分担を明確にしながら、協働して進める『パートナーシップ型』の計画です。更なる地域福祉の充実を進めるため、具体的な推進体制を整備します。

(1) 庁内推進体制の構築

地域自治や市民活動を推進する部署、地域福祉関連部署との連携体制を強化し、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、関連個別計画との整合を図るなど連携し、全庁的な合意の下で計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2) 市民協働型推進体制の構築

地域福祉を具体的に推進するためには、市民の積極的な参加と協力が必要です。地域福祉をめぐる社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、新たな地域福祉ニーズや市民の声を具体的な行動とするため、広く市民の声を求めながら協働型推進体制の構築に努めます。

(3) 福祉サービス提供者間のネットワークの確立

さまざまな立場から広く意見を求めるため、一般市民のみならずさまざまな専門家やサービス提供者なども参加し、行政も含め定期的に意見交換を行うことにより、福祉・保健・医療・介護サービスを提供する者同士の有機的なネットワークの確立を目指します。

2 それぞれの役割

(1) 市民の役割

市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められています。

最も身近で基盤となる組織である自治会等の各種団体に加入し、地域の特性や課題を住民同士で共有しながら、様々な世代が地域福祉活動へ参加することが期待されています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに積極的に応えることが求められています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供の取り組みが期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。計画を推進する上では、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役として、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(4) 市の役割

市は、地域福祉の充実に向け、常に地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民レベルの自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、本計画の基本理念にのっとり、地域福祉を進めるための諸施策を市民、事業者、社会福祉協議会との協働で、総合的に推進します。

3 策定後の推進と評価体制

本計画の着実な推進を図るためには、計画がどこまで進んできたのか、効果があったのか、進行管理を市民レベルでしっかりと行うことが必要です。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が目まぐるしく変化することも予想される中で、随時、推進事業の検証、見直しを柔軟に進めていくことが大切です。

本市では、薩摩川内市地域福祉推進委員会設置要綱に基づき設置した『地域福祉推進委員会』において、本計画の進行管理を行い、透明で誰もが計画の推進に関われる体制を構築します。

資料編

薩摩川内市地域福祉推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定した薩摩川内市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、薩摩川内市地域福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の点検・評価
- (2) 計画の推進方策の検討
- (3) 計画の改定
- (4) その他計画の推進に必要な事項の検討

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者をもっておおむね20人以内で組織する。

- (1) 地域的な協働活動を行う者
- (2) 社会福祉の関係事業者
- (3) 社会福祉等に関する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、委員長となって議事を整理する。

- 2 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会等)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する者で組織する。

- (1) 推進委員会が選任した者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 行政関係職員

(4) その他部会長が特に認めた者

- 3 作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 4 作業部会は部会長が招集する。
- 5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行なうため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、市民福祉部障害・社会福祉課で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成19年12月12日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月12日から施行する。
(薩摩川内市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 薩摩川内市地域福祉計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

区分	委員種別	選出先	
第1号委員	地域的な協働活動を行う者	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会	2人
第2号委員	社会福祉の関係事業者	薩摩川内市社会福祉協議会	1人
		川薩地区老人福祉施設協議会	1人
		鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部	1人
第3号委員	社会福祉等に関する活動を行う者	薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会	1人
		薩摩川内市女性団体連絡協議会	1人
		薩摩川内市中心身障害者福祉協議会	1人
		薩摩川内市高齢者クラブ連合会	1人
		薩摩川内市PTA連合会	1人
		薩摩川内市生涯学習推進本部	1人
		ボランティア・NPO代表	1人
第4号委員	学識経験者	鹿児島純心女子大学	1人
		川内市医師会	1人
		川内市歯科医師会	1人

薩摩川内市地域福祉推進委員会委員名簿

(任期 平成30年4月1日から令和2年3月31日)

区分	委員種別	氏名	選出先団体 (職名)
第1号委員	地域的な協働活動を行う者	赤崎 弘熙	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会 (会長、隈之城地区コミュニティ協議会会長)
		純浦 嘉孝	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会 (運営委員、里地区コミュニティ協議会会長)
第2号委員	社会福祉の関係事業者	石原 大吾	薩摩川内市社会福祉協議会 (薩摩川内市社会福祉協議会 地域包括支援課長)
		下野 綱	川薩地区老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム白寿園 施設長)
		羽有 春彦	鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部 (鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部 事務局長)
第3号委員	社会福祉等に関する活動を行う者	山口 民雄	薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会 (亀山地区民生委員・児童委員協議会 会長)
		柳田 法子	薩摩川内市女性団体連絡協議会 (薩摩川内市女性団体連絡協議会 監事)
		和田 岩男	薩摩川内市身体障がい者協会 (薩摩川内市身体障がい者協会 会長)
		樽木 孝治	薩摩川内市高齢者クラブ連合会 (薩摩川内市高齢者クラブ連合会 会長)
		中間 則行	薩摩川内市PTA連合会 (薩摩川内市PTA連合会 会長)
		大村恵美子	薩摩川内市生涯学習推進本部 (薩摩川内市生涯学習推進本部 副本部長)
		東 洋子	ボランティア・NPO代表 (薩摩川内市川内更生保護女性会 会長)
第4号委員	学識経験者	柿元美津江	鹿児島純心女子大学 (鹿児島純心女子大学 看護栄養学部 客員教授)
		久留 敏弘	川内市医師会 (川内市医師会 会長)
		銀屋 一彦	薩摩川内市歯科医師会 (薩摩川内市歯科医師会 副会長)

アンケート調査結果概要

1 調査の目的

本調査は、第3期薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る基礎資料として、市民の地域福祉に関する実態や要望・意見等を把握することを目的として実施した。

2 調査の方法

(1) 調査地域

薩摩川内市全域

(2) 調査対象者

薩摩川内市に住所を有する20歳以上の市民7,000人

(3) 調査期間

令和元年6月～7月

(4) 調査方法

① 郵送による配布及び回収(郵送調査)

調査対象者に調査票を郵送して記入を依頼し、それを再び送り返してもらう手法。

② オンラインによる回答受付(インターネット調査)

Webページの調査画面へ調査対象者にアクセスしてもらい、回答を送信してもらう手法。

3 回収状況

調査数	回収数	回収率	無効回答数*	有効回答率
7,000	2,923	41.8%	45	98.5%

※無効回答とは、白紙での回答及び集計期間外に回収され集計対象とならなかったものを指す。

4 本項を読むにあたっての留意点

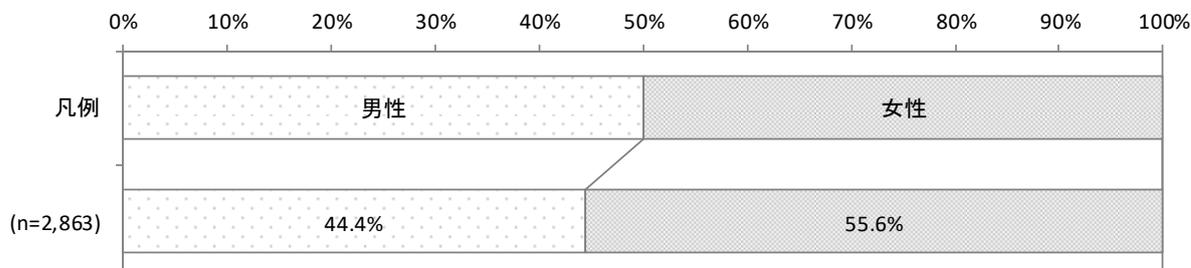
- 本来回答すべき者が回答していない場合、いわゆる「無回答」については、各集計において除外し処理を行っている。なお、有効サンプル数は、本文中(n)として表記している。
- 集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合がある。
- 複数回答の場合、選択肢ごとの有効回答者数に対してそれぞれの割合を示している。そのため、割合の合計が100%を超える場合がある。
- 本文中、設問や選択肢、表内の表記、グラフ内のラベルなど、ページのレイアウトの都合上、一部また全部を省略・縮小して表記している場合がある。
- 本書では、単数回答を「SA」、複数回答を「MA」、数値の記入式回答を「FA」として表記している。

5 調査結果

(1) 回答者の属性

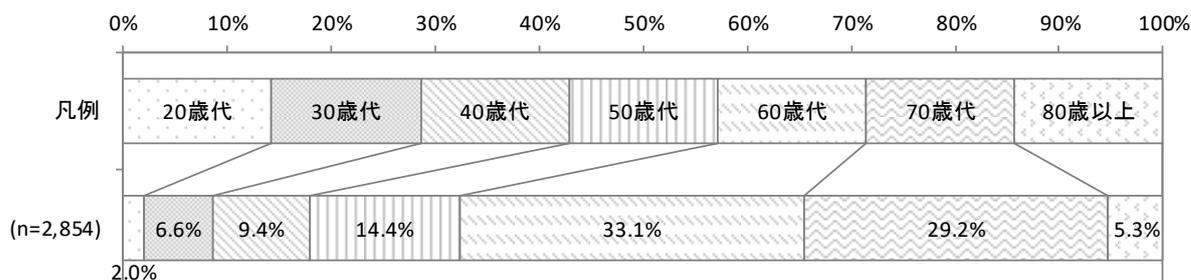
問1 性別
[SA]

「男性」とする割合が 44.4%、「女性」が 55.6%となっている。



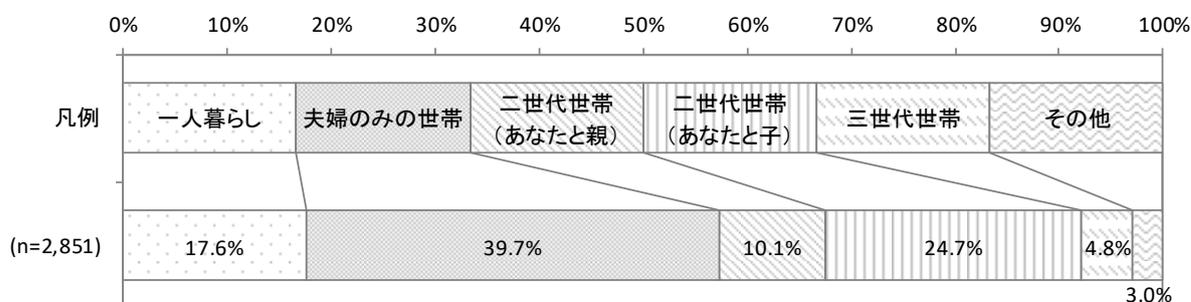
問2 年齢
[FA]

「60 歳代」とする割合が 33.1%で最も高く、次いで「70 歳代」が 29.2%、「50 歳代」が 14.4%となっている。



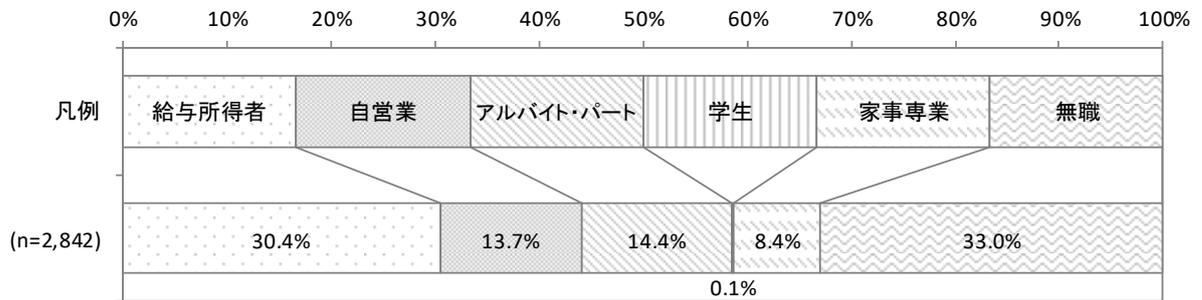
問3 家族構成
[SA]

「夫婦のみの世帯」とする割合が 39.7%で最も高く、次いで「二世世代世帯(あなたと子)」が 24.7%、「一人暮らし」が 17.6%となっている。



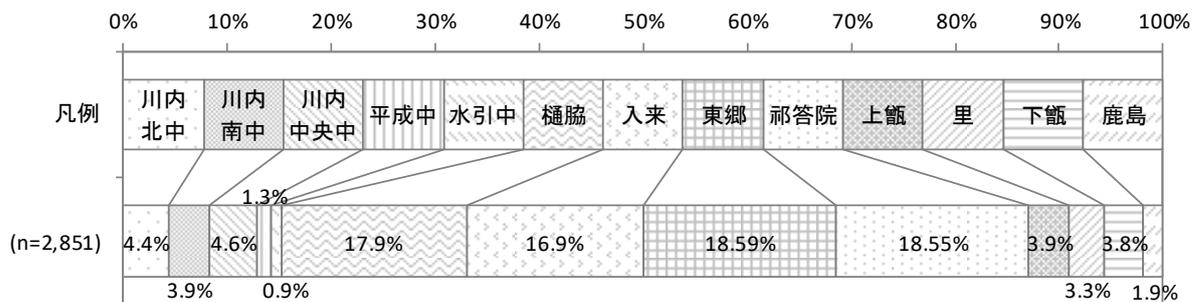
問4 現在の職業
[SA]

「無職」とする割合が 33.0%で最も高く、次いで「給与所得者」が 30.4%、「アルバイト・パート」が 14.4%となっている。



問5 居住地区
[SA]

「東郷」とする割合が 18.6%(18.59%)で最も高く、次いで「祁答院」が 18.6%(18.55%)、「樋脇」が 17.9%となっている。

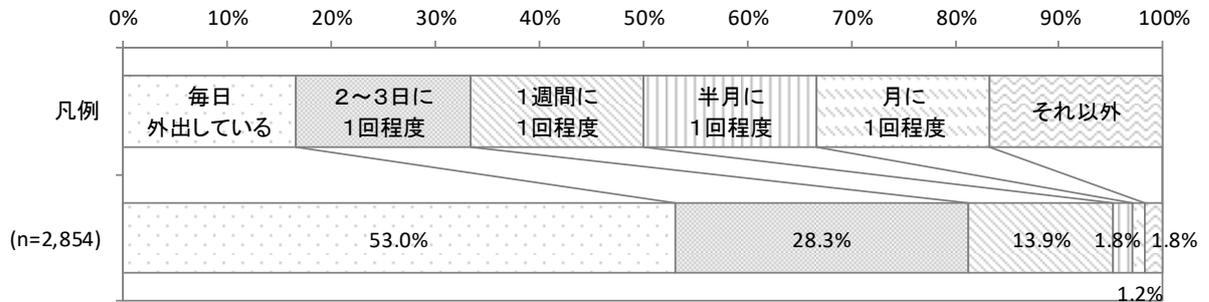


(2) 外出（ちょっとした買い物も含む）について

問6 外出の頻度について教えてください。

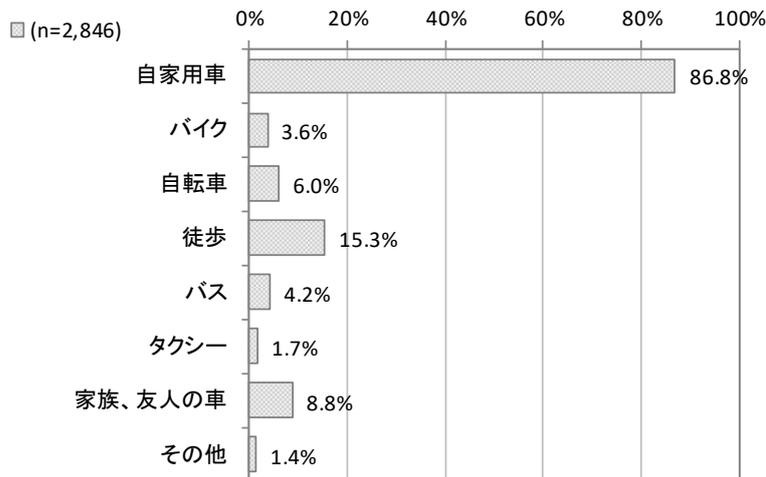
[SA]

「毎日外出している」とする割合が 53.0%で最も高く、次いで「2～3日に1回程度」が 28.3%、「1週間に1回程度」が 13.9%となっている。



問7 外出の手段について教えてください。

[MA]

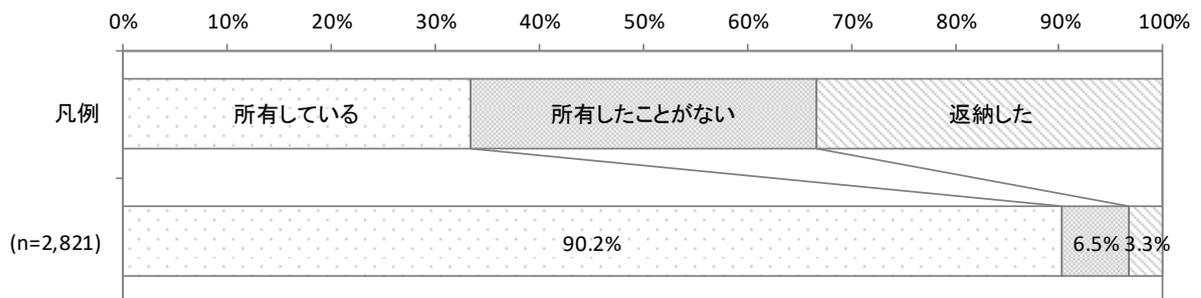


「自家用車」とする割合が 86.8%で最も高く、次いで「徒歩」が 15.3%、「家族、友人の車」が 8.8%となっている。

問8 運転免許証の所有について教えてください。

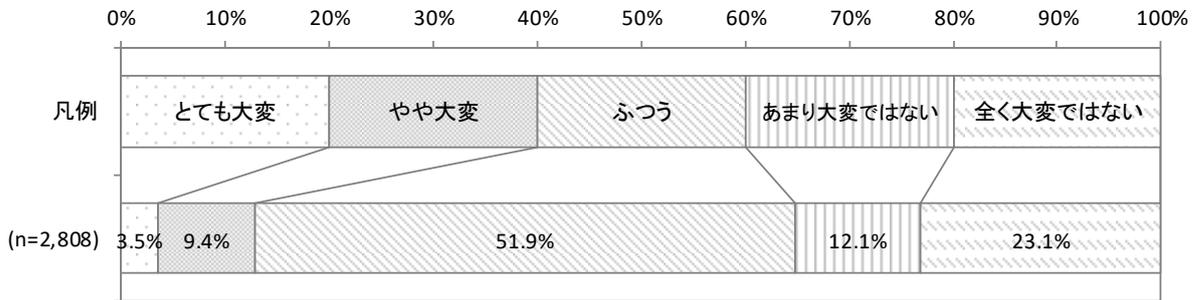
[SA]

「所有している」とする割合が 90.2%、「所有したことがない」が 6.5%、「返納した」が 3.3%となっている。



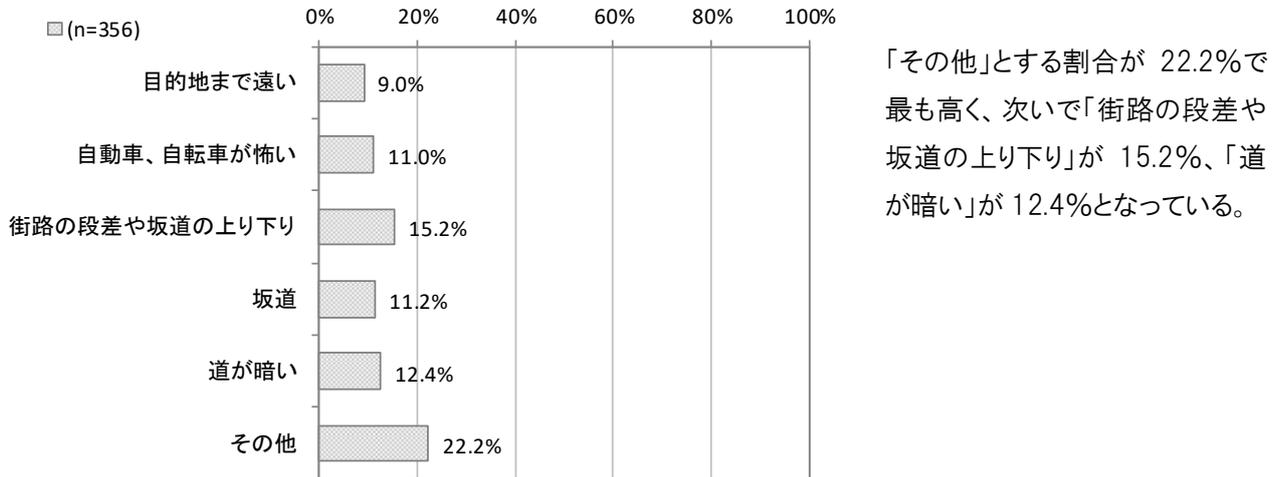
問9 日ごろの外出についてどう感じていますか。
[SA]

「ふつう」とする割合が 51.9%で最も高く、次いで「全く大変ではない」が 23.1%、「あまり大変ではない」が 12.1%となっている。



※問9で「とても大変」「やや大変」と答えた人のみ

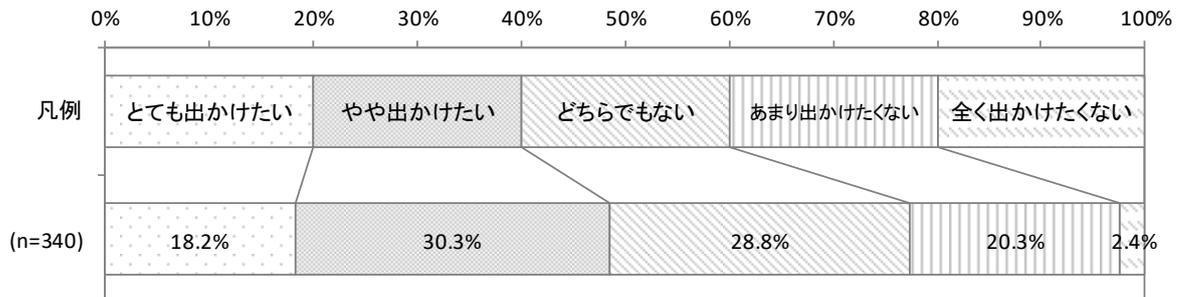
問10 大変と感じる理由は何ですか。
[MA]



※問9で「とても大変」「やや大変」と答えた人のみ

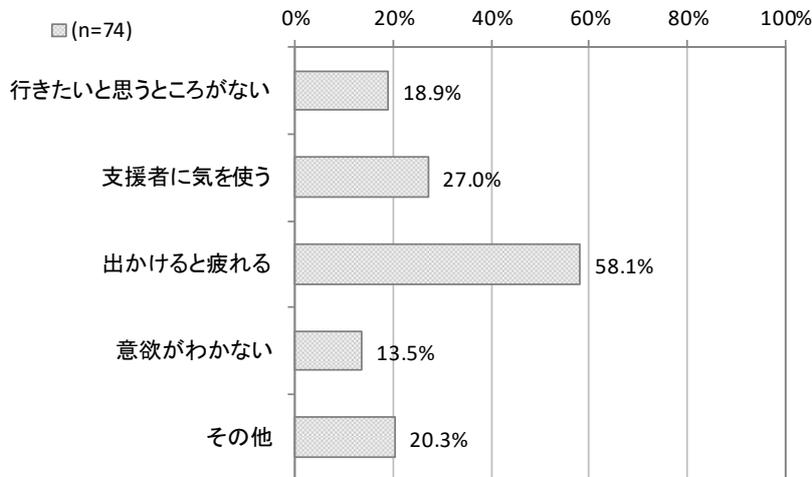
問11 外出について、支援があれば積極的に出かけますか。
[SA]

「やや出かけたがたい」とする割合が 30.3%で最も高く、次いで「どちらでもない」が 28.8%、「あまり出かけたがたい」が 20.3%となっている。



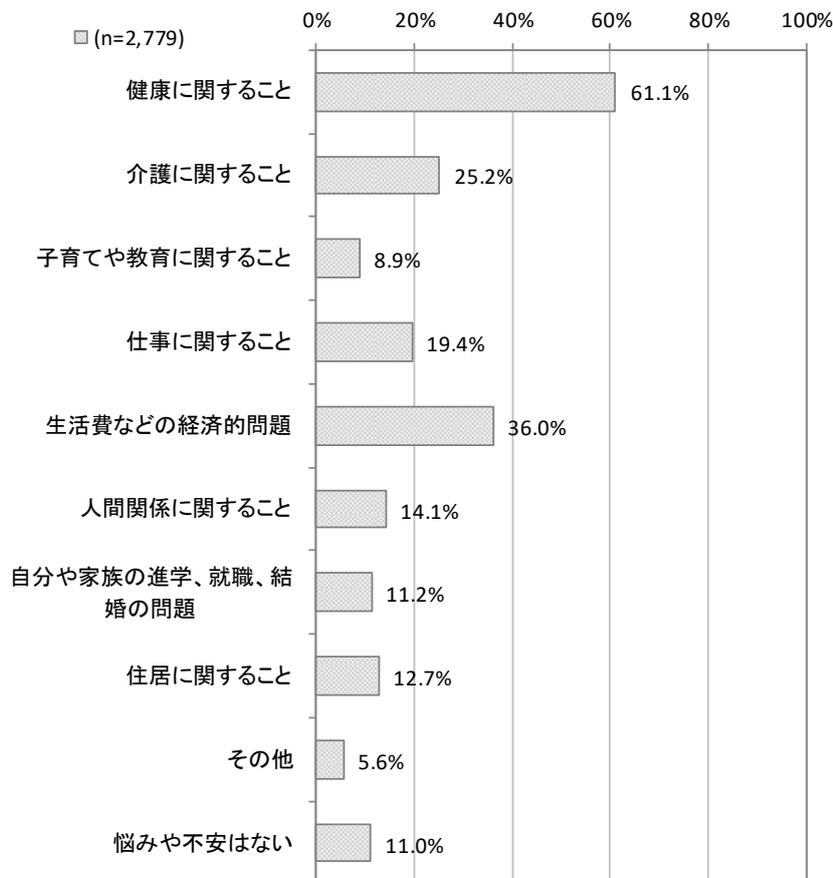
※問 11 で「あまり出かけたくない」「全く出かけたくない」と答えた人のみ

問 12 大変と感じる理由は何ですか。
[MA]



「出かけると疲れる」とする割合が 58.1% で最も高く、次いで「支援者に気を使う」が 27.0%、「その他」が 20.3% となっている。

問 13 あなたは毎日の生活の中でどのような悩みや不安を感じていますか。
[MA]



「健康に関すること」とする割合が 61.1% で最も高く、次いで「生活費などの経済的問題」が 36.0%、「介護に関すること」が 25.2% となっている。

問 14 あなたの家族や親族などについておうかがいします。

[SA]

①少なくとも月1回、会ったり、話をしたりする家族や親族

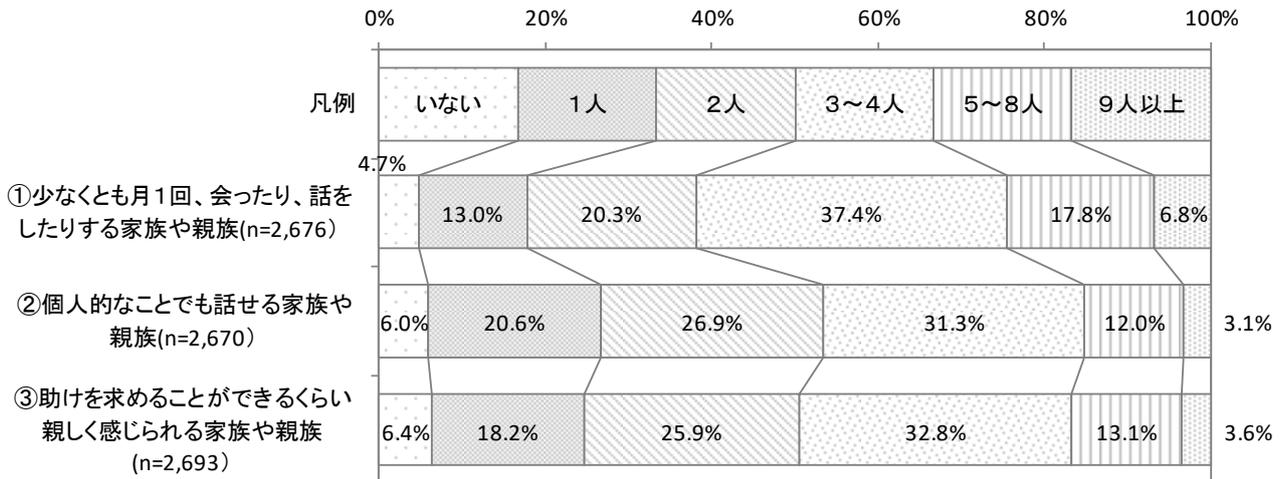
「3～4人」とする割合が37.4%で最も高く、次いで「2人」が20.3%、「5～8人」が17.8%となっている。

②個人的なことで話せる家族や親族

「3～4人」とする割合が31.3%で最も高く、次いで「2人」が26.9%、「1人」が20.6%となっている。

③助けを求めることができるくらい親しく感じられる家族や親族

「3～4人」とする割合が32.8%で最も高く、次いで「2人」が25.9%、「1人」が18.2%となっている。



問 15 近くに住んでいる人を含む、あなたの友人全体についておたずねします。

[SA]

①少なくとも月1回、会ったり、話をしたりする友人

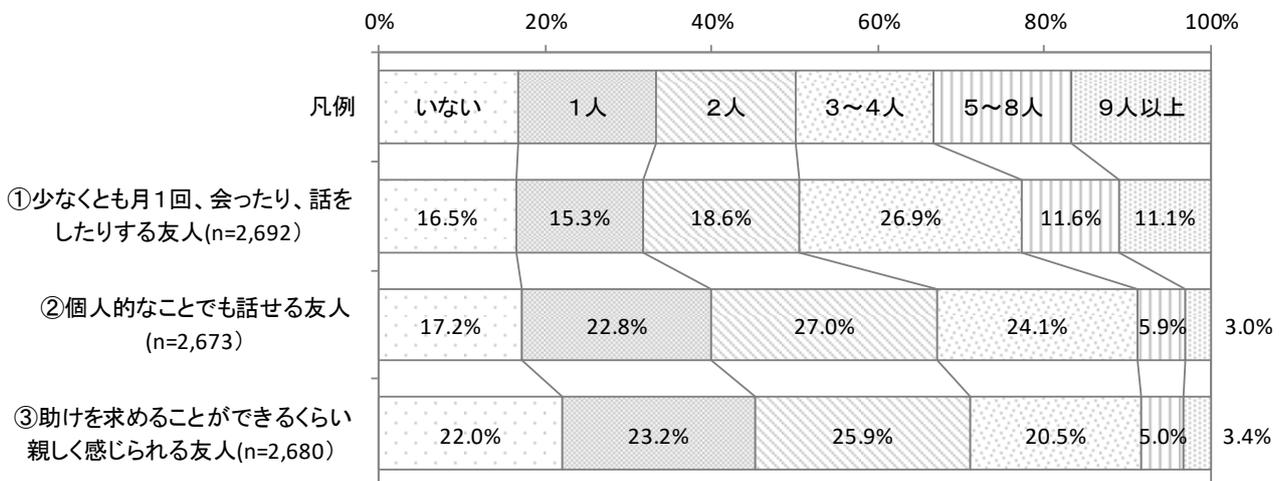
「3～4人」とする割合が26.9%で最も高く、次いで「2人」が18.6%、「いない」が16.5%となっている。

②個人的なことで話せる友人

「2人」とする割合が27.0%で最も高く、次いで「3～4人」が24.1%、「1人」が22.8%となっている。

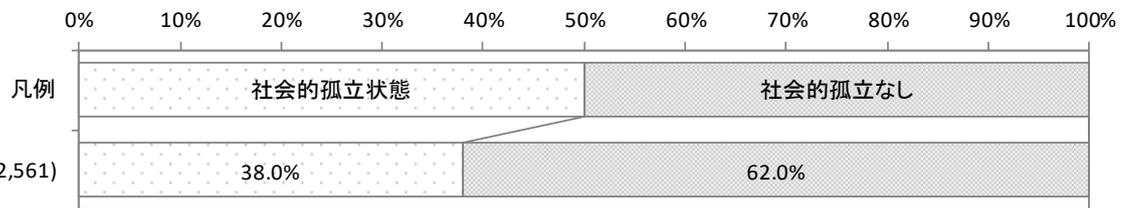
③助けを求めることができるくらい親しく感じられる友人

「2人」とする割合が25.9%で最も高く、次いで「1人」が23.2%、「いない」が22.0%となっている。



(参考)社会的孤立についての追加集計

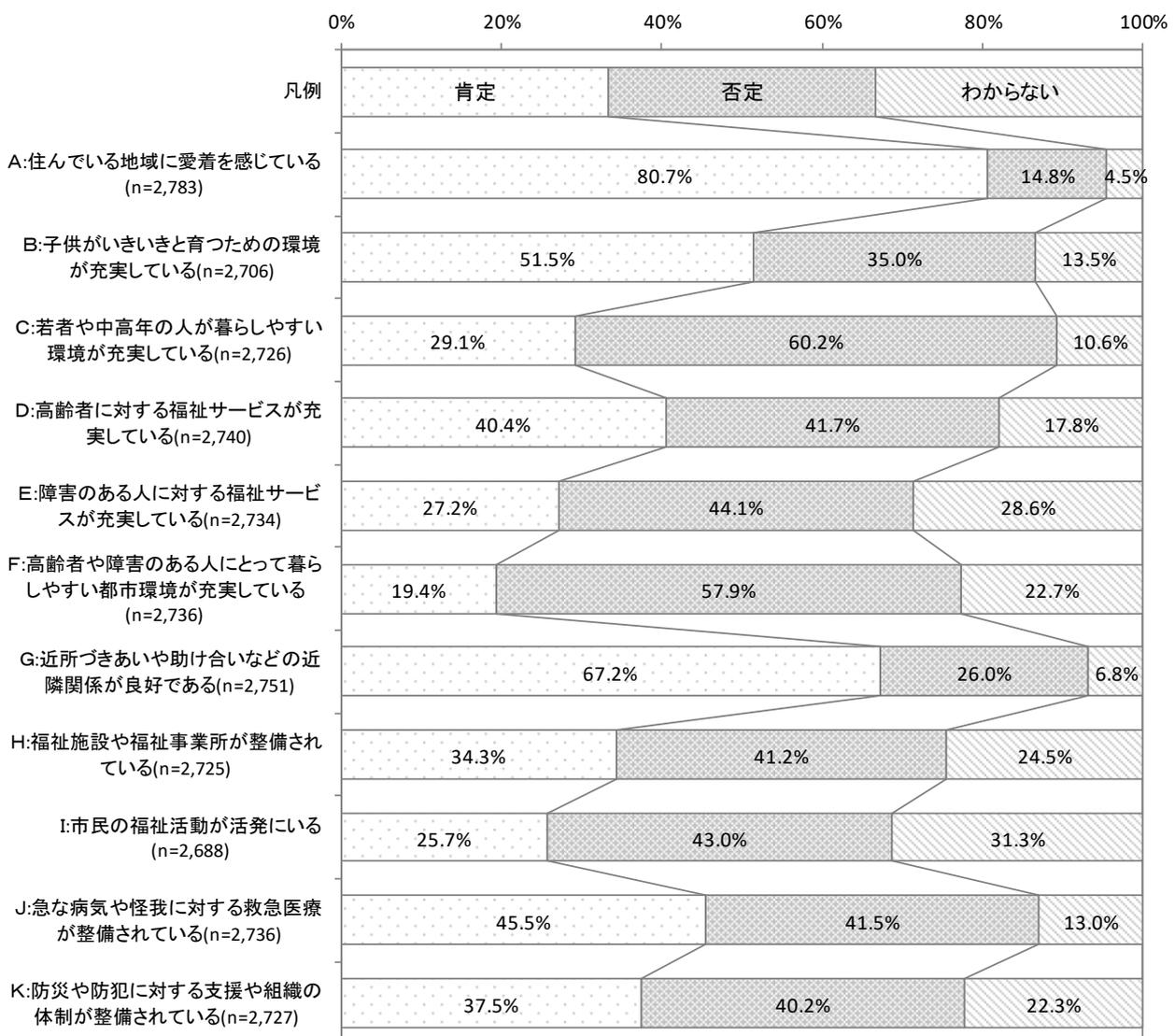
- 問 14①～③及び問 15①～③の回答について、「いない」を0点、「1人」を1点、「2人」を2点、「3～4人」を3点、「5～8人」を4点、「9人以上」を5点として合計30点満点で点数化処理を行い、12点未満を『社会的孤立状態』、12点以上を『社会的孤立なし』として評価を行った。
- その結果、「社会的孤立状態」にあると考えられる人は 38.0%、「社会的孤立なし」と考えられる人は 62.0%となっている。



※評価に際しては、問 14①～③及び問 15①～③の6設問全てに回答している人を対象としている。
 ※日本語版 LubbenSocial Network Scale 短縮版(LSNS-6)

(3) 地域との関わりについて

問 16 [SA] お住まいの地域や周辺的环境について、あてはまるものに○をつけてください。(A～K)



「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を【肯定】、「どちらかといえばそう思わない」及び「そう思わない」を【否定】として集計を行った。

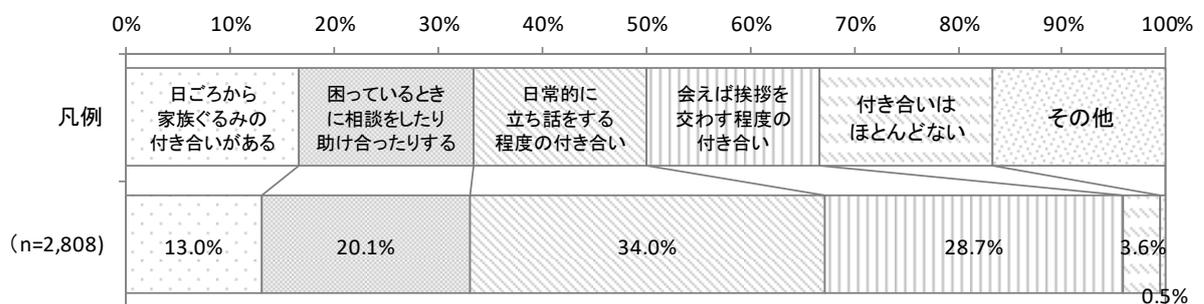
【肯定】では、A:住んでいる地域に愛着を感じているとする割合が 80.7%で最も高く、次いでG:近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好であるが 67.2%、B:子供がいきいきと育つための環境が充実しているが 51.5%となっている。

【否定】では、C:若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実しているとする割合が 60.2%で最も高く、次いでF:高齢者や障害のある人にとって暮らしやすい都市環境が充実しているが 57.9%、E:障害のある人に対する福祉サービスが充実しているが 44.1%となっている。

問 17 ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。

[SA]

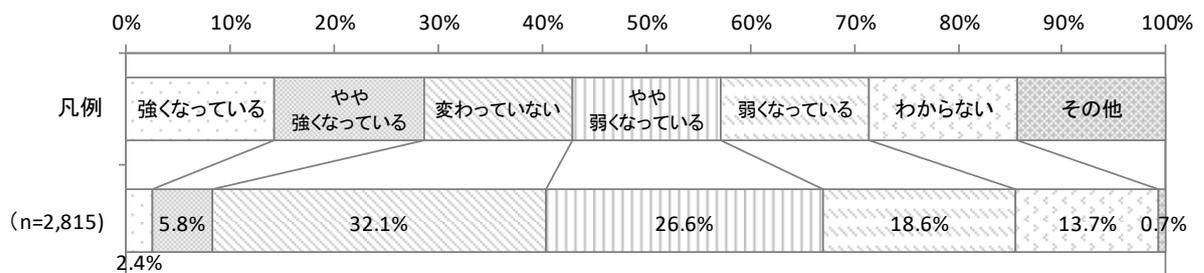
「日常的に立ち話をする程度の付き合い」とする割合が 34.0%で最も高く、次いで「会えば挨拶を交わす程度の付き合い」が 28.7%、「困っているときに相談をしたり助け合ったりする」が 20.1%となっている。



問 18 今住んでいる地域のつながりが、以前と比べてどのようになっていると感じますか。

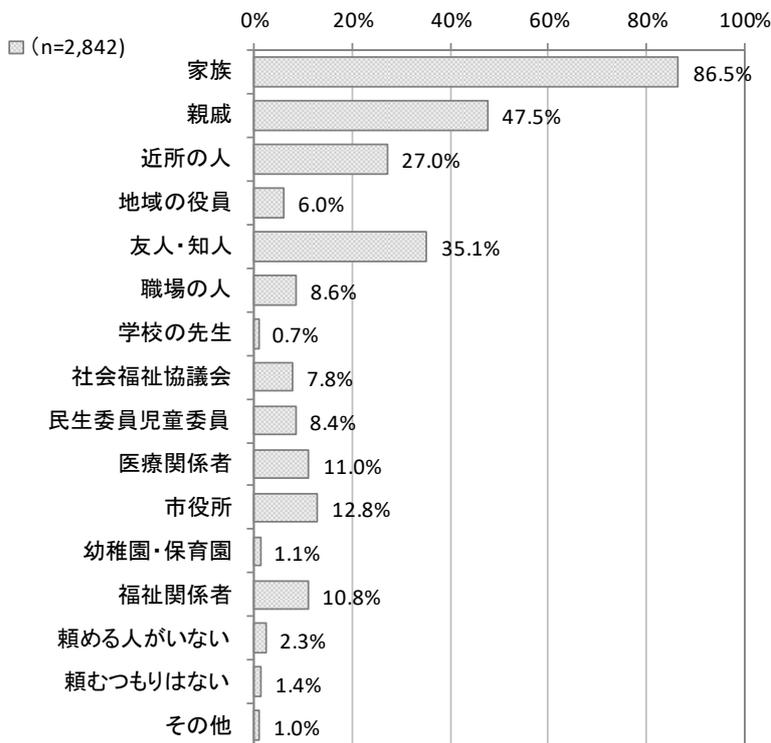
[SA]

「変わっていない」とする割合が 32.1%で最も高く、次いで「やや弱くなっている」が 26.6%、「弱くなっている」が 18.6%となっている。



問 19
[MA]

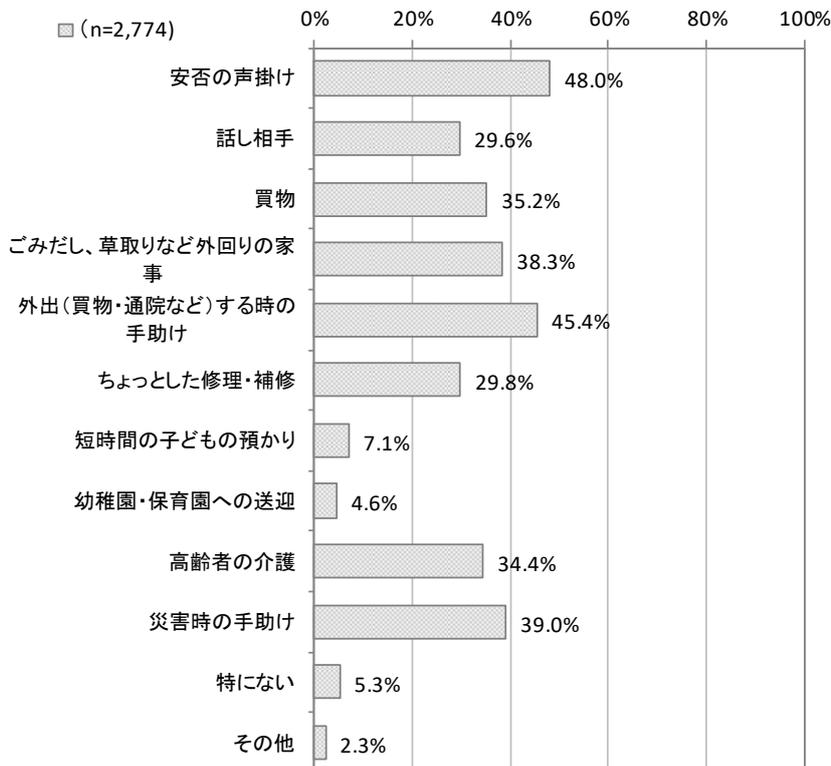
暮らしの中で相談や助けが必要なときに誰に頼みたいと思ってますか。



「家族」とする割合が 86.5%で最も高く、次いで「親戚」が 47.5%、「友人・知人」が 35.1%となっている。

問 20
[MA]

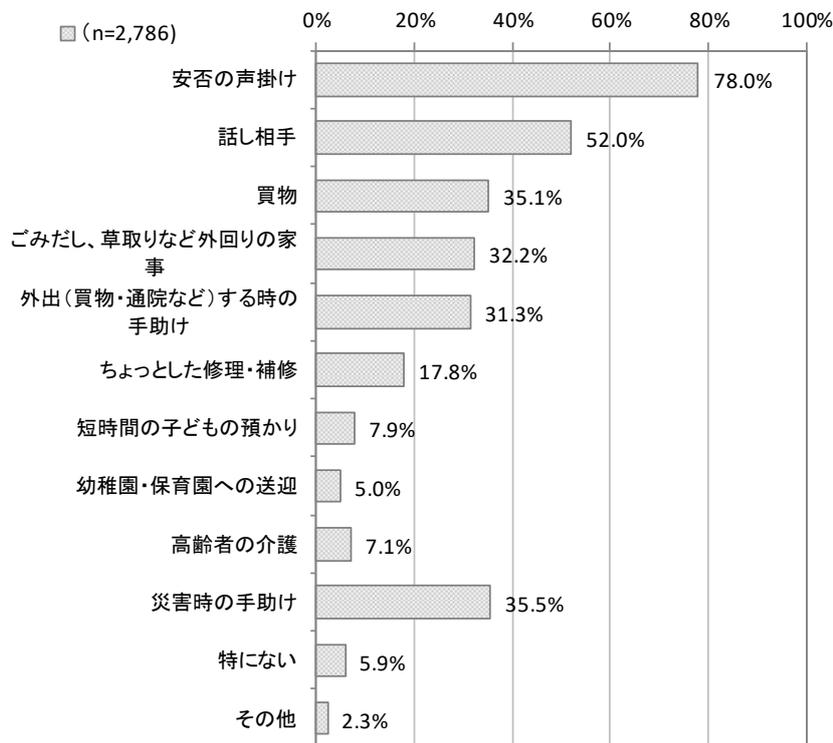
自分やご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどにおいて、日常生活が不自由になったとき、どのような手助けをしてほしいですか。



「安否の声掛け」とする割合が 48.0%で最も高く、次いで「外出(買物・通院など)する時の手助け」が 45.4%、「災害時の手助け」が 39.0%となっている。

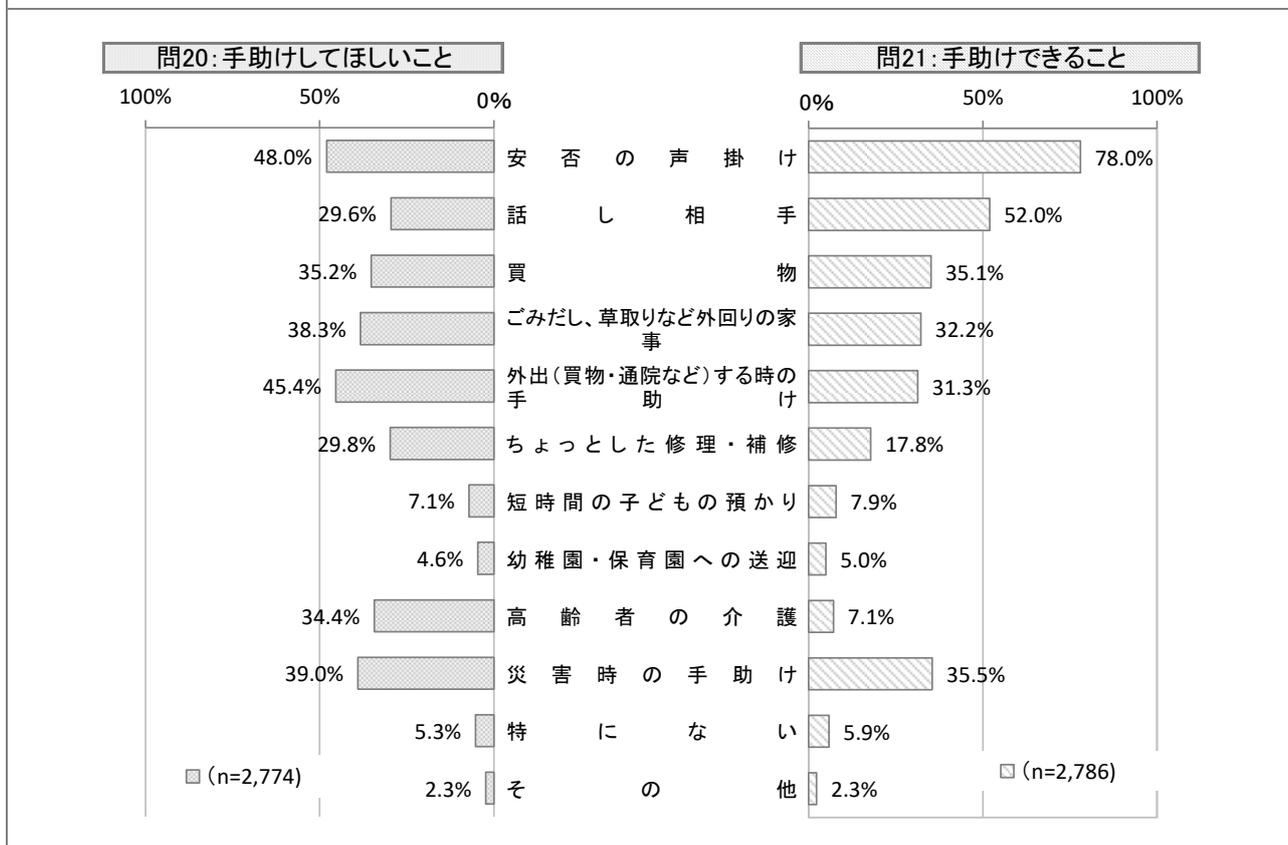
問 21
[MA]

隣近所で困っている人がいたとき、どのような手助けができますか。



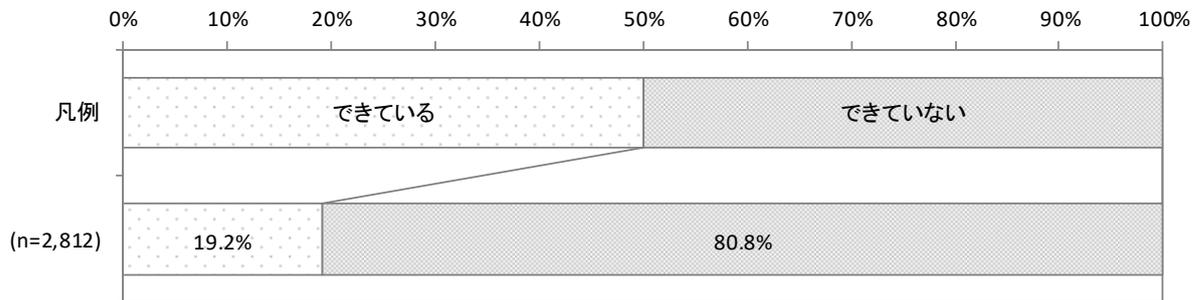
「安否の声掛け」とする割合が48.0%で最も高く、次いで「外出(買物・通院など)する時の手助け」が45.4%、「災害時の手助け」が39.0%となっている。

(参考)問20と問21の比較



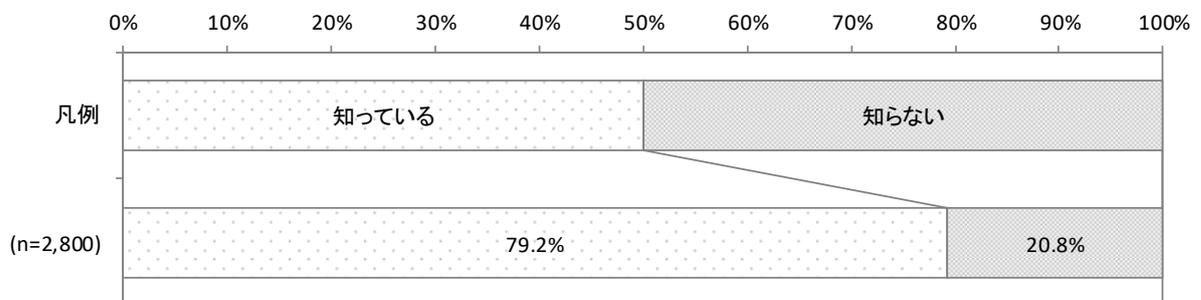
問 22 災害発生時に備え、日ごろから非常持出し用品等の準備ができていますか。
[SA]

「できている」とする割合が 19.2%、「できていない」が 80.8%となっている。



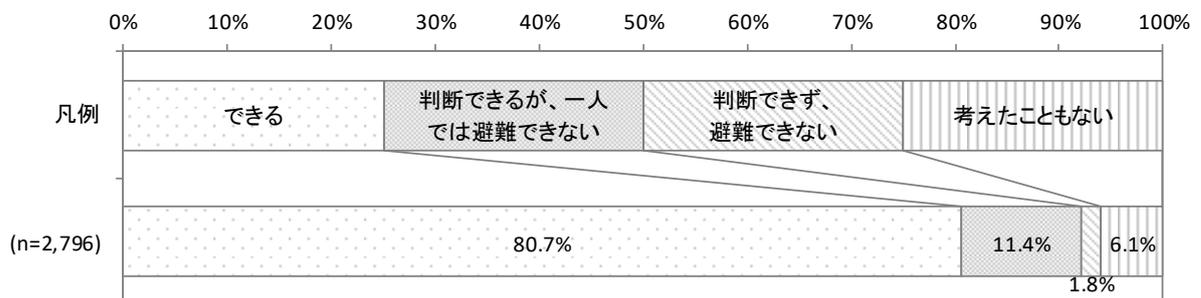
問 23 災害発生時の避難場所について、どこに避難するかご存知ですか。
[SA]

「知っている」とする割合が 79.2%、「知らない」が 20.8%となっている。



問 24 災害発生時に、緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難することができますか。
[SA]

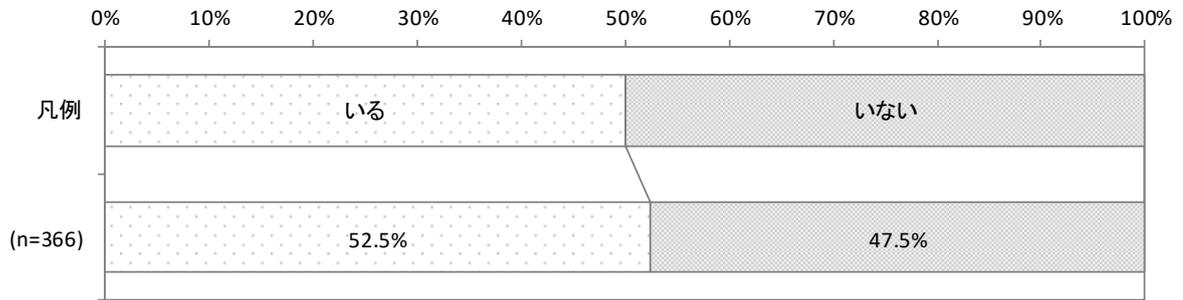
「できる」とする割合が 80.7%で最も高く、次いで「判断できるが、一人では避難できない」が 11.4%、「考えたこともない」が 6.1%となっている。



※問 24 で「判断できるが、一人では避難できない」「判断できず、避難できない」と答えた人のみ

問 25 災害発生時に避難するとき、近所のだれかに頼める人がいますか。
[SA]

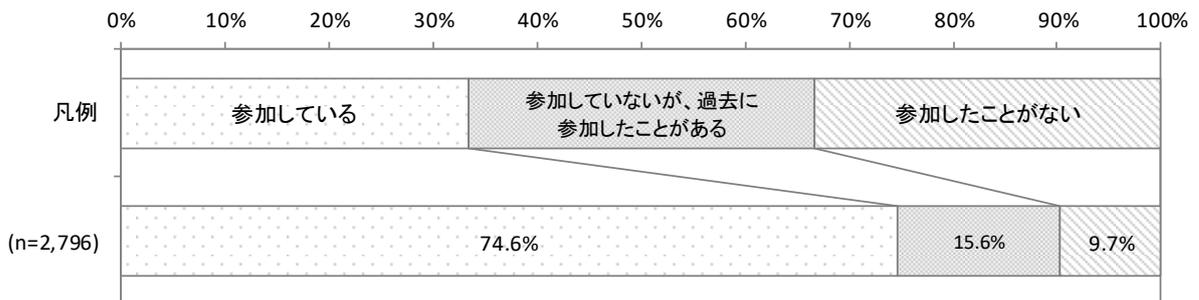
「いる」とする割合が 52.5%、「いない」が 47.5%となっている。



(4) 地域活動について

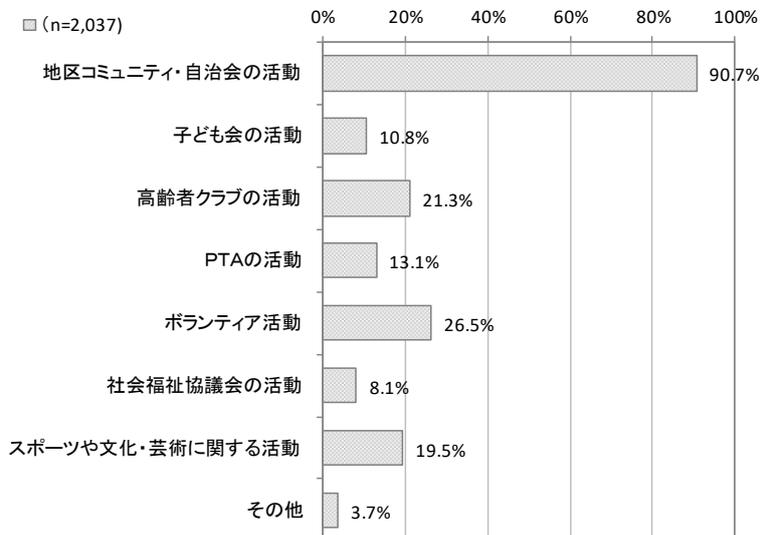
問 26 現在、自治会や子供会、PTAなどの地域活動に参加していますか。
[SA]

「参加している」とする割合が 74.6%で最も高く、次いで「参加していないが、過去に参加したことがある」が 15.6%、「参加したことがない」が 9.7%となっている。



問 26 で「参加している」と答えた人のみ

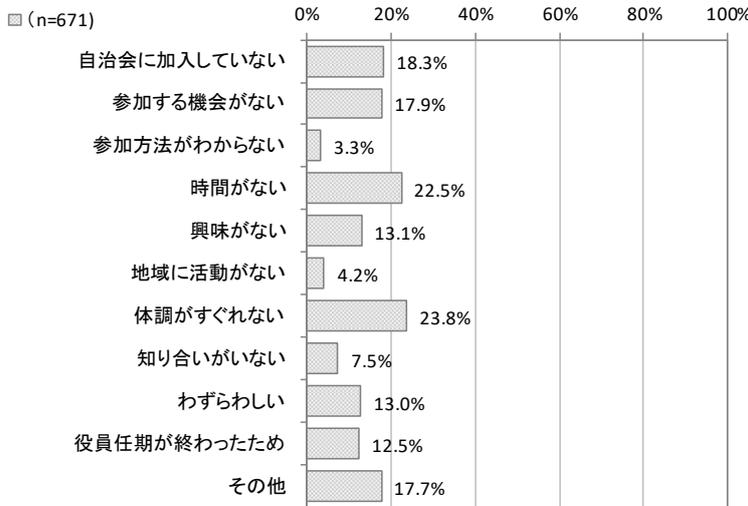
問 27 どんな活動に参加していますか。
[MA]



「地区コミュニティ・自治会の活動」とする割合が 90.7%で最も高く、次いで「ボランティア活動」が 26.5%、「高齢者クラブの活動」が 21.3%となっている。

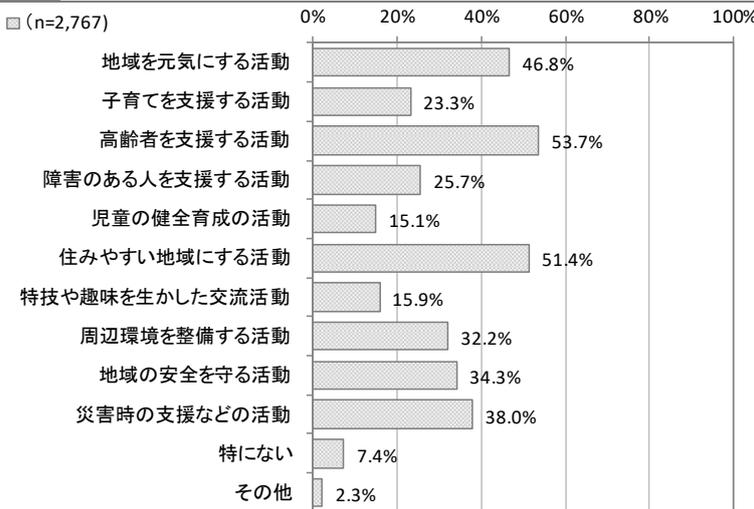
問 26 で「参加していないが、過去に参加したことがある」「参加したことがない」と答えた人のみ

問 28 現在参加していない理由は何ですか。
[MA]



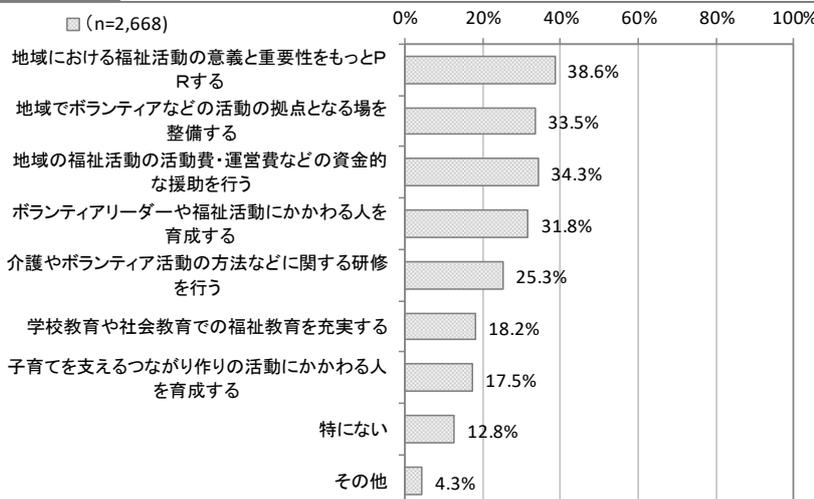
「体調がすぐれない」とする割合が23.8%で最も高く、次いで「時間がない」が22.5%、「自治会に加入していない」が18.3%となっている。

問 29 あなたの地域に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。
[MA]



「高齢者を支援する活動」とする割合が53.7%で最も高く、次いで「住みやすい地域にする活動」が51.4%、「地域を元気にする活動」が46.8%となっている。

問 30 あなたの地域に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。
[MA]

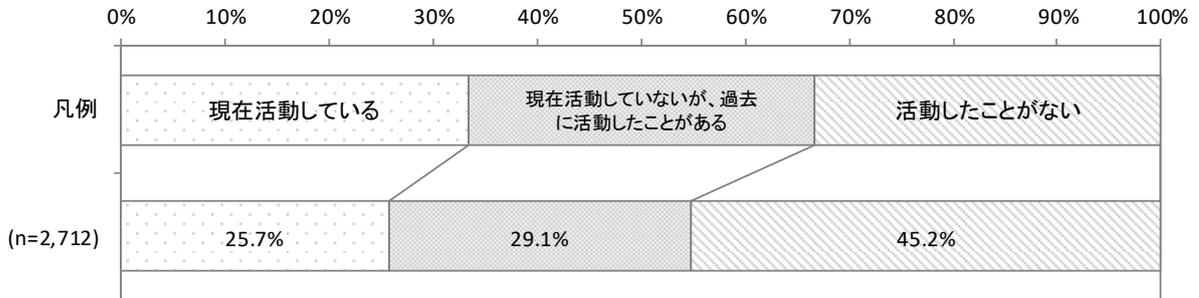


「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」とする割合が38.6%で最も高く、次いで「地域の福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」が34.3%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が33.5%となっている。

(5) 社会貢献について

問 31 ボランティア活動の経験について、お聞きします。
[SA]

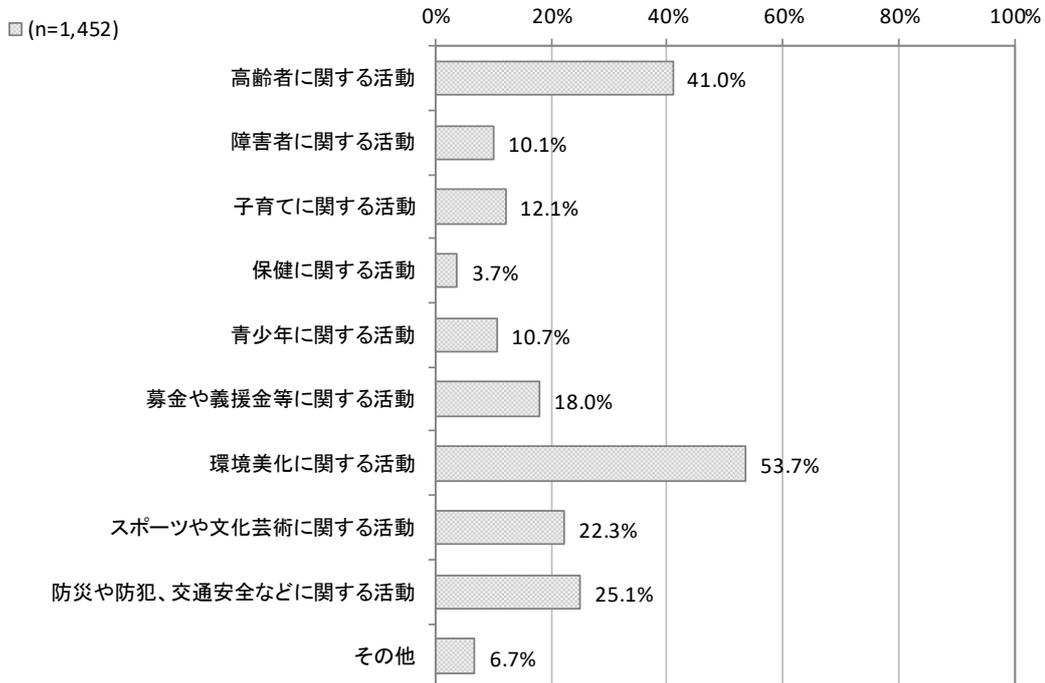
「現在活動している」とする割合が 25.7%、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が 29.1%、「活動したことがない」が 45.2%となっている。



問 31 で「現在活動している」「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人のみ

問 32 それはどのような活動ですか。
[MA]

「地区コミュニティ・自治会の活動」とする割合が 90.7%で最も高く、次いで「ボランティア活動」が 26.5%、「高齢者クラブの活動」が 21.3%となっている。

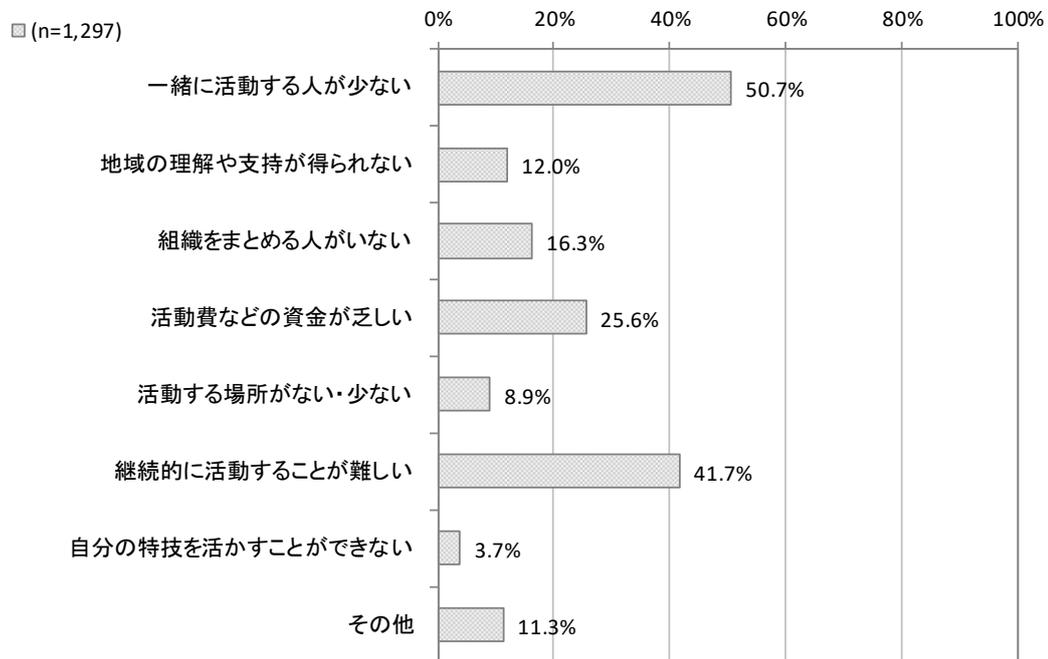


問 31 で「現在活動している」「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人のみ

問 33 活動の中で困ったこと、苦労したことはありますか。

[MA]

「一緒に活動する人が少ない」とする割合が 50.7%で最も高く、次いで「継続的に活動することが難しい」が 41.7%、「活動費などの資金が乏しい」が 25.6%となっている。

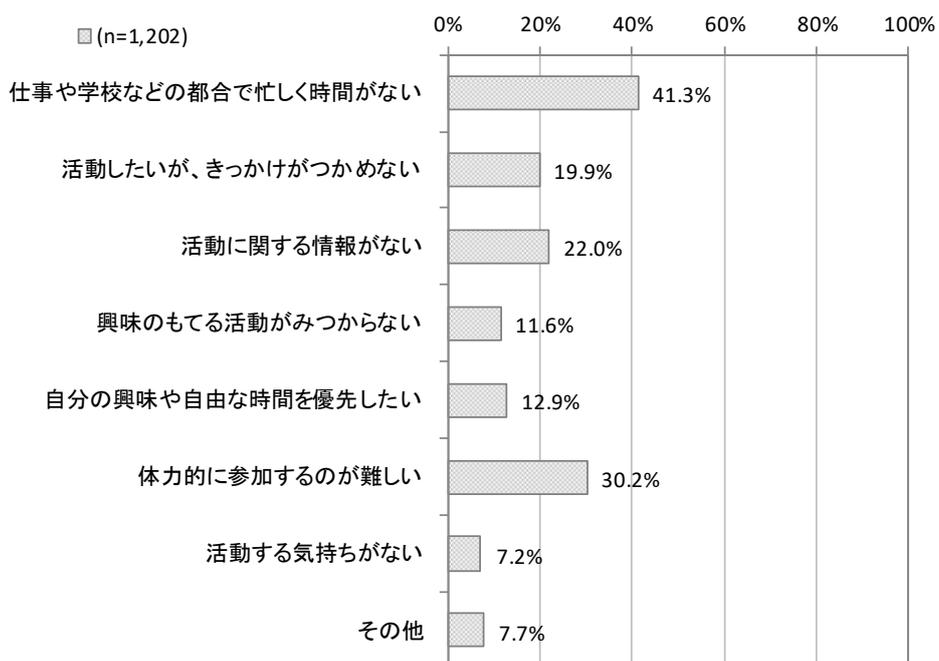


問 31 で「活動したことがない」と答えた人のみ

問 34 活動したことがない、または活動できない理由は何ですか。

[MA]

「仕事や学校などの都合で忙しく時間がない」とする割合が 41.3%で最も高く、次いで「体力的に参加するのが難しい」が 30.2%、「活動に関する情報がない」が 22.0%となっている。



住民座談会結果概要

1 座談会一覧

No.	校区	実施日	場所	名称	開催頻度	参加者数
1	川内北中	7/12	可愛地区コミュニティセンター	北三会 ~ゆっくり愛を育む~歩~歩龜のように~	年2回	41
2	川内中央中	7/17	市総合福祉会館	座・暖会	年2回	44
3	川内南中	8/20	市総合福祉会館	スクラム南	年2回	45
4	水引中	7/23	水引地区コミュニティセンター	五和渚会	年2回	43
5	平成中	7/31	陽成地区コミュニティセンター	五つ星平成座談会	年2回	27
6	樋脇中	7/11	樋脇保健センター	元気もりもり丸山会	年2回	39
7	入来中	7/22	清色地区コミュニティセンター	きやはんか〜い入来盛り上げ隊	年2回	16
8	東郷中	7/16	東郷公民館	きやんせ TOGO 会	年2回	41
9	祁答院中	7/18	祁答院保健センター	祁答院ほおつき会	年2回	32
10	上甌・里圏域	7/26	上甌老人センター	検討中	検討中	12
11	下甌圏域	9/25	青瀬地区コミュニティセンター	検討中	検討中	32
12	鹿島圏域	7/11	鹿島公民館	検討中	検討中	10

※令和元年 10 月1日現在

2 座談会における話し合いのテーマ

- ・私、私たち団体にできることやできそうなこと、今後必要なことについて
- ・今後どのような連携やネットワークづくりが必要となってくるか



No.1	川内北中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 90歳近くの高齢者(要支援2)の方で買い物と一緒に行くなど親身に接したら、だいぶ状況が改善した事例もあった。 ○ かなりの困難ケースでどうしようもないときは、地域包括支援センター等の専門機関に頼るようにしている。 ○ コミュニティで自治会長、民生委員、アドバイザーが合同で年二回研修会を実施しているが、専門職が入ることはない。全てが連携できるといい。 ○ 普段の見守り活動をする際に自分の親だと思って活動している。見守ってあげているという感じではなく、何気なく見守っているあいだに、向こうから相談がしてくることが多い。一緒に悩んでいる、家族にも相談しやすい。 ○ 在宅でなるべく長く暮らしてもらえるように、出前講座で転倒予防講座をおこなっています。初めたばかりでもあるので、まだ知られていないのが現状。こういった会(座談会)で、いろんな方と知り合えるのはありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域には重度の方もいる。施設に入所すれば面倒をみてくださるが、費用がかかるという問題もある。在宅介護では、介護者の介護疲れも起こるので難しいという問題もある。地域の高齢化が進んでおり、4年後ぐらいはどうなるか心配している。 ◆ これからは地域力を強く求められる時代がくる。自治会長がリーダーシップを発揮してくれることを期待している ◆ 3層協議体よりさらに下の自治会レベルの4層での活動に力を入れている。困っている人は自治会内で支え合うのは当たり前。4層では生活支援も実施している。さらにささえ合いマップ作りを全自治会で実施したいとも考えている。自治会が原点となり向こう三軒両隣をいつまでも継続していきたい。 ◆ 以前はゴミ出しをヘルパーが実施していたが、人材不足で要望に応えられていないこともある。地域の協力をいただきたいが専門職から地域の方々へ依頼しづらいのが現状。結局はヘルパーに負担がかかっている。地域住民の方々との連携が重要となる。 ◆ これからは、行政や社協にだけ頼るのではなく、さらには専門職だけではできないこともあるので、地域と専門職、行政や社協が連携した地域づくりが大事。 ◆ このような場(座談会)をこれからも継続的に是非実施していただきたい。 ◆ 地域住民と専門職との情報共有できていない。情報共有して、どちらかに任せるのではなく、一緒に支援していくが必要。 ◆ 今後は、支え合いマップを作るときに専門職にも来てもらって一緒に作っていく方法もある。 ◆ 一人ひとりの活動を把握し、困りごとを抱えた人をみんなですべて支えていくことを話す場が必要。 ◆ 地域の方も専門職の方もそれぞれ情報を持っているが、その情報を共有して一緒に支援する体制になっていない。 ◆ どんな人にも特技や昔の仕事など「いいところ」がある。時間はかかるが、そこを生かして寄り添っていくことが大切。 ◆ 難聴でコミュニケーションがとりづらくみんなの中に入ってこれない方がいる。 ◆ 車の運転をしている高齢者で車がぼこぼこで危険運転(一通の道路を逆走)をされる方が身近にいる。 ◆ 見守り活動のなかでタクシーを出してと言われる。買い物をしてほしいというニーズが多い。 ◆ 自治会未加入者世帯のゴミ出しについて、捨てることができない、時間が決まっていればヘルパーを頼めない。結局ケアマネがゴミ捨てをしている現状もある。 ◆ ヘルパー事業所の閉鎖で、ヘルパーを使いたい方が、待機状態である。 ◆ 車に乗れない方がたくさんいる。(移動手段の課題)高齢者による車の事故の問題もある。 ◆ 阿久根のAZみたいな買い物の送り迎えがほしいよね。 ◆ 生協やJAは都市部では、買い物バスはこない。 ◆ 今できる事「その人に寄り添ってあったものを」話の中で引き出してあげよう。 ◆ 気長に心をやわらげてあげること ◆ 好きなこと、興味があることを引き出してあげたい。 ◆ ネットワークがあつたらいい。 ◆ 地域の人のことは、大体把握ができていますが、新しくアパートやマンションがたつと分からない人も増えるから、そこには不安はある。 	
 <p data-bbox="165 1989 357 2022">📷 座談会の様子</p>		

No.2	川内中央中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんどけん体操は、身体に負担がかからないような工夫がされています。急に血圧があがらない、スローでのストレッチなので、どこでもできると思います。 ○ ボランティア活動が活発だと思います。 ○ 自治会長、民生委員、アドバイザーでの意見交換会を年3回開催しており、このような連携の機会が必要。 ○ 小地域ネットワークを作って要支援者と連絡をとっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会未加入者がおり、地域との繋がりがなく、生活実態が分からず困っている。 ◆ 地域において見守り活動や地域支援活動を行っているメンバーで「情報共有の場が必要」。また、住民を巻き込んだ「地域での見守りや支え合い」について取り組む必要がある。 ◆ ヨコの連携が大事。特に民生委員とアドバイザーとの連携は必要。 ◆ 個人情報保護のことを言い出したら進まない。「じぶんたちのこと」ということに立ち返る必要がある。 ◆ 自治会未加入者への情報伝達について気になる。 ◆ 民生委員がしてくれるから家族や隣近所がしなくていいでは困る。「遠くの親戚より近くの他人」というように自治会の人と一緒に動いて体制づくりが必要。 ◆ 支え合いマップを基にいろいろな人を巻き込んで、その人の好き嫌いも考慮しながら支え合いの体制を見直すべき。同じ地域にいる自治会長や民生委員、アドバイザーなど横の連携やネットワークづくりが必要。 ◆ 中学校区を1つのエリアとして、支え合いの体制づくり話し合う場が必要。そのためには、地区住民の協力が必須。 ◆ 昔は当たり前にあった向こう3軒両隣の付き合いは必要。 ◆ 会話の機会を作ることが重要 ◆ 訪問宅の方の入院した、などの情報が回ってこなかった。個人情報もわかるが、その方のつながりやまわりのつながり、情報共有が必要。 ◆ 防災マップ、マップについては、とても良いと思う。地域に住むいろんな方の把握もできるし、災害時にはとても助かります。 ◆ 買い物についての支援の輪が広がれば良いと思います。この会(座談会)に企業等をいれていけたらいいんじゃないかと思う。 ◆ 自治会長が地域の状況や情報を把握する必要がある。 ◆ 特に気になる方に対して、いろいろな立場の人が訪問し対応することも多い。やはり自治会長、民生委員、アドバイザー間の連携は必要不可欠である。 ◆ ささえあいマップづくりを実施しており、地域の情報を把握するのにとてもいい手段であった。このようなマップづくりを広げて、地域情報を把握していくことも必要。 ◆ 大きな自治会は支援体制や連携が難しいことから小地域に分けて体制を構築していく必要がある。 ◆ 地域で支援を考えていく際に個人情報の問題で引っかかることがある。個人情報の問題から必要な人に必要な情報が入ってこない、肝心な場面で止まってしまうこともある。 ◆ 要支援者自らSOSを出すことは難しいケースが多いと思う。要支援者を普段から介護、支援している人と地域がつながりを作っておく必要性が高い。 ◆ 近所の人たちが気軽に集まれる場を作り、情報共有しやすい環境を作る必要がある。 ◆ 引越してきた人、定年で帰ってきた人等、自治会内での繋がりができていない人にも役員等をお願いしたり、自治会内での役割を持ってもらったりして、話ができる関係性を作っていくよう働きかけていってはどうか。 ◆ 要介護者や認知症の方、身寄りのない方等、地域住民だけではどうしたらいいか分からない。専門職も一緒に入って支援について話し合う場を作ってもらいたい。 ◆ 家族がいない人、身寄りがいない人の対応が困る。 ◆ 個人情報の問題が難しい。市に聞いても個人情報があるのでと言って教えてくれない。別に悪用するわけではない。 	
 <p data-bbox="167 1960 359 1993">📷 座談会の様子</p>		

No.3	川内南中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 班長がチラシ(回覧)をもってまわり見守りしている。 ○ いろいろな情報を回しています。サロンでも、皆さんにいろいろお任せをするようになった。その方 ○ ちがいざ地域で支え合いの裾野が広がればと思 ○ い活動している。 ○ マップの説明に消防(専門的な方に)に来てもら ○ いみんなへ説明、勉強をしている。また、リサイク ○ 活動の際に、安否確認もしている。 ○ 1人暮らしの人がたくさんいる。サロンに一人暮らし ○ の人を集めたり、来ていない人には電話で様子を聞 ○ いて見守りしている。自治会を超えてサロンに来て ○ 交流を図っている人もいる。 ○ 自治会員、未加入関係なく同じ地域に住んでいる ○ 人皆に声をかけて花見や楽しいところに誘って、納 ○ 得した上で参加してもらっている。 ○ 「有志の会」(男性陣の呑み方の会)が、季節の行 ○ 事などを中心的に担っている。 ○ まるごと支え愛事業が今年で2年目になる。永利は ○ 高齢者が集中しているところと、逆に若い世帯が集 ○ 中しているところが極端なところもある。生活支援は ○ 無償ボラでおこなっている。サロン会場等を訪問し ○ ニーズの把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民から困りごとの相談等があった場合、繋ぎ先が ◆ 民生委員なのかアドバイザーなのか場合によっては ◆ 市役所やケアマネといった専門職の場合もあるが、 ◆ それも判断できない。今後は民生委員、アドバイザ ◆ ー、ケアマネなど横のつながりをつくり、顔と活動内 ◆ 容見える関係性づくりが今後とても重要である。 ◆ 地域の住民が、近所の気になる方々の変化に気づ ◆ いたとき、どこに連絡を取ればいいのか分からない、民 ◆ 生委員や自治会長さんなどに連絡をとりやすい体 ◆ 制を築く必要がある。 ◆ 地域での人づくり、世代間交流など新たな関係作り ◆ が必要。 ◆ 永利は小地域ネットワークを構築し、独居老人など ◆ を対象に見守りを組織的行っているが、個人情報 ◆ の問題があり、クレームが入ることがある。 ◆ 民生委員が訪問しても拒否されることがあるが、そ ◆ こで関わりが途切れるのではなく、関わり続け ◆ ことが大切だと思う。 ◆ 隣近所であの人を最近見ないとか、救急車で運ば ◆ れたとか情報が周辺で共有の輪が広がらないとい ◆ けない。今回のような(住民と専門職と)話し合いを ◆ する場が大事。 ◆ ふだんからの顔見知りの関係、つながりづくりは難し ◆ さもあるが、大切なこと。自治会に入っていない人 ◆ との関係づくりはどうしたらよいのだろう。 ◆ 窓口をはっきりさせることや、地域とつながるキーパ ◆ ーソンと信頼関係を結ぶ事が大事であると思う。 ◆ 自治会は横のつながりは強いが、自治会未加入者 ◆ のことはよく分からないし、家族がいるから大丈夫 ◆ という気持ちもある。なかなか、家族のことには入り込 ◆ めないから、地域の集まりにきてもらえるような関係 ◆ 性づくりが必要と思う。 	
		
		

No.4	水引中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分達の地区では、事業ではないがゴミを出せない高齢者のお手伝いをしているところもある。 ○ ケアマネジャーとして、ケアプランの中に地域住民のゴミ出しの手伝いや資源ゴミの協力をしてもらえるようにお願いしている。 ○ 一部の地域では「もえ」のような協力体制がかなり整った自治会もある。他の地域では協力があまり得られていない若い世代もメンバーに加わっており、昔ながらの良い部分が続けている。 ○ 自治会長、民生委員、健やか支援アドバイザー・施設で、年に一回集まり、情報交換をしています。この会ではお互いの活動や近隣の困っている人など、行事のことも含め色々な話をしています。 ○ 集いの場所がなかったことから、部屋はないが外なら広い敷地がある！！との事で月に2回サロンをしています。ない場所には、つくっていきます。 ○ 訪問をする見守りはとてもよいものだと思うが、実際には、訪問されてショックをうける人もいます。 ○ やはり、何でも家族を巻き込んでの対応をしていかないと、いろいろと面倒だと感じる。 ○ 緊急時に誰に連絡すればよいのかがわかれば、ありがたいとおもう。地域のそれぞれの立場の方に電話が来ても誰に伝えればよいのかがわからないので、それを変えたいと思っており一覧表を作っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一人暮らしの高齢者を見守るネットワークは大事である。 ◆ 地域でも、毎日見守りを行うことは難しい。新聞配達・ヤクルト等訪問販売の人の協力がいただけたら助かる。 ◆ 地域の方や専門職が入ることを拒否される方はどこの地域にもおり、関わっていくことの難しさがある。地域としてもどのような関わり方をしていけばよいか課題である。 ◆ 自治会長、民生委員、アドバイザー、生活支援コーディネーター、高齢者学級間での情報交換の場がある。このような連携、ネットワークの場が必要。 ◆ 月1回自治会長会議があるのでこのような場を地域の情報を交換し合う場にしていかなければと思う。 ◆ 閉じこもっている人に対して外出の機会をつくる必要あり。また、楽しく参加できるようなふれあいの場づくりも必要。日常生活のなかで、集まりの場などへ移動するための手段がないため困ることが多い。 ◆ 薩摩川内市にくるくるバスが走ってはいるが、活用しづらい。また料金も値上がっており今ある交通手段を活用しやすいように考えていく必要がある。 ◆ 自治会長、民生委員、アドバイザー等の連携は大切である。 ◆ 何年もかけて困難なケースに取り組んでいるのに、何故何もせず放置しているのかと言われることがある。専門職と地域が共通の課題に取り組むようになれば、このようなことも減るだろうし、良い案も出のではないかと。個人情報取り扱いには考えないと。せっかくの機会を有意義なものにできればよいと考える。 ◆ 田舎は、つながりは強い。だが、自治会未加入者への対応はまだまだだと感じる。訪問すると居留守を使われたりするし、壁を感じる。ゴミ屋敷になっても困るからどうしようか策を考えていきたい。 ◆ 地区ゴミに地域の方から連絡が来るが、その際に「言いづらいかな」と感じさせることがないように日ごろからの関係づくりが大切だと思う。 ◆ 支え合いマップ作りを学び活用、地域の情報の共有を図る必要がある。 ◆ 車椅子使用の方など緊急時に支援が必要な人に対して、誰がどのように動くかという想定をしっかりとしておく必要があると思う。 	
		
<p> 座談会の様子</p>		

No.5	平成中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ ある程度「気になる人」は把握されているため、何かのついでがあるときにまとめて訪問に行くようにしている。また、移動販売車等や地域行事等人があつまる場所に向き情報収集をおこなうようにしている。 ○ 孤独死(発見まで時間を要した)をきっかけに、これではいけないと地域が見守り活動を開始した。 ○ ケア会議を開催して自治会長、アドバイザー等少数で情報共有と今後の連絡体制を構築した。 ○ 気になる方を対象に、緊急連絡先などの情報を地区コミ、自治会長、民生委員、アドバイザーで共有する「カード」を作成して情報共有している。 ○ 困ったときや入院などで長期不在のときに連絡できるように自治会長や民生委員、アドバイザーの連絡先をまとめたものを配布しているが連絡が来たことがない。災害時に要援護者の方が避難する際の情報をとっている。 ○ 自治会未加入者で人間関係を築くのが苦手であるという人も多いため、信頼関係作りを大切にしている。本当に長い付き合いになる。この問題は、地域の方だけでは解決が難しいと感じているので、専門職と地域の方々と一緒に前に進めていければとおもう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 孤独者をつくらない取組みは必要。常日頃からの関係づくり。特に訪問を拒否する人などに対して、放っておくのではなく誰かが関わるようにする。その方が変わるきっかけづくりを誰かがおこなっていく必要がある。 ◆ 特に「気になる人」に対しては誰かしらが関わっていることが多い。それぞれの関わりではいけない。関わっている人同士で情報を共有する必要がある。 ◆ 自分達の地域に住む、災害時の対応が必要な人に対して、事前に対応策を考えていく必要もある。 ◆ 高齢者が高齢者を面倒見る時代になってきた。近所づきあいの大切さを痛感する。 ◆ おせっかいと思われるくらい近所づきあいが大事だ。 ◆ 地区コミレベルだけではなく、中学校区でのネットワークの形成が大事ではないか。 ◆ 今回の座談会に新聞配達の人やヤクルト、ダスキンなどの事業所の人を呼んで情報共有や勉強会ができれば良い。 ◆ 専門職もケアマネジャーはプランを作って月に1回訪問する程度。ヘルパーは1時間程度、デイサービスも毎日行っているとは限らないので介護保険で24時間365日見守ることは不可能。地域の協力が必要。 ◆ これから5年10年先の地域について考えるなら、これから地域を担っていく若い世代にもこの場(座談会)に来てもらいたい。 ◆ 隣近所でも「見守り見守られ」の関係を作っていく必要がある。 ◆ 自治会未加入者に対して若い世帯が多いからどうか加入してほしいけど、役をしなきゃいけない、お金がとられると言った意識があると感じる。どうすればいいだろうか悩む。 ◆ 地域には、ちょっと気になるという人が多い。しかし、関わり方が難しい。その「ちょっと気になる」情報を包括に連絡してもらえれば、専門職が見守ってはいるが、見えてない部分を地域の方が気付いてくださり、そこをちょっとお手伝いしてもらえることで、誰もが住みやすい地域となるのではないだろうか。 ◆ まずは現状のつながりを絶やささないようしていき現状のつながりをより深めていく必要。 ◆ 支援に入りづらい、困っている人がいる場合は、その方が地域にいる様々な立場の人が、張り巡らせている支えあいの網からもれていくことがないように、かかわりを続けていく。 	
		
<p> 座談会の様子</p>		

No.6	樋脇中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別に訪問回数や頻度等は決めてはいないが、気になる世帯を中心にさりげなく訪問するように意識している。 ○ 高齢者でも困りごとを抱えた人を支援している。安否確認の訪問を中心に行っている。 ○ 学校、保健師、在介、アドバイザー、自治会等々と連携している。 ○ ごみ出しの日に、早めに行き、地域の方の様子を見たり、各班ごとに世帯状況の把握をする仕組みをつくった。 ○ 民家を利用し田畑で作ったものを販売し、高齢者の居場所づくりを行っている。 ○ 大雨の際、避難所に高齢者を連れて行った。崖崩れなど大雨に起因する災害に対応する為に動いた。 ○ サロンの手伝いをしている ○ 隣近所、家族とのつながりができている。間に入ることもあり、ごみ出しの相談等があれば、話し合いの間に入ることもある。 ○ 独居高齢者に声をかけて、自宅で食事会を開催している。子どもが好きなので、子ども食堂をしたいと考えていますが、地区子どもがいないので、残念に思う。 ○ 大雨の時には、全世帯に声をかけ把握もしている。 ○ ニーズはあったが担当自治会にサロンが無く、立ち上げた。思考作画しながら何とかやっている。(家族が送ってきて、帰りは支援ボラで自宅送迎している) ○ ある自治会では、健やか支援アドバイザーに自治会の役員になってもらい、連携を密にとるようにしている。 ○ 民生委員とアドバイザーは連携して情報を共有している。 ○ 資源ごみの日に安否確認を行い、来なかった方の家には様子見に見守りを実施しており、特に独居は注意している。ただし、自治会未加入者が大変多く、そのネットワークからは除外されているのが現状である。 ○ 自治会で介護保険についての勉強会を開催しとてためになった。このような形で地域内での勉強会等は必要だとおもう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 年をとっても自治会活動に出てきてくれる。息子・娘は出てこない。世代交代がうまくいかない。 ◆ 活動に参加する人は決まっている。 ◆ 地域も高齢化しており後継者がいないことが悩み。 ◆ 集会所がないというのは何かと不便な点が多く地域としてもとても大きな悩みである。 ◆ 自宅で介護している人の悩み、苦しみは、なかなか判らない。そういう人たちほど隠したがる。 ◆ 高齢者の独居や高齢夫妻にとって、改めて日ごろの訪問活動などを通じて備えることが大事だと感じた。 ◆ 自分の自治会はよく連携がとれていると思うが、大きな地域であればあるほどつながりが薄いのではないかと。 ◆ 地域活性化に貢献したい気持ちは強いが、少子高齢化、担い手不足が深刻である。地域住民の関心を向かせること(どうしたらいいか悩む) ◆ 自治会長、民生委員、アドバイザーとの連携はとても大事！自治会長ではなかなか地域の情報が把握しきれない。民生委員、アドバイザーの情報量が多いことから3者間の連携はとても大事である。 ◆ 高齢者の実態把握で在介が訪問でまわっているが、隅々まで把握することには限界がある。なので地域住民から「気になる」情報についての連絡がくることはとても助かるし、問題が起きずに未然に予防できた方も実際いる。やはり今回のような普段からの繋がりづくりは大事である。 ◆ 夫婦で働いている家庭が多いため、子も親も地域との関わりがない。 ◆ 問題を抱えている家族ほど、人を寄せ付けない。接点づくりができない。 ◆ 何かに参加する人たちは問題ないが、出てこない人にどう対応していくかが課題。 ◆ 自治会に加入しない人への対応をどうすればよいか。(民生委員は訪問している) ◆ 個人情報の問題。知りたい情報をどうやって入手するか。守秘義務の壁があり情報共有の課題がある。 ◆ 隣近所の関係が上手くいく仕組みづくりが必要である。近所付き合いが密になることで、情報が入手できる。近所同士で見守りをしていく必要がある。 ◆ 気軽に集まれる場所、小さな拠点づくりなど「居場所」づくりが必要である。 ◆ 支え合いマップ作りなどで隣近所同士でのつながりを知る。 ◆ 介護予防事業やミニデイサービスの拡充 ◆ 男性一人暮らしへの声かけ ◆ ミニデイは外出をできる仕組みとしてすばらしいと思う。 ◆ 他人をもっとほめてあげるようにみんなが心がければ、困ったときに積極的に手を差し伸べる人が増えると思う。【→そういう地域の雰囲気醸成】 ◆ 傾聴 ◆ やはり、つながりをつくり、変化に対応できる仕組みをつくらなければいけない。 ◆ サロンのあり方、やり方を変えていかないと！楽しいから参加する。役も重たくなっているので、お客さんをもてなすより、持ち寄りとかで参加者として、役の方も上げて臨機応変に対応。係をしてみ始めて大変さがわかる。 ◆ 配達員による見守りネットワーク、住民のウォーキング時の情報などをもっとうまく活用できないだろうか。 	
 <p data-bbox="165 1960 359 1993">📷 座談会の様子</p>		

No.7	入来中		
<p style="text-align: center;">実際におこなっていることなど</p>		<p style="text-align: center;">課題、今後必要なこと</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代との交流のためにゴルフ大会。(世代間交流) ○ 釣り大会、男性サロン。 ○ 後継者育成をしている。 ○ 得意なことを活かした地域貢献 ○ そうめん流し、もちつきなどの青少年事業。 ○ 法人による買い物支援を行っている ○ まるごとささえ愛事業を行っており、コーディネーターが、地域課題(困りごと)の把握に努めている。 ○ 移動手段は、白タク行為にならぬよう、他地区コミの100円ワゴンの取組みを参考としている。 ○ サロン、催し物、買い物などの送迎(近所の方を中心に) 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 何が出来、何をすべきか模索しながら、既存のサロン以外で居場所、高齢者と子たちの交流する場、人々が繋がる場を作りたい。 ◆ 有償運送について、何か出来ることはないだろうか。 ◆ ニーズ把握を行った際に、一番のニーズは移動手段についてのものである。 ◆ 話し相手のニーズも多く、求められている。 ◆ デマンド交通がうまく機能していないように感じる。行き先の配慮が必要だ。 ◆ いくつかの地区が、共通の課題を持っている。それをこの2層から3層に持ち帰り、みんなで話し合うことが大切だと思う。 ◆ それぞれのコミで活動があり、もともとあるつながりも多くある。事業所がこのつながりに入っていけたら、より地域の課題解決の裾野が広がるのではないか。事業所と込みの名刺交換といったことも今後活発になるのではないか。 	
			
 座談会の様子			

No.8	東郷中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会の班長制度を活用して回覧板等で見守りしている。 ○ 移動手段がなくサロンに参加できない人に対して、万が一の事故対応も心配ではあるが、そこは特にきにせず送迎をやっている。考えすぎると何もできない。 ○ 避難勧告報発令時に、避難者の把握を民生委員、アドバイザー、自治会長で連携が図っている。 ○ 黄色のボードを使った高齢者の安否確認をしているので、今後も行っていく。 ○ 福祉ネットワーク会議。独居高齢者のごみ出し、草取り、サロンの送迎、話し相手のボランティアをしています。 ○ 文化福祉部で一人暮らしの家を回っている ○ 高齢者女性の一人暮らしに男性は訪問しにくい為、サロンで横のつながりができた女性の民生委員と一緒に訪問している。 ○ サロンに来られる方は良いが出て来られない方とのつながりをどうしたらよいか。男性が来られないのでまずは男性の自治会長が参加するように、手段の一つとしてそこから始めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 昔に比べて向こう三軒両隣がなくなってきた。 ◆ 自治会未加入世帯や地域から孤立している世帯への対応が難しい。子育て世帯も孤立しがちなので見落とさないようにしたい。 ◆ やはり繋がりが重要だ。そのためには何かきっかけとなる仕掛けを考えたい。 ◆ 地域の輪。向こう三軒両隣が必要であると再確認できた。地域に戻っても何かできないか考えてみる必要がある。 ◆ サロンに男性が少ない。話をしたりお茶を飲んだりではなく、男性の目線に立った内容が必要か？ ◆ モノづくりや目的がある活動、形が残る活動が好まれる。 ◆ サロンへ参加できない人の理由は「移動が困難」。送迎もしたいが万が一の事故対応が不安。 ◆ 自治会長の気配りが必要(隔々まで把握することができないので、気にかけて情報を聞いて把握しておく必要がある) ◆ 自治会長、民生委員、アドバイザー間の連携や情報共有が重要(それぞれの活動点と点の支援ではいけない。常に横の連携を図ることが大事) ◆ 特に「気になる人」や「対応が難しい方々」に対しては特に相性が合いそうな人を中心に関係づくりや見守り活動をしていくことが大切。 ◆ 昔ながらの向こう3軒両となりのお付き合いが大事である。 ◆ 若い人達も巻き込んでいく必要があるが、どのように連携を図っていくかが課題である。 ◆ サロンは情報が集まるため、その場で情報を共有しながら、地域の見守り支援活動をおこなっていくことも大事。 ◆ サロンは活発になってきているが、男性参加者が少ないことが課題。握力測定や体力測定など運動系の内容であれば参加してみてもと思う男性も増えていくのではないか。 ◆ 2層協議体のネットワーク構築や強化について。他団体(郵便局など)も声かけし、巻き込んでいく必要がある。 ◆ 「隣近所や家族が見ているから大丈夫」「誰かがついているから大丈夫」という発想ではいけない。みなに他者には迷惑をかけたくない、また恥ずかしさから、壁をつくりがちである。それを1回の訪問や声かけで取り除けるほうが少ないと思う。断られても根気強くチャレンジする。 ◆ 自治会、民生委員、アドバイザーの連携がしっかりしているところを見習い、全ての自治会が行い、それをコミに集約することにより、役割の責任や負担を分散し軽減できるし、何より連絡・報告がスムーズに出来る。 ◆ 個人情報保護を緩和すれば、話し合いの場はもっと有効になる。 ◆ 誰かが何か困っているときの助ける仕組みづくり ◆ 情報共有が必要だが、守秘義務がネックになるときが。命と守秘義務はどっちが大事なのか。 ◆ 現存の横のつながりも大事にしよう。 ◆ 自治会にもっと入ってもらうようにしてもらい、顔見知りになる。支え合いマップ作りなどで隣近所同士でのつながりを知る。 ◆ 運転免許がなくなったら、困る地域。試験的に、データーの車を地区コミに2年間おき、移動支援をしてみようと考えている。 ◆ 学校や地域行事を通して子どもとの関わりはあるが、親世代との関係が持てていない。親世代とも顔見知りになればいい。 ◆ 民生委員の活動内容を知らない人が多いと思う。大変そうというのだけ伝わって、なり手がいない。 	
 <p data-bbox="165 2011 357 2040">📷 座談会の様子</p>		

No.9	祁答院中	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ 作り過ぎた料理を隣近所に差し入れをしたり、回覧板を持っていく際に話をしたりする。 ○ 元気な高齢者が多く自立された生活をした方が多い。お寺に行くときに高齢者に手添えをしたり、自然な形で助け合っている。 ○ 最近見かけなくなった時は自宅の様子を見に行くようにしている。 ○ サロンがないところもあるが、独居世帯などの把握はできているので気になる世帯には声を日ごろからかけるようにしている。 ○ 「気になる人」で関わらないでほしい！と言われたとき対応できない難しさがある。そのような場合は専門機関につなぎ対応を依頼するようにしている。 ○ 人を寄せ付けない高齢者で家族含め対応に苦労したが、地域の民生委員が緊急連絡先を作ってくださり家族としての安心に繋がったことがあった。 ○ 自治会の持っている情報と、民生委員の情報とすりあわせています。 ○ 資源ゴミの収集日に、気になる方の情報収集をしている。来てない方に対しては連絡し状況を把握します。* 祁答院では、自治会に入っていない方もゴミ捨てを受け入れ(当然のように)している。ので、ゴミで見守りが出来ている。郷中関係や、班会も残っている。気になれば、隣の人が見に行ったり声をかけたりしている。日頃の訪問活動でもつながりを作っています。 ○ 80歳男性、車の免許返納時に付き添いました。 ○ 電話かかってきたついでに買い物をお願いされる。 ○ 隣同士のつながりがある。班のことは大体わかる。それが田舎の良さ。 ○ 市報や自治会費の徴収は戸別配布にしている。月1回は必ず顔を合わせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会未加入世帯の把握は出来ていないので今後の課題である。 ◆ 婦人会の担い手も減少しており、なくなったところもある。 ◆ 介護サービスを利用されることである程度の困りごとは解消できるが、地域とのつながりがなくなることで寂しさを感じている方もいる。また、介護保険サービスだけで全てをまかないきれないため、地域との関わりは必要である。介護保険サービス等と地域の支援双方で協力して関わっていく必要がある。 ◆ サロンは男性の参加者が少ない。長寿大学は男性も多数参加している。ゲートボールがなくなったら家に閉じこもる方が多くなった。 ◆ 黒木は青年部があり2週間に1回踊り練習をしている。大村も通り会という男性の会があり飲み会などを定期的に行っている。新しい団地には地区外からの入居者が多いが、集まりには参加してくれている。 ◆ 自治会未加入者の方や自治会活動にまったく出てこれない方がいる。そのような方に対してどこまで踏み込んでいいのか分からず困ることもある。 ◆ 何が必要か。やはり隣近所との繋がりがりや助け合いだろう。遠くの家族、親戚よりも近くの住民がとても大事。田舎は暗黙のネットワークがきちんと構築されている。このような方を支えていくうえで自然の繋がりがネットワークが絶対に必要である。 ◆ 日頃から、いかに生活状況等を網羅していくか課題です。一週間で、状況が変わるので。 ◆ 高齢者が、将来に希望を持っていない人が多い。 ◆ 自治会未加入者をどうやって把握したらよいか。民生委員は加入・未加入に係らず訪問はする。 ◆ 自治会の未加入者、近所であっても関わりがない。民生委員は訪問するのだが、見守りをどうしたらいいか。 ◆ 逆に自治会未加入者である方々に目を向けないと、見守りが必要である。 ◆ 若い世帯は交流が無いほうが多い。70歳男性独居など。 ◆ 民生委員やアドバイザー、自治会長など色々な方と協力しながらできるように、仕組みづくりを考えていく。心をそだてていくような。 ◆ 見守ること、気にかけてあげる事、月1回でも顔を合わせるような当たり前なことのようで、そうではない。当たり前と思うようなことを実施していく必要がある。 ◆ 8050問題等、どこまで入り込んでいいのか悩むことがある。 ◆ 郵便局の見守りネットワークなどはどうか。 ◆ 問題になるような人ほど地域と繋がっていない。家族に嫌がられたりする。 	
 <p data-bbox="165 1984 357 2018">📷 座談会の様子</p>		

No.10	上甌・里圏域	
実際におこなっていることなど		課題、今後必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> ○ のどかであり時間の流れがゆっくり ○ 人情味があり人柄が良い ○ 魚や野菜など食べ物がおいしい ○ 各団体皆が協力し合っている(各団体) ○ 隣近所での助け合いができています ○ 世代間の壁があまり無い ○ 地域と自然の中で子育てができています ○ 子供との距離が近い ○ 花や景色など自然が美しい 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 店が少なく19時に閉まる ◆ 物価が高い ◆ 船に乗らないと出られない(車代が高い、欠航になる) ◆ 遠慮がちの人が多く(自分の意見を言わない) ◆ 専門病院がない(眼科、整体、耳鼻科など) ◆ 働く場所、働き手がない ◆ 各種施設がない ◆ 高齢独居の居所できる施設がほしい ◆ マンパワーが無く、事業所が縮小されている ◆ 特に夜の交通がない ◆ 空き家が多く、管理させていない所がある ◆ ふるさとを出た家族が希薄化している ◆ 子供の減少により、複式になった ◆ 子供の減少により、地域行事ができなくなった ◆ 地域ぐるみで各々が支えあって生活できる地域(ゴミ処理、買い物、交通手段、近隣付き合い) ◆ 近所同士深い付き合いがなくても、顔、名前が分かり、違和感無くあいさつできる ◆ 子供が安全に楽しく過ごせる地域 ◆ 歩ける範囲に、買い物、銀行、役所等がある生活 ◆ 交通の便が良いところ(免許が無くても) ◆ 周囲と交流しながら趣味ができ、自分の生きがいがある生活の場 ◆ 平凡に不自由なく穏やかに暮らせたらと思う ◆ お互い様の精神で自分のできることをする(ギブアンドテイク) ◆ 隣近所、声かけ、助け合う ◆ 人の意思を理解する。そして行動する ◆ 地域に住むためには自分も一員となり、良くなるように考える ◆ 島で暮らすことの良いところを思い、前向きに生きる 	
 <p data-bbox="165 1955 357 1984">📷 座談会の様子</p>		

No.11	下甌・鹿島圏域		
<p style="text-align: center;">実際におこなっていることなど</p>		<p style="text-align: center;">課題、今後必要なこと</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政としては、見守りができない、訪問給食サービスを受けていない方を対象に、毎週木曜日、15名程度の職員を動員して独居世帯を訪問している。 ○ 元気に暮らしている高齢者もいる。近隣住民は常に安否を気にかけており、近隣の見守り体制はできている。また、離れた家族から毎日安否確認をしてくれることもあり、外から生活の様子を伺うことも行ったりしている。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 何と言っても声かけが大事だと思う。できれば、地域の福祉をよくしたいと思う有志諸君を募ってチームをつくり、声かけや支援を行っていただくと考える。また、特にサロン等に参加しにくい孤立しやすい男性独居老人の支援方法についても今後検討していきたい。 ◆ 訪問してみても、様子がおかしい場合は、一人では家に入らず、誰か付き添ってもらって家に入るようになっている。また、緊急通報装置を設置し、見守りをしていられる方から連絡する必要があるとおもわれる方に通報ができるように体制づくりを行う必要があると思われる。独居世帯だけでなく、高齢者夫婦世帯にも整備が必要と思われる。 ◆ 情報共有のため、各機関が集まったの話し合いの場を設ける。 ◆ 住民全体、地域全体で一人ひとりに対しての支援を行う。 ◆ 社協が鹿島にあれば、相談もしやすいのと思う。 ◆ 独居の方が多く、施設に入所している方も多い。また、鹿島地域は人口減少も進んでおり、空き家が多い。そのような環境の中で見守りが必要なことを痛感しているが、充分に行われていない状況である。 ◆ サロンについては、お茶飲み会として開催されているが、男性の独居老人が参加しにくいようだ。 ◆ 民生委員も安否が気になってはいるが、なかなか十分な訪問ができない状況である。訪問しても、カギを閉めていたり、雨戸を閉め切っていて入れない状況も多い。 ◆ 自宅訪問をできるだけ多く行う必要がある。また、高齢者クラブに参加しているかどうかを確認することで、安否確認をおこなうのがよいと思われる。以前は女性会での声かけもおこなっていたが、そのような会の出席を促すことで安否確認や見守り活動をおこなってよいのではと思う。 	
 <p>📷 座談会の様子</p>		 <p>📷 2層協議体の様子</p>	

用語解説

英字・数字

DV (ディーブイ)

(domestic violence の略)家庭内暴力のことであり、子どもや高齢者への暴力など、家庭におけるさまざまな暴力が含まれ、DV と略称される。わが国では、夫婦などの性的に親密な関係における暴力をDV とよぶことが通例となっており、そこには恋愛関係にある者のデートDV も含まれる。

LGBT (エルジーピーティー)

「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

NPO (エヌピーオー)

(nonprofit organization の略)非営利組織。政府や企業などとは独立して、民間の支援のもとに社会的な諸問題に非営利で取り組む団体。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標。世界共通の17の目標と、目標ごとの169のターゲットから構成されている。国連に加盟している193の国・地域が2030年を期限に達成を目指すもの。

あ行

アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すものである。より多くの人々が利用できる環境を、「アクセシビリティが高い」などと表現する。

イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解があり積極的に支援する経営者や上司のこと。育児に積極的に関わる男性「イクメン」の派生語。イクメンのキャリア・人生、組織としての業績といった多様な要素を考慮しなければならず、高い人間力や管理スキルなどが要求される。

インフォーマル

非公式なさま。略式であるさま。

か行

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の全ての人を対象とした、市町村が行う介護予防事業である。高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるよう、地域全体で支えるとともに、高齢者自身が自分の能力を最大限に生かして、要介護状態となることを予防する目的でスタートした。

介護予防元気度アップ事業

高齢者が地域貢献や社会参加を通して、介護予防に努めることを目的とし、対象事業への参加によって集めたポイントを協力店で利用することができる制度。

かかりつけ医

患者の健康管理について相談にのり、日常的な診療や初期治療にあたる医師。地域の開業医がこれを担い、より詳細な検査や高度な診療が必要と判断した場合には、協力体制にある総合病院等に紹介する。

虐待

繰り返しあるいは習慣的に暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をしたりすること。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待(金銭的虐待)、ネグレクト(養育放棄・無視)等に分類される。

キャリア

過去から将来の長期にわたる職務経験やこれに伴う計画的な能力開発の連鎖を指すもの。「職業生涯」や「職務経歴」などと訳される。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケースマネジメント。または、介護保険制度下で、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

ケアマネジャー

介護支援専門員。介護保険制度のもとに、要介護者のために介護サービス計画(ケアプラン)を作成する社会福祉の専門家。都道府県の資格試験に合格したのち一定の研修を受けることが必要。

ゲートキーパー

内閣府が主導する自殺防止活動の一つ。職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人。

権利擁護

権利を侵害から、かばい守ること。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

高齢者クラブ

健やかな老後を送るために健康と生きがいづくり、地域の奉仕活動への参加等を目標に活動している団体。おおむね60歳以上であれば誰でも入会でききる。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に円滑に対応するため、専門職が様々なニーズに対して妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための拠点。

さ行

サービラーニング

奉仕活動(サービス)と学習活動(ラーニング)の実践を統合させた学習方法。学生が教室で得た知識を地域社会において社会貢献活動を行い、学習者と地域社会が連帯することで双方に利益がもたらされる。定義は厳密に確立しておらず、目的により多様である。教育機関で行われるボランティア活動を教育目的と結びつき、学校主催のプログラムとして行われることが多い。

自治会

同一地域の居住者または民間団体が、自分たちの社会生活を自治的に運営していくために作る組織。

児童虐待

親権者や児童を現に監護するものが、その児童に対し、次に掲げる行為をすること。

- ①身体的虐待
児童の身体に外傷が生じるまたは生じるおそれのある暴行を加える
- ②性的虐待
児童にわいせつな行為をするまたはさせる
- ③ネグレクト
養育を拒否したり、長時間放置するなど、監護を著しく怠る
- ④心理的虐待
児童に対する著しい暴言や拒絶的な対応、面前DV等により心理的苦痛を与える

市民活動災害補償保険

薩摩川内市が加入する、市民団体等が行う市民活動において発生した事故等に対する補償。

市民活動情報サイト

薩摩川内市に事務所を置く、地区コミュニティ協議会・NPO法人・ボランティア団体が情報を掲載することで、情報交換および団体同士の交流、団体と市内外との方の交流を活性化し、まちづくりを促進することを目的として開設している web サイト。



市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に対し、親族や専門職以外の同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

社会資源

利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体など。

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

生涯学習

人々が生涯にわたって、主体的に継続して行う学習。平成2年(1990)に生涯学習振興法が制定され、さまざまな振興策が取られている。

障害者基幹相談支援センター

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続き等の支援を行う。また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援を行う。

少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

食生活改善推進員

自らの健康づくりのため栄養・運動・休養のとり方を知り、日常生活の中に定着させ、一番小さな社会といわれる家族の健康管理者としての役割を発揮し、生き生きと元気に暮らせるようアドバイスを行なう者。

シルバー人材センター

労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。昭和 61 年(1986)の高齢者雇用安定法によって法制化された。

申請主義

国民が申請しなければ年金や健康保険など社会保障制度の給付は受けることができないということ。

スーパーバイザー

指導者、監督者のこと。

スキルアップ

腕前を上げること。技術力を高めること。

健やか支援アドバイザー

地域住民の健康や福祉に関する問題を把握し、高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで安心して生活していけるよう見守り、訪問活動や福祉サービスの情報提供を行い必要に応じて民生委員・児童委員や、在宅介護支援センター及び市の担当課に連絡してくださる方々。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。平成 27 年(2015)から実施されている。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

セーフティネット

病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のこと。同条第 2 項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。

千分率(パーミル)

全体に対する割合を 1/1000 の倍数で表した値。この値にパーミル(記号‰)をつけて呼ぶ。つまり A‰は全体の A/1000。

相互扶助

互いに助け合うこと。互助。

た行

多重債務

複数の金融機関から借金を繰り返し、その結果、返済困難に陥った債務。

団塊の世代

昭和 22 年(1947)から昭和 24 年(1949)ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

地域ケア会議

地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のために課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。

地域生活定着支援センター

保護観察所と協働し、矯正施設(刑務所)等に入所している高齢者や障害者で、出所しても自立した生活を送ることが困難な者に対し、当該施設を出所後、すぐに自立した生活ができるよう福祉サービス等へ繋ぐ支援を行ない、再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう支援する。鹿児島県からの委託で公益社団法人鹿児島県社会福祉士会が業務行っている。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。

地域包括ケアシステム

「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供されるシステムで、市町村の状況にあわせて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく仕組み。

地区コミュニティ協議会(制度)

市民が主体となった地域づくりを促進するために従来の地区における自治会・体育協会・生涯学習振興会・子ども会・老人クラブ等の連絡協議会などの機能(運営体制や助成体制など)や事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な地区コミュニティの組織体制の確立・運営のためのしくみのこと。

データ配信

インターネットを介し、SNS(Facebook、Twitter、Instagram、LINE 等)や、メール等でデータを登録者へ配信すること。

出前講座

市民等の団体が主催する集会等に職員等が講師として出向き、市政の説明や職務上習得した専門知識を生かした実習等を行うことで、市民の理解を深め、学習機会の充実を図るもの。

な行

ニーズ

必要。要求。需要。

ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。ノーマライゼーション。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことをいう。

パブリックコメント

公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き。パブコメ。

ひきこもり

「自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6カ月以上持続しており、精神障害がその第一の原因と考えにくいもの」と定義される。パソコン通信や電話で外の人との接触がある人、家事などをして家族と良好な関係を持っている人は該当しない。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害が発生または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難のため特に支援が必要な者を「避難行動要支援者」という。東日本大震災などの災害時に高齢者らに被害が集中しがちであった反省を踏まえ、平成26年(2014)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の

危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

ファシリテーション

会議やプロジェクトなどの集団活動がスムーズに進むように、また成果が上がるように支援することをいう。

フォローアップ

ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

福祉避難所

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など特別な配慮が必要な「要配慮者」向けの避難所。阪神大震災後の1997年、体調の悪化や関連死を防ぐ目的で、災害救助法に基づく指針に盛り込まれた。市区町村が高齢者施設などから指定し、整備する。

ペアレント・プログラム

保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階において最初のステップとして取り組めるよう開発されたグループプログラム。

ヘルスプロモーション

「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスである」と定義され、すべての人々が自身自身の健康を管理し、QOL(生活の質)の向上を目指して幸せな生活を送ることを目標にしたもの。

法テラス

日本司法支援センター。平成16年(2004)に設立した総合法律支援法に基づき、平成18年(2006)に設立された法人。離婚・相続・契約など民事・刑事を問わず、国民のかかえる法律問題について相談を受け、制度の説明、関係機関の紹介、弁護士費用の立て替え援助、国選弁護人の確保、犯罪被害者支援、司法過疎地域でのサービスなどを行う。

母子保健推進員

地域において、お母さん方と保健師のパイプ役として、母子に関する様々な情報提供、育児に関する相談、健診の受診勧奨など、子育てのお手伝いを行なう者。妊娠中や出産後に自宅へ訪問等も行う。

ボランティア

自発的にある活動に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。篤志奉仕家。

ボランティア休暇制度

労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇であり「社会貢献活動休暇」とも呼ばれる。

ま行

マンパワー

人間の労働力。人的資源。

民生委員・児童委員

社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う名誉職。都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。

向こう三軒両隣

自分の家の向かい側にある三軒の家と、左右二軒の隣家。日頃親しく交際している近隣。隣組の単位ともなった。

や行

ユニバーサルデザイン

健常者だけでなく、障害者・高齢者など、誰もが分けへだてなく利用可能なように設計・デザインされた製品・建物・空間・街など。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

療育

障害のある子どもたちが、社会的に自立できるようにするために行う治療・教育。子どもたちが抱える、困っている特性をできる限り改善し、生かせる長所は伸ばしていく理解・支援。もとは肢体が不自由な子どもを対象としたものであったが、今は、発達障害などその他の障害に関しても支援が行われる。

わ行

ワンストップ

1カ所で用事が足りること。1カ所で何でも揃うこと。